

平成 24 年度

全国知的障害児入所施設 実態調査報告

全国知的障害児入所施設
実態調査報告

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会
児童発達支援部会

はじめに

今年度の調査は、障害者自立支援法のつなぎ法、児童福祉法改正が平成24年4月1日施行された状況の変化の中で迎えた10月1日の状況の実態調査となりました。これまで、改正児童福祉法の施行に向けた準備等に係るさまざまな協議・調整を児童発達支援部会として行ってきましたが、その事情については緊急FAX調査を2回実施し報告したところです。

知的障害児施設は、児童福祉法の改正により、平成24年4月から障害種別毎であった施設が一元化され、福祉型障害児入所施設となっています。本調査は、福祉型の障害児入所施設のうち、知的障害児を中心とした施設としての実態調査となります。今回はその端境期でもあるため、調査項目等は大きな変更をせず、実態の経過を見ることといたしました。次年度以降、これまで継続してきた調査項目を見直していきたいと思えます。

こうした調査データを基に、必要な要望等を行ったことで、心理担当職員や看護師の加算配置が実施され、平成24年4月の報酬改定においては児童発達支援管理責任者配置加算、小規模グループケア加算が新設される等の成果を得ることができました。これらは、本実態調査等の継続的に蓄積したデータを基にした要望の賜物といえます。

本調査結果は貴重な財産であり、お忙しい中での多大な設問への回答にご負担をお掛けした労に報いるためにも、膨大な調査項目を集計・分析した本報告書は大変意義のあるものと自負しています。

今後とも皆様にはご理解とご協力をお願いするとともに、調査の精度の向上に努め、よりよい障害児福祉施策に向けた改革等に役立つことを願っております。

平成26年3月

児童発達支援部会

部会長 田 中 齋

目 次

はじめに	55
調査経過	58
I 施設の状況	60
1. 施設数	
2. 設立年代	
3. 「11年児者併設型」施設の状況	
4. 地域立地の状況	
5. 児童の出身エリア	
6. 定員の状況	
7. 在籍数の状況	
8. 充足率（在籍率）	
9. 措置・契約の決定率	
II 児童の状況	69
1. 年齢の状況	
2. 入所時の年齢	
3. 在籍期間	
4. 入所の状況	
5. 退所の状況	
6. 進路の状況	
7. 家庭の状況	
8. 就学の状況	
9. 障害程度の状況	
10. 重複障害の状況	
11. 療育上の困難な課題の状況	
12. 医療対応の状況	
III 施設の設備・環境と暮らしの状況	103
1. 施設建物の形態	
2. 居住スペースと生活支援スタッフの構成	
3. 居室の状況	
4. 「自活訓練事業」の取り組み状況	

5. 余暇等の状況	
6. 苦情解決等の実施状況	
IV 在宅支援サービスの状況	113
1. 障害児等療育支援事業及び障害児相談支援事業等の実施状況	
2. 短期入所事業の実施状況	
3. 日中一時支援事業の実施状況	
4. 児童発達支援事業・放課後等デイサービスの実施状況	
5. 居宅介護事業（ホームヘルプ）の実施状況	
6. グループホーム・ケアホームの実施状況	
7. 福祉教育事業の実施状況	
8. 在宅支援サービスの実施状況	
V 職員の状況	121
1. 職員の配置状況	
2. 職員の勤務状況	
3. 夜間勤務の状況	
4. 児童と直接支援職員の比率	
VI 施設運営・経営の課題	125
1. 施設の運営費	
2. 他種別施設の併設の状況	
3. 今後の施設整備計画	
4. 在所延長規定の廃止に伴う今後の計画	
5. 障害種別の一元化に向けた対応	
6. 在所延長の理由と対応	
7. 児童相談所との関係	
8. 契約での利用に対する対応	
あ と が き	144
調 査 票	145

調査経過

本調査は、公益財団法人日本知的障害者福祉協会の施設名簿により知的障害児施設、自閉症児施設に対して調査票を送付して回答を得た結果の報告である。

調査対象 知的障害児・自閉症児施設の協会把握施設（236施設）に送付
 （厚生労働省社会福祉施設等調査23年度では知的障害児施設232施設）

調査日 平成24年10月1日

回答数 177施設 回収率75.0%

* 知的障害児施設 234施設

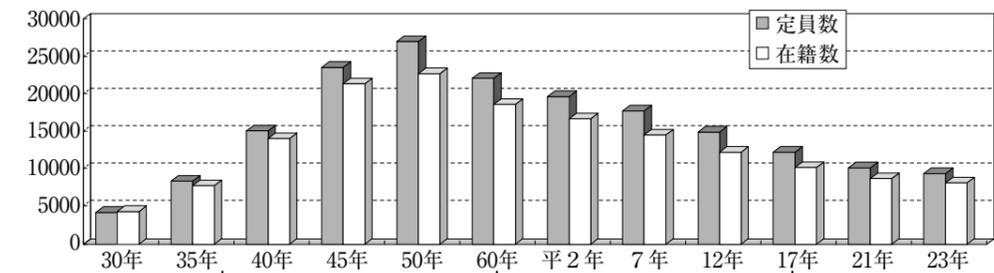
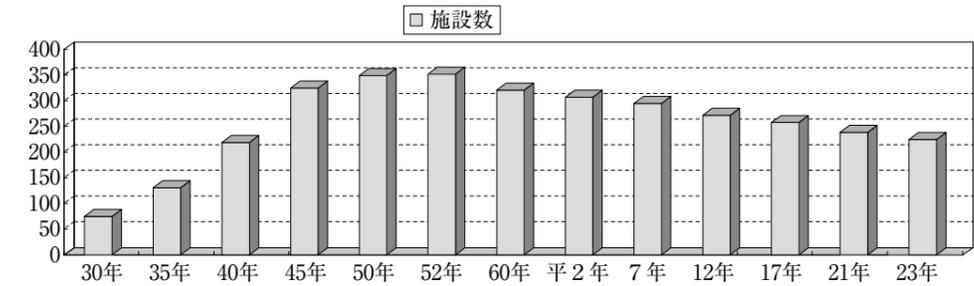
* 自閉症児施設 2施設（医療型・福祉型）の回答データを含む

- 調査データは、平成24年10月1日を基本とし、23年度（H23. 4. 1～H24. 3. 31）の実績を対象としている。
- 割合は、原則として小数第2位以下四捨五入で表示している。基礎数は回答施設数、定員、在籍数とし、必要に応じて設置主体別の数を基礎として比較している。
- 設置主体は、公立公営（事業団含む）、公立民営、私立民営に分類し、データ報告については、公立と私立に分けているが、この場合の公立は、公立公営・公立民営を総称している。
- 地区区分は、協会の地区区分により9地区に分けて整理している。
- 児童福祉法対象年齢を超えた満18歳以上については、年齢超過児ないし過齢児と記している。
- 平成11年に導入された併設型施設については、「11年児者併設型」施設と記し、昭和36年の併設施設は、「併設施設」として区別している。
- 「23年調査」「前年調査」の表記は、平成23年度全国知的障害児施設実態調査報告をさし、「全国調査」は調査・研究委員会が取りまとめた全国知的障害児者施設・事業実態調査を引用している。
- 総数と内訳の合計数が一致しない項目があるが、不明処理等によるものである。
- 項目間により総数に不一致が見られることがあるが、各々の項目の有効回答を最大限活かして集計したためである。

参考「全国社会福祉施設調査による知的障害児施設の推移」

（厚労省：毎年10月1日現在）

	30年	35年	40年	45年	50年	60年	平2年	7年	12年	17年	21年	23年
施設数	75	131	219	325	349	321	307	295	272	255	239	225
定員数	4,281	8,396	15,124	23,582	27,022	22,096	19,694	17,776	14,975	12,152	10,232	9,461
在籍数	4,382	7,791	14,126	21,380	22,758	18,622	16,754	14,597	12,276	10,155	8,827	8,255
充足率	102.4	92.7	93.4	90.6	84.2	84.2	85.0	82.1	81.9	83.5	86.2	87.2



<歩み>

- 昭和32年通園施設設置
- 33年国立秩父学園設置
- 35年知的障害者福祉法制定
- 36年児者併設
- 39年重度棟設置
- 42年63条2項導入・重症心身障害児施設設置
- 42年社会福祉法人設置の施設に国庫補助導入
- 昭和51年在宅緊急保護事業開始
- 54年養護学校義務設置
- 55年自閉症児施設設置
- 55年地域療育事業開始
- 平成2年地域療育拠点施設事業
- 8年障害児者地域療育等支援事業
- 11年児者併設型施設の導入
- 15年支援費制度導入・自活訓練事業の創設
- 17年被虐待加算・重複加算創設
（暫定定員開差率90%）
- 18年10月児童福祉法改正・契約制度導入
障害者自立支援法完全施行
- 23年9月最低基準改正（居室面積4.95㎡等）
- 24年4月障害種別の一元化、63条の2等延長規定廃止

I 施設の状況

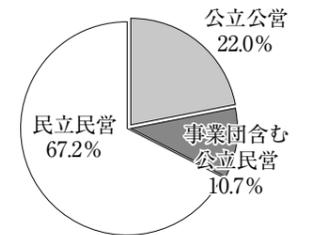
回答施設県別一覧

※不明は現員のうち措置・契約が不明を指す。その数を含めて在籍数は6,042人

地区	県	施設	定員	現員	措置	契約	充足率	措置率	不明	23年充足率	23年度措置率	
東北	1	北海道	11	418	386	133	253	92.3	34.5		92.0	29.3
	2	青森	7	330	229	43	186	69.4	18.8		68.5	15.5
	3	岩手	3	110	110	30	80	100	27.3		93.5	21.3
	4	宮城	1	10	10	2	8	100	20.0		100	38.6
	5	秋田	4	130	126	9	117	96.9	7.1		99.0	13.6
	6	山形	2	60	33	11	22	55.0	33.3		-	-
	7	福島	7	290	238	108	130	82.1	45.4		81.0	51.9
	小計	24	930	746	203	543	82.4	26.5	20	84.3	22.5	
関東	8	茨城	7	230	222	75	147	96.5	33.8		100.4	43.0
	9	栃木	2	70	72	33	39	102.9	45.8		102.0	40.2
	10	群馬	5	164	143	57	86	87.2	39.9		92.4	37.6
	11	埼玉	4	170	113	34	79	66.5	30.1		73.2	29.8
	12	千葉	5	259	243	144	99	93.8	59.3		91.5	56.2
	13	東京	5	324	306	132	174	94.4	43.1		75.8	40.3
	14	神奈川	7	289	237	140	97	82.0	59.1		85.4	76.5
	小計	37	1,606	1,418	662	756	88.3	46.7		86.2	48.2	
東海	17	静岡	10	402	318	231	87	79.1	72.6		79.8	71.8
	18	愛知	4	244	214	206	8	87.7	96.3		84.4	94.7
	19	岐阜	2	90	85	52	33	94.4	61.2		96.7	62.1
	20	三重	4	158	145	116	29	91.8	80.0		89.7	85.1
	小計	20	894	762	605	157	85.3	79.3	1	87.4	77.1	
北陸	21	新潟	6	140	101	17	84	72.1	16.8		77.2	21.7
	22	富山	2	100	58	36	22	58.0	62.1		71.0	47.9
	23	石川	3	100	92	10	82	92.0	10.9		85.0	32.4
	24	福井	1	5	5	2	3	100	40.0		100	10.0
	小計	12	345	256	65	191	74.2	25.4		78.2	27.9	
近畿	25	滋賀	1	100	87	49	38	87.0	56.3			
	26	京都	3	120	87	18	69	72.5	20.7		75.6	22.3
	27	大阪	4	186	167	81	86	89.8	48.5		89.4	60.4
	28	兵庫	4	126	123	46	77	97.6	37.4		97.5	34.7
	29	奈良	2	40	35	20	15	87.5	57.1		80.0	58.3
	30	和歌山	2	80	78	33	45	97.5	42.3		88.0	50.0
	小計	16	652	577	247	330	88.7	42.7	1	88.0	43.1	
中国	31	鳥取	2	85	67	17	50	78.8	25.4		82.4	25.7
	32	島根	4	120	88	52	36	73.3	59.1		66.0	63.6
	33	岡山	4	120	183	124	59	79.6	67.8		84.3	73.7
	34	広島	4	105	88	41	47	83.8	46.6		81.9	37.2
	35	山口	3	120	108	27	81	90.0	25.0		95.0	0
	小計	17	660	534	261	273	83.6	47.3	18	82.2	52.9	
四国	36	徳島	3	130	98	34	64	75.4	34.7		75.5	37.3
	37	香川	2	50	43	20	23	86.0	46.5		82.0	39.0
	38	愛媛	4	110	99	10	89	90.0	10.1		95.5	8.6
	39	高知	1	40	40	9	31	100	22.5		97.5	35.9
	小計	10	330	280	73	207	84.8	26.1		86.5	26.1	
九州	40	福岡	5	230	209	116	93	90.9	55.5		78.8	39.5
	41	佐賀	2	70	58	42	16	82.9	72.4		82.9	70.7
	42	長崎	2	120	108	27	81	90.0	25.0		93.3	41.1
	43	熊本	5	230	196	69	127	85.2	35.2		78.7	33.1
	44	大分	4	172	159	64	95	92.4	40.3		84.9	44.5
	45	宮崎	3	105	75	33	42	71.4	44.0		90.9	46.0
	46	鹿児島	5	180	139	6	133	77.2	4.3		87.6	8.7
47	沖縄	4	102	99	61	38	97.1	61.6		96.7	58.6	
	小計	30	1,209	1,043	418	625	86.3	40.1		85.3	36.8	
	総計	177	7,044	6,002	2,667	3,335	85.8	44.1	40	85.8	42.6	

1. 施設数

施設数〔表1〕は、調査対象236施設のうち、回答のあった177施設の状況である。回答の中には旧自閉症児施設（医療型・福祉型）が1施設あったため、旧知的障害児施設は176施設である。児・者併設型を導入し、本体施設が障害者支援施設となったものも含まれる。



設置主体別では、公立公営39施設（22.0%）、公立民営19施設（10.7%）、民営が119施設（67.2%）となっている。公立系施設は、児童福祉法施行当初から障害児福祉の担い手としての公的責任において自治体が施設を設置してきた背景があり全体に占める比率が高かったが、指定管理者制度、民間委譲が進んでいることから近年減少傾向にある。地区別の公民比率は、国立施設が北海道90.9%、近畿81.3%、九州80.0%の順に高くなっている。北陸地区は昨年度調査では民営が25.0%、公立公営が75.0%と他地区と比較して公立公営の割合が際立って高かったが、今年度調査では民営が41.7%となっており、民営化が進んでいるようである。

表1 施設数

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
計	177		11	24	37	20	12	16	17	10	30
%	100		6.2	13.6	20.9	11.3	6.8	9.0	9.6	5.6	16.9
公立公営	39	22.0	1	10	6	5	7	2	2	3	3
公立民営	19	10.7	0	3	6	2	0	1	2	2	3
民営	119	67.2	10	11	25	13	5	13	13	5	24
* 地区別国立施設の比率			90.9	45.8	67.6	65.0	41.7	81.3	76.5	50.0	80.0

2. 設立年代

設立年代〔表2〕では、グラフのとおり昭和35年から44年の10年間に86施設が設立され、50年代前半で施設設置は概ね済んだといえる。開設39年以上（昭和49年以前開設）が146施設（82.5%）となっている。

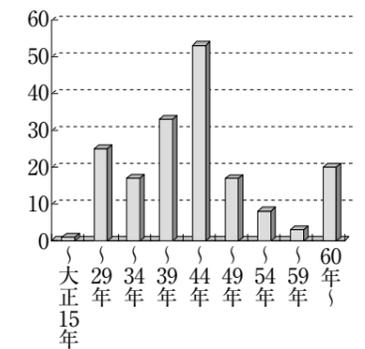


表2 設立年代

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
～大正15年	1	0.6	0	0	0	0	0	1	0	0	0
昭和元年～29年	25	14.1	0	1	8	2	1	5	3	2	3
昭和30年～34年	17	9.6	0	3	5	3	2	1	3	0	0
昭和35年～39年	33	18.6	1	3	11	1	3	3	1	2	8
昭和40年～44年	53	29.9	6	10	3	11	2	2	5	3	11
昭和45年～49年	17	9.6	1	3	6	0	0	2	2	1	2
昭和50年～54年	8	4.5	2	1	1	1	0	1	0	0	2
昭和55年～59年	3	1.7	1	0	1	0	1	0	0	0	0
昭和60年～	20	11.3	0	3	2	2	3	1	3	2	4

3. 「11年児者併設型」施設の状況

平成11年に導入された児・者併設型施設（別名「児童施設有効活用策」と称された）の導入状況〔表3〕は、導入している施設が19施設（10.7%）、うち公立系が4施設、民立が15施設となっている。

本体施設の種別〔表4〕では、本体児童が5施設に対し本体成人が9施設となっている。導入年度〔表5〕では、平成24年度に新たに5施設が児・者併設型施設に移行したことがわかる。児・者併設型導入後の成人施設の定員〔表6〕は、41人以上が8施設（42.1%）と4割以上を占めている。

なお、平成25年3月29日に24年児童福祉法改正による名称等の変更に係る改正が発出、25年4月1日より適用され、この通知により従前の内容や昭和36年の「児童施設等に障害者施設を併設する場合の取り扱い」も廃止となっている。

表3 「11年児者併設型」施設の導入数

	施設数	施設比 (%)	設置主体比 (%)	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
施設数	19	10.7		0	2	4	2	1	1	3	1	5
公立公営	4	10.3	21.1	0	1	1	0	0	0	0	1	1
公立民営	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
民立民営	15	12.6	78.9	0	1	3	2	1	1	3	0	4

表4 本体施設の種別

	施設数	該当比	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
本体児童	5	26.3	0	2	0	0	0	0	1	0	2
本体成人	9	47.4	0	0	4	2	0	0	1	0	2
無回答	5	26.3	0	0	0	0	1	1	1	1	1

表5 導入年度

	施設数	該当比	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
11年度	2	10.5	0	0	1	0	0	1	0	0	0
12年度	2	10.5	0	1	0	0	0	0	0	0	1
14年度	1	5.3	0	0	1	0	0	0	0	0	0
15年度	4	21.1	0	0	2	0	0	0	1	0	1
18年度	1	5.3	0	0	0	0	0	0	0	0	1
20年度	2	10.5	0	1	0	1	0	0	0	0	0
24年度	5	26.3	0	0	0	1	0	0	2	1	1
不明	2	10.5	0	0	0	0	1	0	0	0	1

表6 成人施設の定員

定員	施設数	該当比	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
～20人	4	21.1	0	1	0	0	0	0	1	0	2
～30人	4	21.1	0	0	0	1	0	1	1	1	0
～40人	3	15.8	0	1	0	1	0	0	0	0	1
41人～	8	42.1	0	0	4	0	1	0	1	0	2

4. 地域立地の状況

施設が所在する市町村の人口規模〔表7〕は、1万～5万人未満が52施設（29.4%）、10万～30万人未満が40施設（22.6%）、30万人以上が同じく40施設（22.6%）、5万～10万人未満が33施設（18.6%）となっている。市町村区分〔表7-2〕では、区・市が102施設（57.6%）で最も多く、政令市が23施設、中核市が22施設、町28施設、村2施設となっている。

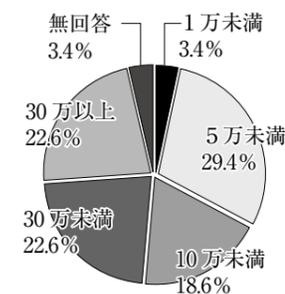


表7 所在地の人口規模

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
1万人未満	6	3.4	0	2	0	0	0	0	0	1	3
5万人未満	52	29.4	7	10	8	3	5	4	4	4	7
10万人未満	33	18.6	0	5	9	2	3	3	2	2	7
30万人未満	40	22.6	1	4	13	6	2	2	5	2	5
30万人以上	40	22.6	3	2	6	9	2	7	5	1	5
無回答	6	3.4	0	1	1	0	0	0	1	0	3

表7-2 市町村区分

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
政令市	23	13.0	2	0	4	4	0	7	4	0	2
中核市	22	12.4	1	3	4	5	2	1	1	1	4
区・市	102	57.6	6	12	26	11	10	5	9	8	15
町	28	15.8	2	7	3	0	0	3	3	1	9
村	2	1.1	0	2	0	0	0	0	0	0	0

5. 児童の出身エリア

措置及び支給決定に係る児童相談所の数〔表8〕では、2箇所が41施設（23.2%）、3箇所が39施設（22.0%）、4箇所が34施設（19.2%）、次いで1箇所が23施設（13.0%）となっている。5～9箇所が33施設（18.6%）、10箇所以上が6施設（3.4%）となっている。10箇所以上が大都市圏の関東に多く、広域的な施設入所の現状を反映している。これは、施設と児童相談所との連携に向けた課題に影響している。

措置及び支給決定に係る児童相談所の数

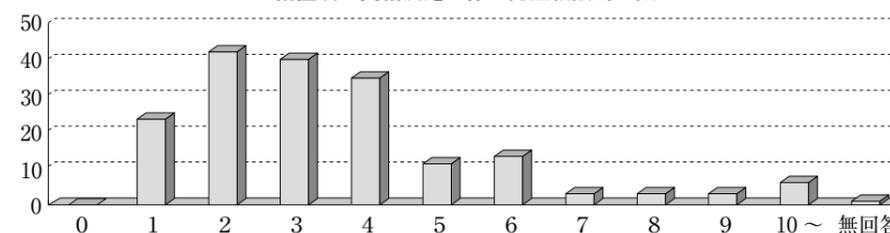


表8 措置及び支給決定に係る児童相談所の数

箇所数	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
1箇所	23	13.0	1	3	1	2	1	3	2	1	9
2箇所	41	23.2	1	7	4	6	5	3	0	3	12
3箇所	39	22.0	2	6	7	1	4	3	6	5	5
4箇所	34	19.2	3	7	7	4	0	3	7	0	3
5箇所	11	6.2	2	1	3	2	0	2	1	0	0
6箇所	13	7.3	2	0	4	2	1	1	1	1	1
7箇所	3	1.7	0	0	2	1	0	0	0	0	0
8箇所	3	1.7	0	0	2	0	0	1	0	0	0
9箇所	3	1.7	0	0	1	2	0	0	0	0	0
10箇所～	6	3.4	0	0	6	0	0	0	0	0	0
無回答	1	0.6	0	0	0	0	1	0	0	0	0

また、都道府県の数〔表9〕では、1都道府県が109施設（61.6%）と最も多く、次いで2都道府県が47施設（26.6%）、3都道府県が15施設（8.5%）、4都道府県が4施設（2.3%）となっている。

児童の出身区市町村の数〔表10〕では、6～10区市町村が57施設（32.2%）と最も多く、次いで、11～15区市町村が46施設（26.0%）、1～5区市町村が35施設（19.8%）となっている。複数の都道府県の利用や区市町村が多数に及ぶ広域からの利用が児童施設の特徴である。

実施主体を区市町村に移行するとさまざまな問題が生じると推察されることから、実施主体は都道府県が望ましいといえよう。

表9 都道府県の数

数	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
1都道府県	109	61.6	9	17	17	13	10	8	10	7	18
2都道府県	47	26.6	1	6	9	5	2	6	7	2	9
3都道府県	15	8.5	1	0	9	2	0	0	0	0	3
4都道府県	4	2.3	0	0	1	0	0	2	0	1	0
無回答	2	1.1	0	1	1	0	0	0	0	0	0

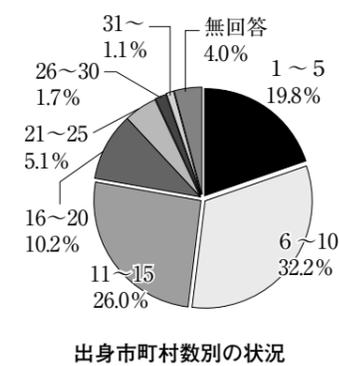


表10 出身区市町村の数

数	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
1～5	35	19.8	2	3	3	7	7	3	3	2	5
6～10	57	32.2	3	10	2	5	3	4	9	6	15
11～15	46	26.0	3	10	10	4	2	4	4	2	7
16～20	18	10.2	3	0	8	1	0	3	1	0	2
21～25	9	5.1	0	0	6	2	0	0	0	0	1
26～30	3	1.7	0	0	3	0	0	0	0	0	0
31～	2	1.1	0	0	2	0	0	0	0	0	0
無回答	7	4.0	0	1	3	1	0	2	0	0	0

6. 定員の状況

回答施設の定員数〔表11〕の総計は、7,044人である。設置主体別にみると、公立系は2,679人（38.0%）、民立は4,365人（62.0%）となっている。地区別では、北陸の公立系が60%を超えているのに対して、北海道では民立が90%を超えている。

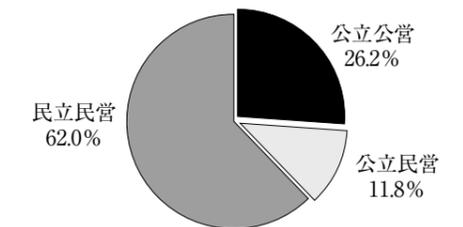


表11 定員数

	人数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
定員数	7,044		418	930	1,606	894	345	652	660	330	1,209
%		100	5.9	13.2	22.8	12.7	4.9	9.3	9.4	4.7	17.2
公立公営	1,846	26.2	32	430	440	294	220	120	75	95	140
公立民営	833	11.8	0	110	263	100	0	30	80	90	160
民立民営	4,365	62.0	386	390	903	500	125	502	505	145	909
* 民立定員比率 (%)			92.3	41.9	56.2	55.9	36.2	77.0	76.5	43.9	75.2

定員規模別施設数〔表12〕をみると、定員30人の施設が46施設（26.0%）と最も多く、41～50人が36施設（20.3%）、31～40人が26施設、11～29人が24施設、71人以上が11施設であった。平成13年には定員90人以上の施設が34施設（12.6%）あったことから、大規模施設が減少傾向にあることがうかがえる。定員29人以下の施設が37施設（20.9%）あるが、これらは昭和36年併設施設や平成11年児・者併設型の施設と推察される。昨年度より10施設、4.6ポイント増加している。

表12 定員規模別施設数

	施設数	%	公立	%	民立	%
～10人	13	7.3	4	6.9	9	7.6
11～29人	24	13.6	5	8.6	19	16.0
30人	46	26.0	9	15.5	37	31.1
31～40人	26	14.7	9	15.5	17	14.3
41～50人	36	20.3	19	32.8	17	14.3
51～70人	21	11.9	6	10.3	15	12.6
71人以上	11	6.2	6	10.3	5	4.2

7. 在籍数の状況

在籍数〔表13〕は、6,042人（定員7,044人）である。設置主体別では、公立公営1,424人（23.6%）、公立民営719人（11.9%）、民立3,855人（63.8%）となっている。

男女別では、男4,176人（69.1%）、女1,822人（30.2%）で、男女比は7：3と男子が多くなっている。

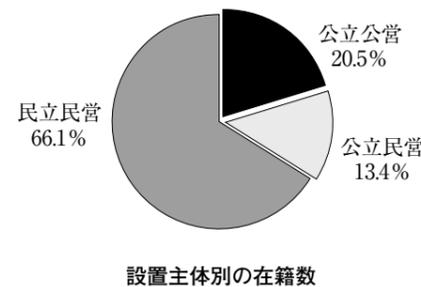
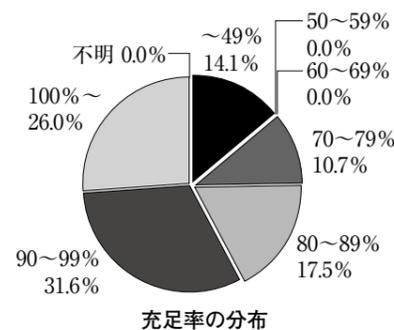


表13 在籍数の状況（全体）

		計	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
在籍数	男	4,176	69.1	281	527	1,015	547	172	504	377	70	683
	女	1,822	30.2	101	206	452	280	58	200	185	35	305
	不明	44	0.7	4	20	0	1	0	1	18	0	0
	計	6,042	100	386	753	1,467	828	230	705	580	105	988
公立公営	男	1,000	70.2	15	185	295	112	133	81	74	22	83
	女	424	29.8	6	79	125	55	46	27	43	11	32
	計	1,424	100	21	264	420	167	179	108	117	33	115
公立民営	男	524	72.9	0	54	174	69	0	47	50	30	100
	女	195	27.1	0	21	67	27	0	18	14	16	32
	計	719	100	0	75	241	96	0	65	64	46	132
民立民営	男	2,652	68.8	266	288	546	366	39	376	253	18	500
	女	1,203	31.2	95	106	260	198	12	155	128	8	241
	計	3,855	100	361	394	806	564	51	531	381	26	741

8. 充足率（在籍率）

回答施設全体の充足率〔表14〕〔表15〕は85.8%で、前年と同水準であった。充足率「90～100%未満」が56施設（31.6%）、「100%」が31施設（17.5%）、「100%超」が15施設（8.5%）で、充足率が90%を超えている施設は102施設（57.6%）である。充足率が90%



以上の施設を設置主体別で見ると、公立23施設（22.5%）民立79施設（77.5%）と民立施設のほうが多いが、該当割合においても民立が公立を上回っている。

設置主体別充足率〔表15〕では、公立公営は77.1%、公立民営が86.3%、民立民営は88.3%で、公立公営の充足率が低い。充足率50%未満は、25施設で、公立14施設、民立11施設となっており、昨年の5施設から5倍に増えている。

平成23年度の年間在籍率別の状況〔表16〕は、「100%超」が16施設（9.0%）、「100%」が12施設（6.8%）、「90%～100%未満」が61施設（34.5%）と、90%以上が89施設（50.3%）を占める一方、90%を下回る施設が78施設（44.1%）あり、新体系定着支援事業（いわゆる9割補償）が平成24年度末で終了したことから対象となっている施設の経営への影響が懸念される。

表14 充足率（定員比）の状況（24年10月）

	～49%	50～60%未満	60～70%未満	70～80%未満	80～90%未満	90～100%未満	100%	100%超	不明
施設数	25	0	0	19	31	56	31	15	0
	14.1	0	0	10.7	17.5	31.6	17.5	8.5	0
公立	14	0	0	8	13	17	4	2	0
	24.1	0	0	13.8	22.4	29.3	6.9	3.4	0
民立	11	0	0	11	18	39	27	13	0
	9.2	0	0	9.2	15.1	32.8	22.7	10.9	0

表15 設置主体別充足率

	施設数	定員	在籍数	充足率
公立公営	39	1,846	1,424	77.1
公立民営	19	833	719	86.3
民立民営	119	4,365	3,855	88.3
不明	-	-	44	-
計	177	7,044	6,042	85.8

表16 平成23年度年間在籍率別の施設数

割合	施設数	%		北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
100%超	16	9.0	公	3	0	2	1	0	0	0	0	0
			民	13	4	1	1	1	3	1	0	1
100%	12	6.8	公	2	0	1	0	0	0	0	1	0
			民	10	0	1	3	2	0	0	0	1
90～100%未満	61	34.5	公	11	0	1	4	3	2	0	0	1
			民	50	2	5	15	7	1	6	3	1
80～90%未満	25	14.1	公	10	0	3	2	1	0	1	0	1
			民	15	0	0	1	1	0	2	6	0
70～80%未満	15	8.5	公	10	0	1	2	0	1	1	1	2
			民	5	0	2	1	0	0	0	1	1
70%未満	38	21.5	公	19	1	5	3	2	3	1	2	1
			民	19	2	1	4	1	2	2	2	1
不明	10	5.6	公	3	0	0	0	1	1	0	1	0
			民	7	2	1	0	1	1	0	0	1

9. 措置・契約の決定率

平成18年10月の児童福祉法改正により契約制度が導入されたが、本調査での報告は6回目となる。

全在籍者数〔表17〕のうち措置が2,632人（43.6%）、契約が3,410人（56.4%）となっており、措置率は前年度（42.6%）とほぼ同水準である。設置主体別では、公立公営が措置43.9%・契約56.1%、公立民営が措置39.9%・契約60.1%、民立民営が措置44.6%・契約55.4%となっており、公立民営の措置率がやや低くなっている。18歳未満の措置率は4,189人のうち2,428人〔表18-1〕で58.0%と前年より2.5ポイント増加している。

地区別では、東海の措置率が78.9%と最も高く、次いで関東46.3%、中国45.1%、近畿42.7%となっている。措置率が低いのは北陸21.5%、四国25.4%、東北27.2%となっている。都道府県の実態は冒頭の施設一覧で示しているが、都道府県による格差が著しい状況が続いている。

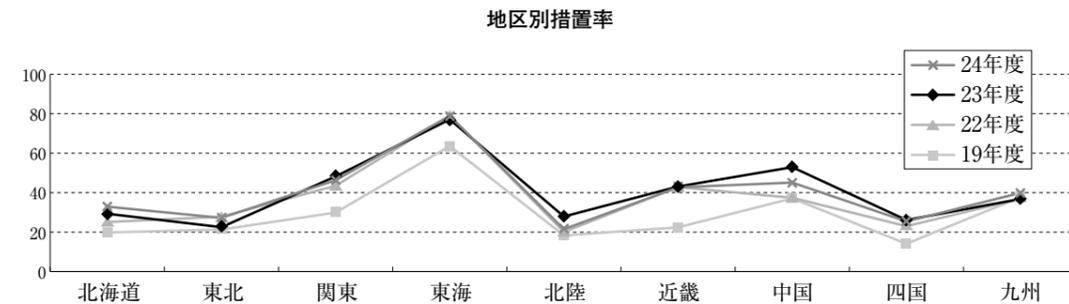


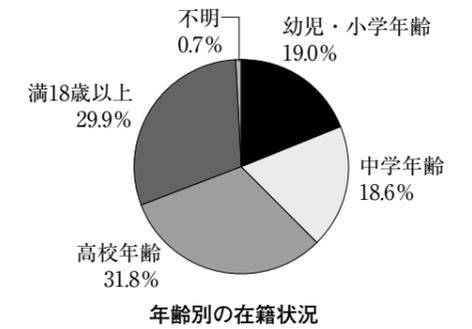
表17 措置・契約の状況

		%	計	都道府県								
				北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
在籍数	男	69.1	4,176	281	522	996	517	171	418	357	201	713
	女	30.2	1,822	101	224	422	245	85	159	177	79	330
	不明	0.7	44	4	20	0	1	0	1	18	0	0
	計	100	6,042	386	766	1,418	763	256	578	552	280	1,043
	うち措置	43.6	2,632	127	208	657	602	55	247	249	71	416
措置率			43.6	32.9	27.2	46.3	78.9	21.5	42.7	45.1	25.4	39.9
公立公営	男	70.2	1,000	15	219	261	145	98	81	40	58	83
	女	29.8	424	6	102	107	72	31	27	20	27	32
	計	100	1,424	21	321	368	217	129	108	60	85	115
	うち措置	43.9	625	10	49	205	168	38	58	18	16	63
公立民営	男	72.9	524	0	54	174	69	0	18	50	59	100
	女	27.1	195	0	21	67	27	0	7	14	27	32
	計	100	719	0	75	241	96	0	25	64	86	132
	うち措置	39.9	287	0	16	119	68	0	10	16	25	33
民立民営	男	68.8	2,652	266	249	561	303	73	319	267	84	530
	女	31.2	1,203	95	101	248	146	54	125	143	25	266
	計	100	3,855	361	350	809	449	127	444	410	109	796
	うち措置	44.6	1,720	117	143	333	366	17	179	215	30	320

II 児童の状況

1. 年齢の状況

回答された在籍児童数は177施設6,042人で、前回調査（166施設5,835人）と比較して在籍児童数は103.5%、207人増加している。在籍児童の年齢構成は〔表18-1〕のとおり前回調査の傾向と大きな変化はないが、18歳以上の割合がわずかに減少していることから、改正児童福祉法の施行に伴う平成30年3月末を見据えた児童施設の将来に向けた取り組みが動き始めたともみることができ、今後を注視していく必要がある。



全在籍児童数6,042名に占める18歳未満の児童（4,189名）の割合は69.3%である。全体に占める措置（2,638名）の割合は43.7%であるが、18歳以下の児童に限ってみると措置児童は58.0%を占めている。それぞれ前回調査の全体の措置割合42.6%、18歳以下の措置割合55.5%と比べ、1.1ポイント、2.5ポイント措置児童が増加している結果になっている。

5歳以下の児童では76.2%、小学生以下では69.0%が措置となっており、前回調査と同様の傾向を示している。措置児童の実数についてみても在籍児童が前年比で2.5ポイント余り増加している中、5歳以下及び小学生以下は今回調査でも増加しており、入所前の児童のおかれている状況等についても注意が必要である。ただし措置の割合は平成18年10月の制度改正以来、都道府県など地域間格差が大きいことが指摘されており、今回調査でも措置が50～90%以上の県が15ある一方、10%台以下が5県あり、こうした格差の解消の推移にも注視していく必要がある。

表18-1 年齢構成（全体）

	人数	%	5歳以下	6～11歳	12～14歳	15～17歳	小計	%
計	6,042	99.3	126	1,021	1,122	1,920	4,189	69.3
男	4,176	69.1	2.1	16.9	18.6	31.8	69.3	
女	1,822	30.2						
不明	44	0.7						
うち措置（再掲）	2,638	43.7	96	707	753	1,289	2,845	47.1
			30	314	369	631	1,344	21.2
うち措置（再掲）			96	696	674	962	2,428	58.0

	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40歳～	小計	%
人数	464	797	407	141	1,809	29.9
%	7.7	13.2	6.7	2.3	29.9	
男	313	591	326	101	1,331	22.0
女	151	206	81	40	478	7.9
うち措置（再掲）	183	22	5	0	210	11.6

表18-2 地区別年齢分布

	5歳以下	6～11歳	12～14歳	15～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40歳～	不明	合計
北海道	8	59	60	96	8	61	64	26	4	386
%	2.1	15.3	15.5	24.9	2.1	15.8	16.6	6.7	0.1	100
東北	6	81	117	273	82	132	55	0	20	766
%	0.8	10.6	15.3	35.6	10.7	17.2	7.2	0	2.6	100
関東	26	274	286	408	114	177	95	38	0	1,418
%	1.8	19.3	20.2	28.8	8.0	12.5	6.7	2.7	0	100
東海	33	181	203	266	31	29	17	2	1	763
%	4.3	23.7	26.7	34.9	4.1	3.8	2.2	0.3	0.1	100
北陸	1	36	34	65	5	41	35	39	0	256
%	0.4	14.1	13.3	25.4	2.0	16.0	13.7	15.2	0	100
近畿	7	79	104	172	54	111	37	13	1	578
%	1.2	13.7	18.0	29.8	9.3	19.2	6.4	2.2	0.2	100
中国	7	89	93	206	52	60	26	1	18	552
%	1.3	16.1	16.8	37.3	9.4	10.9	4.7	0.2	3.3	100
四国	10	44	44	63	23	49	42	5	0	280
%	3.6	15.7	15.7	22.5	8.2	17.5	15.0	1.8	0	100
九州	28	178	181	371	95	137	36	17	0	1,043
%	2.7	17.1	17.4	35.6	9.1	13.1	3.5	1.6	0	100

在籍児童の平均年齢の全国の分布は〔表19〕のとおりであるが、平均年齢18歳未満の施設の占める割合は64.4%と前回調査からわずかに減少しているが、実数では4施設の増と前回調査と大きな傾向の変化はみられない。

見者転換、見者併設の動きとともに、平成30年度から児童施設利用年齢が20歳未満に限定されることを見据えてそれぞれの地域の実情に合わせて児童入所施設の再検討が迫られているが、行政による3者択一の意向調査後

は特に全国的に目立った動きもなく様子見の状態とみられる。しかしながら各地の動向に注目し、地域における障害児福祉施策のメニューを担保するという意味においては、引き続き行政との密接な連携が求められる。

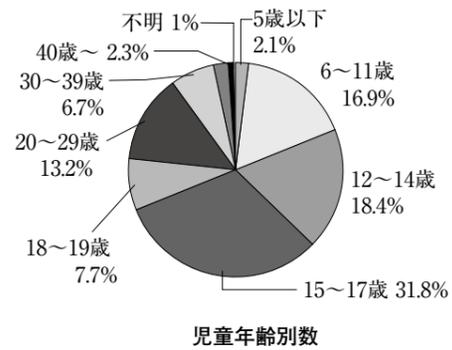


表19 平均年齢

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
10歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10～15歳未満	56	31.6	3	4	11	12	5	2	6	4	9
15～18歳未満	58	32.8	2	10	11	6	3	5	7	2	12
18～20歳未満	19	10.7	0	3	4	2	1	5	0	0	4
20～25歳未満	17	9.6	2	4	3	0	0	1	4	0	3
25～30歳未満	12	6.8	2	1	4	0	1	1	0	1	2
30歳以上	6	3.4	1	0	2	0	2	0	0	1	0
不明	9	5.1	1	2	2	0	0	2	0	2	0
計	177	100	11	24	37	20	12	16	17	10	30

○在所延長児童（過剰児）の状況

前回調査まで6年間微減が続いていた在所延長児童は、今回調査でも同様の傾向がみられる。〔表20〕に見られるように前回調査で過剰児の占める割合が高かった北海道と北陸、近畿、四国地区についてみると、近畿地区が10ポイント以上減少し、北海道、四国地区が微減なのに対し、北陸地区が5ポイント強増加している。北陸地区を除く地区が全入所児童に占める過年齢児の割合は5割以下となっており、中でも東海地区は9.6%、中国地区、九州地区、関東地区がそれぞれ24.7%、28.8%、28.9%と過年齢児の比率が3割を切っており、全体でも前回調査を約3ポイント下回り平成30年度に向けての意気込みもとらえることができるかもしれない。

地区別在所延長率の推移

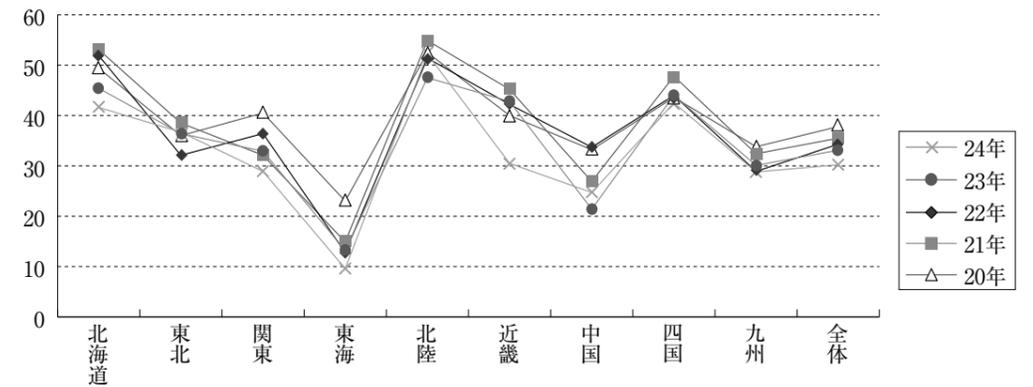


表20 過年齢児数及び地区別加齢児比率

	全体	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
人数	1,809	159	269	424	79	120	215	139	119	285
%	30.2	41.6	36.7	28.9	9.6	52.2	30.5	24.7	42.5	28.8

「満20歳以上の在籍率の状況」〔表21〕から、0%は62施設と前回調査より21施設増加した。20歳以上の在籍率20%未満の施設をみると、全体に占める割合は前回調査より6.3ポイント増加しており実数では17施設増加している。

一方で20歳以上が80%以上を占めるのが9施設、100%が1施設で、この中には平成30年度を見据えた施設の方向性を明確にしている施設が含まれると推測される。いずれにしても、それぞれの地域での人口動態や人口構成なども念頭に、地域における児童福祉の必要な施策の一つとして、地域の児童福祉の将来展望に基づき必要な支援を確保するためにも、それぞれの地域に根ざした対応が求められているといえる。

表21 満20歳以上の在籍率の状況

割合	施設数	%		北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	
0%	62	35.0	公	24	0	5	2	5	5	0	3	1	3
			民	38	3	1	7	6	3	4	4	3	7
10%未満	20	11.3	公	7	0	1	2	0	0	2	0	1	1
			民	13	0	0	3	3	0	0	4	1	2
10～20%未満	23	13.0	公	9	0	3	3	2	0	0	0	0	1
			民	14	2	3	3	1	0	1	0	0	4
20～30%未満	18	10.2	公	5	0	1	2	0	0	1	0	0	1
			民	13	0	3	3	1	0	3	2	0	1
30～40%未満	14	7.9	公	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
			民	13	0	1	2	2	0	2	0	0	6
40～50%未満	6	3.4	公	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0
			民	4	1	1	0	0	1	1	0	0	0
50～60%未満	7	4.0	公	2	0	1	0	0	0	0	1	0	0
			民	5	1	1	0	0	0	0	1	1	1
60～80%未満	17	9.6	公	5	1	1	1	0	0	0	0	2	0
			民	12	1	1	5	0	0	2	1	0	2
80～100%未満	9	5.1	公	3	0	0	0	0	2	0	0	1	0
			民	6	1	0	2	0	1	0	1	0	1
100%	1	0.6	公	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			民	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	公	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			民	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2. 入所時の年齢

「児童の入所時の年齢」〔表22〕をみると、今回調査も6歳の小学校就学年齢時が一番多く、次いで15歳の高等部入学時、12歳の中学入学時が続いているが、6歳児は全体の入所時年齢の中で割合、実数ともに大きな変化はない。15歳、12歳時の入所についても割合、実数ともに大きな変化はみられない。5歳までの幼児の入所割合は少し減っているものの実数では79人増加しており、特に1～3歳までの入所は実数で前回調査から49人増えており、乳児院からの措置変更などが増加傾向にあることが背景である可能性は前年と同様にうかがわれる。

地域別にみると人口集中地域の関東地区は今年も193人と多くなっているが、前年同様に九州地区での就学前児童の入所実人数が168人と他地区に比べ多くなっている。

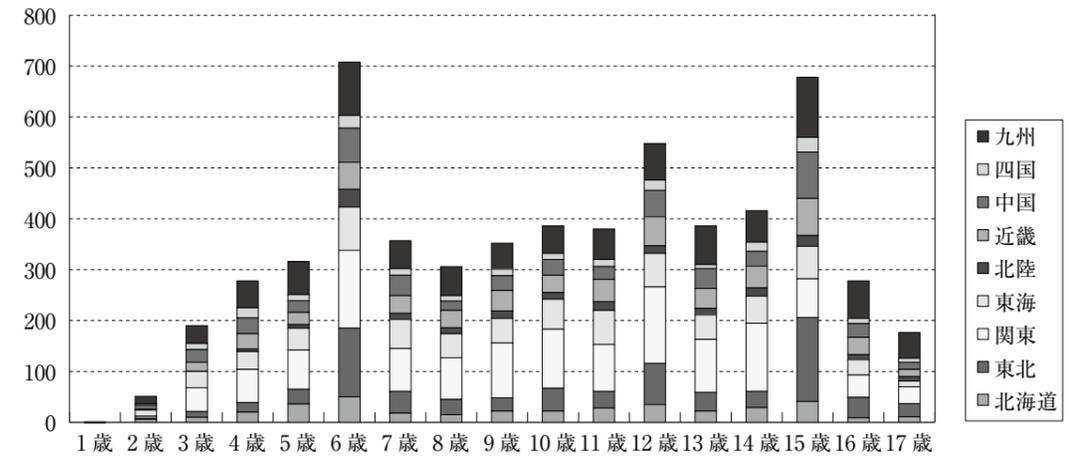


表22 入所時の年齢

	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小計		不明	合計
合計	1	51	190	278	316	836	合計	235	6,042
%	0	0.8	3.1	4.6	5.2	13.8	%	3.9	100
男	1	19	138	202	237	612	男	181	4,211
女	0	17	52	76	79	224	女	54	1,831

	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	小計
合計	708	357	306	352	386	380	548	386	416	678	278	176	4,971
%	11.7	5.9	5.1	5.8	6.4	6.3	9.1	6.4	6.9	11.2	4.6	2.9	82.3
男	496	251	218	247	259	266	356	273	290	457	184	121	3,418
女	212	106	88	105	127	114	192	113	126	221	94	55	1,533

表23 地区別入所時の年齢（%は地区別在籍数比）

		1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小計	%
北海道	男	0	6	8	13	28	55	14.4
	女	0	0	2	7	8	17	4.5
東北	男	0	1	10	15	25	51	7.0
	女	0	1	1	4	4	10	1.4
関東	男	0	2	36	39	54	131	8.9
	女	0	2	11	26	23	62	4.2
東海	男	0	6	21	24	32	83	10.0
	女	0	6	11	11	11	39	4.7
北陸	男	0	0	0	3	5	8	3.5
	女	0	0	0	2	2	4	1.7
近畿	男	0	1	10	23	20	54	7.7
	女	0	1	8	7	4	20	2.8
中国	男	0	6	19	23	16	64	11.4
	女	0	2	6	8	7	23	4.1
四国	男	0	1	10	16	9	36	34.3
	女	0	2	2	4	3	11	10.5
九州	男	1	11	24	46	48	130	13.2
	女	0	3	11	7	17	38	3.8

		6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	小計	計
北海道	男	38	13	12	16	14	22	22	18	22	29	6	7	219	283
	女	12	5	3	6	8	6	13	4	7	12	3	4	83	
東北	男	101	34	24	17	36	22	48	29	25	110	25	19	490	541
	女	34	9	6	9	9	11	33	8	7	55	15	7	203	
関東	男	112	61	62	68	81	67	96	77	87	58	32	26	827	996
	女	41	23	20	40	35	25	54	27	47	18	12	7	349	
東海	男	51	38	29	31	44	43	47	35	34	48	19	9	428	517
	女	34	19	18	17	15	24	19	13	19	16	11	2	207	
北陸	男	23	5	7	11	8	11	12	7	9	13	7	6	119	171
	女	12	7	5	4	5	6	3	6	7	8	3	3	69	
近畿	男	38	28	24	32	19	34	39	30	32	53	20	11	360	418
	女	15	7	10	8	15	10	18	9	11	20	14	3	140	
中国	男	47	27	12	23	17	18	29	25	22	60	15	9	304	371
	女	20	13	6	6	14	7	23	14	7	31	12	5	158	
四国	男	18	9	8	12	7	9	13	7	13	20	7	6	129	201
	女	7	4	3	1	5	5	7	1	5	9	3	2	52	
九州	男	68	36	40	37	33	40	50	45	46	66	53	28	542	713
	女	37	19	17	14	21	20	22	31	16	52	21	22	292	
															330

3. 在籍期間

「在籍期間」〔表24〕は、前回調査同様5～10年未満が1,440人（23.8%）と最も多く、次いで3～5年未満が934人（15.5%）と、前回調査と比べて傾向に変化はみられない。また、1年未満の短期的な利用は、関東、九州、東海地区の実人数が多く、入所時年齢との関連も要因として考えられるかもしれない。

20年以上は0.9ポイント減少しており、児者転換も含め平成24年改正児童福祉法の施行とともに、過年齢児への対応が継続的に進められている様子があらわれている。

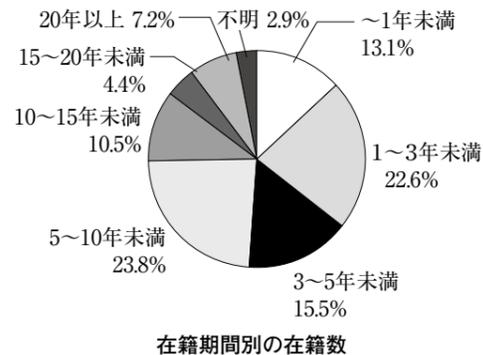


表24 在籍期間

	3ヶ月未満	3～6ヶ月未満	6ヶ月～1年未満	1～2年未満	2～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10～15年未満	15～20年未満	20年以上	不明	計
合計	135	218	437	729	637	934	1,440	634	268	436	174	6,042
%	2.2	3.6	7.2	12.1	10.5	15.5	23.8	10.5	4.4	7.2	2.9	100
男	94	145	289	464	435	615	1,008	471	206	331	153	4,211
女	41	73	148	265	202	319	432	163	62	105	21	1,831

【在籍期間：地区別】

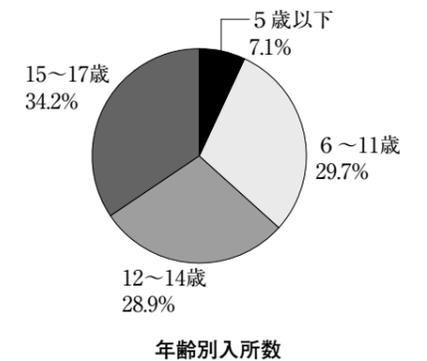
	3ヶ月未満	3～6ヶ月未満	6ヶ月～1年未満	1～2年未満	2～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10～15年未満	15～20年未満	20年以上	不明	計
北海道	7	13	13	35	33	48	86	42	36	73	0	386
%	1.8	3.4	3.4	9.1	8.5	12.4	22.3	10.9	9.3	18.9	0	100
東北	7	34	52	79	104	111	164	96	39	46	34	766
%	0.9	4.4	6.8	10.3	13.6	14.5	21.4	12.5	5.1	6.0	4.4	100
関東	41	51	100	146	137	243	364	144	60	104	28	1,418
%	2.9	3.6	7.1	10.3	9.7	17.1	25.7	10.2	4.2	7.3	2.0	100
東海	24	22	75	134	94	132	208	47	8	11	8	763
%	3.1	2.9	9.8	17.6	12.3	17.3	27.3	6.2	1.0	1.4	1.0	100
北陸	2	8	17	16	23	37	48	31	10	42	22	256
%	0.8	3.1	6.6	6.3	9.0	14.5	18.8	12.1	3.9	16.4	8.6	100
近畿	9	17	35	78	55	86	147	57	40	49	5	578
%	1.6	2.9	6.1	13.5	9.5	14.9	25.4	9.9	6.9	8.5	0.9	100
中国	9	24	51	67	60	96	129	61	27	28	0	552
%	1.6	4.3	9.2	12.1	10.9	17.4	23.4	11.1	4.9	5.1	0	100
四国	8	17	12	31	19	29	71	22	16	27	28	280
%	2.9	6.1	4.3	11.1	6.8	10.4	25.4	7.9	5.7	9.6	10.0	100
九州	28	32	82	143	112	152	223	134	32	56	49	1,043
%	2.7	3.1	7.9	13.7	10.7	14.6	21.4	12.8	3.1	5.4	4.7	100

4. 入所の状況

(1) 入所の状況

「平成23年度の入所数」〔表25〕は、入所児童数は全体で869人、前年比47人の増で、内訳は措置が459人（52.8%）、契約が385人（44.3%）で、入所率は12.3%と0.2ポイント増となっている。

869人の入所児童の中で最も多い年齢層は15～17歳の高校生年齢で289人（33.3%）、次いで6～11歳の小学生年齢の251人（28.9%）、中学生年齢244人（28.1%）となっており、高校生年齢が前回調査と比べ最も多くなっている背景には、後述する障害の程度、多様化等とも大きな関係がありそうである。



平成23年度の新入所児童を措置、契約別にみると、契約で入所する児童は年齢が高くなるにつれて増加しているのに対し、措置入所児童は前年同様小学生年齢時がピークになっている。中学生年齢時も前年度と比較して5ポイント増加し、小学生年齢とほぼ同じ割合になっている。年齢が低くなるにつれて措置児童の割合が高くなっているのは前年度と同じだが、中学生年齢でも契約との差は縮まっているものの措置の要件を満たす児童の範囲が相変わらず多いことを示している。

障害の程度別にみると、療育手帳A-1・2が211人（24.3%）、B-1が218人（25.1%）と、ほぼ同

じ割合・人数になっておりA及びA-1・2とB-1・2を比較するとB-1・2が新入所児童全体の57.8%と前回調査よりもさらに増えており、重度障害者の割合の減少傾向が続いている。その背景は前年度までと大きな相違はないと思われるが、特にB-2が284人と障害の程度別では最も多くなっており、被虐待児童や広汎性発達障害の児童の増加など新入所児童に対する心理面での支援の必要性の高まりや、行動障害への対応など、障害児施設での支援の質の急速な多様化への対応が迫られていることが推察される。

24年度前期の入所数〔表27〕は、659人、在籍数の10.9%で、23年度前期の年間新入所児童1,000人と比べると35%ほど減少している。しかしながら地域によっては（特に大都市圏）年度前半で入所ニーズに対応できなくなり、短期入所制度の長期利用や一時保護委託制度、自由契約や日中一時支援等の組み合わせで対応せざるを得ない状況もあるようで、都道府県というよりも施設の所在する地域状況により大きな違いが出ている様子もうかがえる。保護者の住む地域から遠方の施設利用を選択せず、地域で定員の空きを待つといったことなども考えられる。

表25 平成23年度中の新入所者数（全体）

	人数	5歳以下	6～11歳	12～14歳	15～17歳	不明
全体	869	60	251	244	289	24
措置	459	48	152	138	121	0
	100	10.5	33.1	30.1	26.4	
契約	385	12	99	106	168	0
	100	3.1	25.7	27.5	43.6	

$$\text{入所率} = \frac{\text{入所者総数}}{\text{定員}} \times 100$$

23年度入所率 12.3%

表26 平成23年度新入所者の障害の程度（全体）

	人数	A	A-1・2	B-1	B-2	不明
全体	869	91	211	218	284	64
措置	429	26	91	135	177	0
	100	6.1	21.2	31.5	41.3	
契約	375	65	120	83	107	0
	100	17.3	32.0	22.1	28.5	

表27 平成24年前期（4月～9月）

	人数	5歳以下	6～11歳	12～14歳	15～17歳	不明
全体	659	45	167	177	269	0
措置	307	28	93	101	85	0
	100	9.1	30.3	32.9	27.7	
契約	351	17	74	76	184	0
	100	4.8	21.1	21.7	52.4	

年間入所児童の人数〔表28〕別の状況は、新入所児童数0人が37施設（20.9%）と前年より8.9ポイント増加している。年間新入所児童が5人以上の施設が48施設と前回よりも17施設減少しているが、これは前年度の入所児童の影響とみられる。一方で年度内入所児童0～1人の施設が62施設（35.0%）に上り、地域状況の違いは今後ますます大きくなっていく可能性もあり推移を見守りたい。

入所前の生活の場〔表29〕の調査では、前回調査同様「家庭から」が圧倒的に多く、前回調査より約2ポイント上がり、実人数でも50人増加しており前年度と同様の動きがみとれる。児童養護施設や乳児院を含むその他の児童福祉施設からの入所は、割合に大きな変化は無く、実人数で13人増えた程度だが、他の知的障害児施設からの入所が割合、実人数ともに前回調査と比べ倍以上増えていることについては、平成30年の児・者選択を見込んだ事業所運営に係る影響なのか、あるいは、より地域や専門に特化した療育を求める等の動きからなのか、この調査のみで把握することは難しい。

児童養護施設からの入所は前年と同様の傾向にあり、被虐待児や広汎性発達障害児の児童養護施設の利用が増加傾向にあり、児童養護施設の集団での不適応をきたした子どもの療育目的での障害児施設入所が一因と推察されるのは前回調査と同じであろう。乳児院からの入所も実人数はほぼ同じで、前年度と同様その背景には、児童養護施設の充足率との関係や、障害の早期の確定判断などがあるものとみられる。

表28 年間入所数の状況

入所数	施設数	%	公立	民立
0人	37	20.9	15	22
1人	25	14.1	6	19
2人	30	16.9	4	26
3人	27	15.3	10	17
4人	10	5.6	4	6
5人	14	7.9	4	10
6人	6	3.4	5	1
7人	4	2.3	2	2
8人	5	2.8	0	5
9人	4	2.3	3	1
10人	3	1.7	0	3
11人以上	12	6.8	5	7
計	177	100	58	119

表29 入所前の生活の場

	人数	%
家庭	642	73.9
他の知的障害児施設	59	6.8
児童養護施設	77	8.9
乳児院	23	2.6
その他の児童福祉施設	11	1.3
学校寄宿舎	8	0.9
病院等医療機関	24	2.8
その他	25	2.9
不明	0	0
計	869	100

(2) 入所の理由

「入所の理由」〔表30〕については前回調査と同様に「家族の状況等」「本人の状況等」に分けて複数回答を求めた。どちらも前回調査と比べ傾向に大きな変化はみられず、それぞれの項目での主要因と付随要因の割合もほぼ同様の割合で推移している。保護者の養育力・障害理由や虐待・養育放棄は前回調査とほぼ同じ傾向で、入所児童に占める割合が固定化しつつあることに注目する必要がある。保護者の子育てにおける孤独感や心理的な葛藤なども含めたきめ細やかな背景の把握と支援策が必要であると同時に、育ちの環境からの影響を強く受け、後々の生活に強いマイナス影響を受けがちな子どもたちについて、早い時期からの成育環境面での支援が求められる。

また、前年度調査で指摘されていた「貧困」に起因する入所理由につながる親の離婚・死別や家庭の経済的理由及び保護者の疾病・出産等の理由での入所は今回調査でも横ばいといえる結果となったが、支援の現場での実感からは、種々の理由の陰に貧困のもたらす負の影響を強く感じ取れることも多く、引き続き注視していく必要があるだろう。

一方、本人の状況等では、ADL・生活習慣の確立と行動上の課題改善等いわゆる「療育目的の入所

理由」が圧倒的に多いのは変わらないが、学校就学・通学も僅かながら増加している。高校生年齢の入所の割合と合わせて考える必要があると思われる、特に付随要因の中には児童の成長に伴う体力の増大など家庭での日常生活の中で成長とともに起きてくる困難さも推察され、今後の動きを見ていく必要性が感じられる。

多様な生活環境により強い影響を受けて施設入所に至った児童の支援に際しては、特に家庭の状況に十分留意するとともに、背負いきれないほどの「重い荷物」を負って入所してくる子どもたちに、安心・安全であることを自分自身で感じ、また、自分自身を肯定できるよう、各々の生活歴に即した個別のニーズに丁寧に寄り添っていく支援が一層求められている。

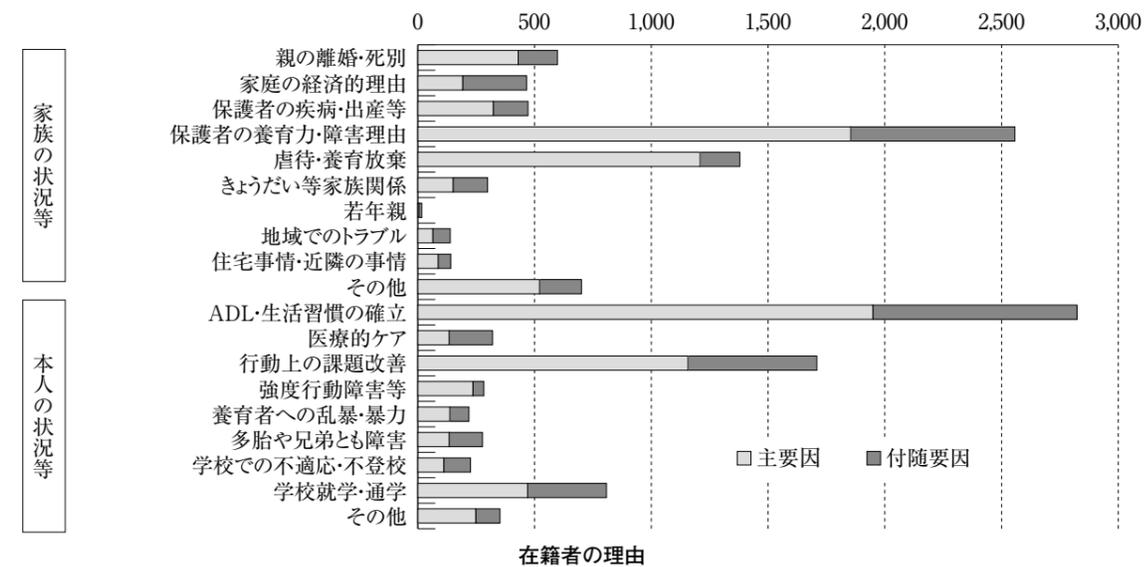


表30 入所理由（複数回答）

内 容	在籍者全員について						うち23年度入所者について						
	主たる要因		付随する要因		計	在籍者比	主たる要因		付随する要因		計	23年度入所者比	
	措置	契約	措置	契約			措置	契約	措置	契約			
家族の状況等	親の離婚・死別	172	258	96	72	598	10.0	20	17	13	14	64	7.4
	家庭の経済的理由	73	119	157	117	466	7.8	2	5	16	11	34	3.9
	保護者の疾病・出産等	132	191	91	58	472	7.9	31	30	20	6	87	10.0
	保護者の養育力・障害理由	908	946	433	270	2,557	42.6	168	129	88	37	422	48.6
	虐待・養育放棄	1,064	145	137	33	1,379	23.0	205	16	40	8	269	31.0
	きょうだい等家族関係	49	102	70	78	299	5.0	7	12	22	19	60	6.9
	若年親	5	0	9	3	17	0.3	2	0	3	0	5	0.6
	地域でのトラブル	32	32	40	35	139	2.3	10	1	19	8	38	4.4
	住宅事情・近隣の事情	11	76	18	36	141	2.4	2	11	1	5	19	2.2
	その他	71	450	43	137	701	11.7	15	81	18	28	142	16.3
本人の状況等	ADL・生活習慣の確立	796	1,153	433	441	2,823	47.1	111	96	72	75	354	40.7
	医療的ケア	63	71	103	83	320	5.3	12	4	15	8	39	4.5
	行動上の課題改善	498	659	272	280	1,709	28.5	88	74	72	59	293	33.7
	強度行動障害等	70	166	19	28	283	4.7	23	27	3	9	62	7.1
	養育者への乱暴・暴力	66	71	33	49	219	3.7	18	17	11	16	62	7.1
	多胎や兄弟とも障害	84	50	94	49	277	4.6	11	8	9	6	34	3.9
	学校での不適応・不登校	45	66	73	42	226	3.8	23	12	27	18	80	9.2
	学校就学・通学	161	309	182	156	808	13.5	29	67	26	35	157	18.1
	その他	95	153	57	47	352	5.9	18	25	13	3	59	6.8
	計	4,395	5,017	2,360	2,014	13,786		795	632	488	365	2,280	

(3) 虐待による入所の状況

「虐待による入所数」〔表31〕を見ると、前回調査（380人）から微増し、398人という結果になっているが、入所理由〔表30〕の家族の状況等と比較すると、保護者の養育力・障害理由により適切な生活支援や発達支援にふさわしい生活環境が用意されないために成長に影響があったり、虐待が家庭内に潜在化する等、まだまだ十分な歯止めがきいていないとかがえる。

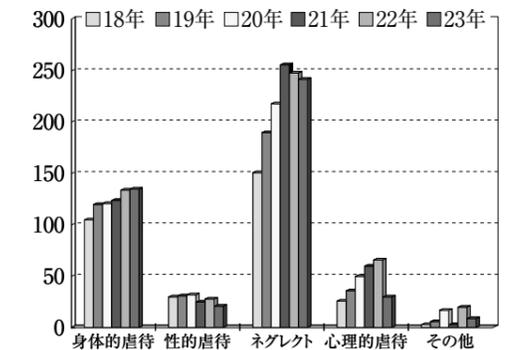


表31 虐待による入所数

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	計
男	80	76	156	184	223	205	199	200	223	229	247	1,942
女	60	50	128	152	156	119	131	168	150	151	151	1,356
計	140	126	284	336	379	324	330	368	373	380	398	3,298

表32 平成23年度 被虐待入所児童の内訳

	児相判断	施設判断
男	215	32
女	122	29
計	337	61

23年度被虐待児加算認定児童の数 261名

24年度（10月1日まで）被虐待児加算児童の数 232名

※ 398人のうち、契約による入所は31名。

「虐待の内容」〔表33〕についても、虐待の種類や割合に大きな変化はみられないが、性的虐待を除く他の3つの虐待の類型は重複して起こることが圧倒的に多いことを考えれば、支援する側は児童虐待、特に障害を持つ児童の虐待に関しては細心の配慮をもって支援にあたることが望まれる。

また、契約児童については、入所前の児童の詳細について、いわゆる児童票の提示がなされないことが多くなっているが、契約で入所した31名が被虐待の状況にあることから、入所している児童の全人的な支援を求められる施設にとって、一人ひとりの育ちの背景を知ることは必要不可欠であり、措置児童と同様の対応を求めていく必要があると思われる。

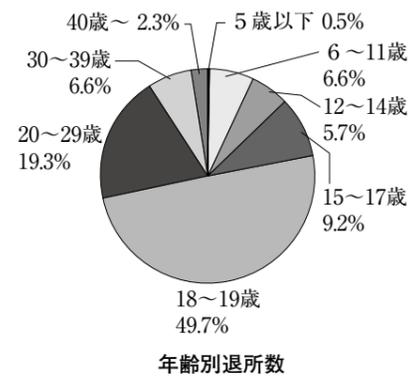
表33 虐待の内容（※複数回答）

		計	入所数比	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	その他
13年	人数	140		87	24	59	20	17
14年	人数	126	9.6	77	24	77	24	3
15年	人数	284	24.1	140	34	131	46	5
16年	人数	336	29.3	156	35	162	24	6
17年	人数	379	30.4	164	42	231	34	1
18年	人数	324	34.0	107	32	153	28	5
19年	人数	330	40.0	122	33	192	38	8
20年	人数	368	49.6	123	34	220	52	19
21年	人数	373	49.4	126	27	258	62	5
22年	人数	380	47.1	136	30	250	68	22
23年	人数	398	45.8	137	23	244	32	11
	%	100		34.4	5.8	61.3	8.0	2.8
	男	247	62.1	85	3	174	21	6
	女	151	37.9	52	20	70	11	5

5. 退所の状況

平成23年度の退所者数〔表34〕は1,009人で、内訳は措置453人、契約556人であった。

年齢では18～19歳の退所が501人（49.7%）と最も多く、前回調査（45.6%）と比して4.1ポイント高く、高等部卒業年との関連が大きいと思われる。次いで20～29歳が195人（19.3%）、15～17歳が93人（9.2%）と順位は変わらないが、満18歳以上の退所が786人（77.9%）と23年調査より4.0ポイン



ト増加し、障害者福祉サービスへの移行が増加していると思われる。

措置・契約別では、契約が556人で措置453人より103人多いが、前年度調査に比べて18～19歳は人数が逆転し措置の方が多くなっている。平成24年度の制度改正による在所延長規定廃止の影響と推察されるが、中軽度の児童の増加も一因と考えられよう。

24年度の上半期（4月～9月）は250人と、前回の半期の281人を31人余り下回っている。前年度末までに進路が決まった結果とも考えられる。

表34 平成23年度退所数

		退所数	5歳以下	6～11歳	12～14歳	15～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40歳以上
18年度		1,150	12	101	89	158	405	288	89	8
		100	1.0	8.7	7.7	13.6	34.9	24.8	7.7	0.7
19年度		880	13	69	45	89	362	219	76	7
		100	1.5	7.8	5.1	10.1	41.1	24.9	8.6	0.8
20年度		853	7	62	55	96	377	174	80	2
		100	0.8	7.3	6.4	11.3	44.2	20.4	9.4	0.2
21年度		802	19	56	51	98	325	191	48	14
		100	2.4	7.0	6.4	12.2	40.5	23.8	6.0	1.7
22年度		857	3	57	56	108	391	177	50	15
		100	0.4	6.7	6.5	12.6	45.6	20.7	5.8	1.8
23年度	措置	453	2	37	40	49	259	58	7	1
		100	0.4	8.2	8.8	10.8	57.2	12.8	1.5	0.2
	契約	556	3	30	18	44	242	137	60	22
		100	0.5	5.3	3.2	7.8	42.8	24.2	10.6	3.9
北海道	措置	25	0	1	1	2	14	6	1	0
	契約	39	1	2	1	6	15	5	6	3
東北	措置	25	0	1	3	3	17	1	0	0
	契約	76	2	2	2	6	41	20	3	0
関東	措置	110	0	15	4	12	66	13	0	0
	契約	121	0	19	8	9	46	31	8	0
東海	措置	115	0	13	16	16	58	12	0	0
	契約	43	0	1	4	4	15	10	3	6
北陸	措置	23	0	1	2	0	6	10	4	0
	契約	69	0	0	0	6	9	23	26	5
近畿	措置	32	0	0	4	1	20	6	1	0
	契約	48	0	2	1	4	18	13	7	3
中国	措置	55	0	2	5	4	41	2	1	0
	契約	37	0	0	1	1	24	9	2	0
四国	措置	4	0	1	0	0	2	0	0	1
	契約	23	0	0	1	3	9	8	1	1
九州	措置	64	2	3	5	11	35	8	0	0
	契約	100	0	4	0	5	65	18	4	4

表34-2 平成24年4月から9月の退所状況

	退所数	年齢別								
		5歳以下	6～11歳	12～14歳	15～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40歳以上	
24年 4月～9月	措置	94	3	16	9	13	46	4	3	0
	契約	156	1	14	10	22	30	66	11	2
北海道	措置	12	0	1	2	1	4	2	2	0
	契約	9	0	1	1	1	2	2	2	0
東北	措置	2	0	0	0	0	2	0	0	0
	契約	22	0	0	1	2	2	16	1	0
関東	措置	14	1	1	4	1	7	0	0	0
	契約	52	0	7	4	4	10	20	7	0
東海	措置	18	1	7	0	4	4	1	1	0
	契約	8	0	0	0	1	1	6	0	0
北陸	措置	2	0	0	0	0	2	0	0	0
	契約	5	0	1	1	1	0	1	1	0
近畿	措置	10	1	0	0	0	9	0	0	0
	契約	20	0	1	1	2	4	12	0	0
中国	措置	9	0	0	1	1	7	0	0	0
	契約	8	0	1	1	3	3	0	0	0
四国	措置	4	0	1	0	0	3	0	0	0
	契約	4	0	1	0	0	3	0	0	0
九州	措置	23	0	6	2	6	8	1	0	0
	契約	28	1	2	1	8	5	9	0	2

平成23年度に契約利用で経済的負担を理由に退所〔表34-3〕したのは3名、利用料滞納のまま退所〔表34-4〕したのが19人となっている。

平成23年度の年間退所人数別の状況〔表34-5〕をみると、0人が16施設（9.0%）、1～2人が40施設と22.6%を占め、3～5人が46施設で26.0%となっている。通過型施設である児童施設の退所がゼロというのは在所延長措置があることも関係している。10人以上の退所は32施設18.1%と前回調査より1.3ポイント増加しているが、いずれにしても児童施設として入れ替わりが少ないのが特徴といえる。

表34-3 契約児童で経済的負担を理由とする退所

	人数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
23年度	3	0.3	0	0	0	0	0	0	1	0	2
24年度（9月末）	2	0.8	0	0	0	0	0	0	1	0	1

表34-4 契約児童で利用料滞納のまま退所

	人数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
23年度	19	1.9	1	5	3	0	1	6	2	0	1
24年度（9月末）	13	5.2	0	3	1	1	0	2	2	0	4

表34-5 平成23年度 年間退所数別の状況

退所数	施設数	%	公立	私立
0	16	9.0	3	13
1	28	15.8	10	18
2	12	6.8	6	6
3	17	9.6	1	16
4	14	7.9	2	12
5	15	8.5	7	8
6	13	7.3	3	10
7	9	5.1	2	7
8	10	5.6	3	7
9	11	6.2	5	6
10	9	5.1	2	7
11～14	15	8.5	9	6
15～19	4	2.3	2	2
20～	4	2.3	3	1
計	177	100	58	119

○入退所の推移

ここ10ヵ年の入退所の推移〔表34-6〕を整理したものである。回答数が毎年異なるので全施設の状況とは言えないが、17年を除き入所数より退所数が上回り、在籍数の減少傾向を示している。更に23年度は18年度以来再び3桁の減少となっている。

施設の在籍数の増減をみると、減少したのが104施設（58.8%）で前年度調査に比べ41施設の増加、増加したのが39施設（22.0%）28施設の減少となっている。全体の在籍数は減っているものの、入所児童のニーズの高低が地域によって差があると思われる。

表34-6 平成23年度の在籍数の増減（入所数－退所数）

	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	計
入所数	1,303	1,177	1,145	1,246	954	826	817	752	822	822	9,864
退所数	1,470	1,222	1,191	1,161	1,150	880	832	802	857	1,009	10,574
増減	-167	-45	-46	85	-196	-54	-15	-50	-35	-187	-710

増 減

増減	施設数	%	公立	私立
～-10	5	2.8	3	2
-9～-5	31	17.5	10	21
-4～-1	68	38.4	24	44
0	34	19.2	9	25
1～4	34	19.2	9	25
5～9	5	2.8	3	2
10～	0	0	0	0
計	177	100	58	119

6. 進路の状況

退所児童の進路〔表35〕は、生活の場「障害者支援施設に入所」が386人（37.9%）と前回調査より約4ポイント増加している。生活の場「家庭」は285人（28.0%）と、前年比で1.4ポイント減少している。幼児・学童に限れば横ばい状態である。

グループホーム等への移行は、20年調査以降年々増加しているが、22年度134人（16.7%）、23年度166人（18.8%）で同人数となっているが、2.5ポイント減少している。

一般就労は109人（10.7%）で、23年調査75人（8.5%）から34人2.2ポイント増加している。中軽度児童の増加や、障害者雇用の制度の影響が反映されていると思われる。

退所後の予後指導〔表36〕は、「実施した」が80施設（45.2%）394人（38.7%）となっており、「実施していない」が48施設（27.1%）である。年度による大きな変化は無いものの、退所後のフォローと、移行時におけるつなぎの支援が重要である。

表35 23年度退所児童の進路

		人数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
家庭から就学	措置	71	15.7	2	1	13	31	3	5	7	1	8
	契約	57	10.1	9	4	24	5	1	3	2	4	5
家庭から保育所・幼稚園等へ	措置	4	0.9	0	0	0	1	0	0	0	0	3
	契約	3	0.5	0	2	1	0	0	0	0	0	0
家庭から一般就労	措置	8	1.8	0	2	1	2	0	1	1	0	1
	契約	21	3.7	0	5	0	8	0	2	2	1	3
家庭から就労支援A・福祉的就労	措置	32	7.1	1	2	3	12	0	2	6	0	6
	契約	44	7.8	1	15	4	2	2	5	4	1	10
家庭から成人通所・生活介護等事業	措置	18	4.0	3	0	1	6	1	0	5	1	1
	契約	27	4.8	2	5	4	1	4	0	1	1	9
宿泊型自立訓練から一般就労等	措置	12	2.6	1	3	3	1	0	0	0	0	4
	契約	7	1.2	1	1	1	0	0	0	0	0	4
企業の寮等から一般就労	措置	3	0.7	0	0	0	2	0	0	0	0	1
	契約	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
グループホーム等から一般就労	措置	40	8.8	0	0	14	4	1	8	5	1	7
	契約	18	3.2	0	4	7	0	1	1	1	0	4
グループホーム等から福祉的就労	措置	64	14.1	2	3	19	13	1	12	6	0	8
	契約	44	7.8	1	7	12	3	6	6	2	0	7
障害者支援施設に入所	措置	109	24.1	10	4	33	19	2	5	19	1	16
	契約	277	48.9	16	21	51	27	67	17	19	14	45
成人援護施設以外の施設入所	措置	6	1.3	0	0	2	3	0	1	0	0	0
	契約	14	2.5	6	0	0	0	1	7	0	0	0
他の知的障害児施設に変更	措置	19	4.2	0	1	7	6	1	0	1	0	3
	契約	9	1.6	0	0	7	1	0	1	0	0	0
他の児童福祉施設に変更	措置	14	3.1	1	2	8	1	0	0	0	0	2
	契約	3	0.5	0	3	0	0	0	0	0	0	0
その他（例…病院等）	措置	28	6.2	6	3	3	2	2	3	6	0	3
	契約	42	7.4	5	6	5	1	1	1	4	6	13
不明	措置	25	5.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	契約	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	措置	453	100	26	21	107	103	11	37	56	4	63
	契約	566	100	41	73	116	48	83	43	35	27	100

表36 23年度退所者の予後指導

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
実施した	80	45.2	6	12	17	10	4	6	7	2	16
実施していない	48	27.1	2	6	10	5	6	4	4	4	7
無回答	49	27.7	3	6	10	5	2	6	6	4	7
計	177	100	11	24	37	20	12	16	17	10	30

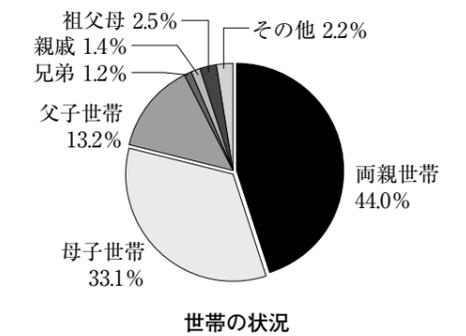
【実施した人数】

	人数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
予後指導実施	394	38.7	31	46	82	61	22	31	48	6	67
予後指導実施回数	647	63.5	49	41	153	134	27	72	67	8	96
退所者	1,019	100	64	24	66	26	92	30	17	27	51

7. 家庭の状況

(1) 家庭の状況

家庭の状況〔表37〕は、両親世帯が2,659人（44.0%）と前回調査より1.7ポイント減少している。母子世帯の構成比率が33.1%で0.3ポイント減少し、父子世帯の構成比率は13.2%と0.8ポイント増加している。親がいないと推測される「兄弟」「親戚」「祖父母」「その他」が443人（7.3%）と前回調査時点より8人減少している。



世帯別の措置率をみると母子世帯55.3%、父子世帯42.8%、両親世帯33.5%と、一人親世帯に措置が多くなっ

ているが、両親世帯であっても前回調査に比べ3.3ポイント増加している。親戚や祖父母等は契約の法的根拠のない場合においても契約が多くみられている。また、兄弟・姉妹で入所しているのが208世帯、524人で1世帯平均2.5人となっている。

このような家庭基盤の状況は、家庭での養育困難、扶養力の低下等が背景にあり、また、親がいない場合や社会的養護を要することが多く、児童福祉法改正での利用契約による施設利用が難しいケースが多いことから公的責任で対応する必要性が高いことが示されている。

なお、法定代理人等を見ると、未成年後見30人で11名の増、また成年後見18人で4名の増となっている。

表37 家庭の状況

	人数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
両親世帯 (うち措置)	2,659	44.0	185	411	557	355	138	226	227	118	442
母子世帯 (うち措置)	2,000	33.1	138	193	499	274	85	185	161	82	383
父子世帯 (うち措置)	797	13.2	34	113	229	105	19	78	68	28	123
兄弟 (うち措置)	75	1.2	3	3	21	4	8	12	8	0	16
親戚 (うち措置)	82	1.4	9	9	19	10	3	9	5	2	16
祖父母が保護者 (うち措置)	152	2.5	11	12	40	16	2	17	16	13	25
その他 (うち措置)	134	2.2	4	10	43	15	2	19	16	4	21
未成年後見 (うち措置)	30	0.5	6	2	10	5	1	0	0	2	4
成年後見 (うち措置)	18	0.3	0	2	6	0	1	3	1	0	5
兄弟姉妹で入所											
世帯	208	-	16	25	30	35	6	19	20	11	46
人数	524	8.7	36	56	73	110	15	41	44	23	126
措置世帯	142	-	13	13	14	31	4	17	14	8	28
措置人数	359	-	29	27	46	96	10	33	32	16	70

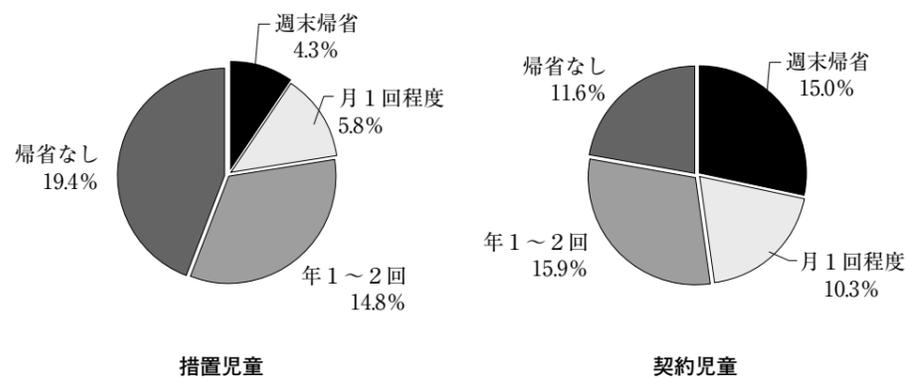
(2) 帰省・面会の状況

先に述べた家庭の状況〔表37〕を背景に帰省の状況〔表38〕をみると、帰省が全く無く家族交流がない児童は1,878人（31.1%）と前回調査より1.7ポイント増加している。

週末帰省は19.3%と前回と変わらず、月1回程度も16.2%で6割強が年に数回か、まったく帰省できない状況にあり、家庭の雰囲気を知らないまま育つ子どもが多いことを示している。

帰省できない理由〔表39〕は、「親がいない」が222人（3.7%）、「家庭状況（や虐待等の事情）から帰せない」は920人（15.2%）、「本人の事情で帰らない」248人（4.1%）と合わせると、家はありながらも何らかの理由で帰省ができない児童の比率は高い。

措置・契約別でみると措置の家庭が帰省・面会が少なく、契約でも全児童の11.6%が帰省できないことは契約制度適用が子どもの最善の利益からみて問題があるといえよう。



面会〔表40〕は月1～2回が24.3%と最も多いが、前年より1.0%増加している。被虐待等で制限されている家庭が、141人と前年度同様である。家族の訪問なしは、910人（15.1%）で1.1ポイント減少している。家庭基盤そのものが脆弱化し、崩壊して入所に至る児童の多いことがここにも表れている。家族との再統合も含め、親や家族との関係改善が今後の課題になってくると思われる。

表38 帰省の状況

		人	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
週末帰省	措置	257	4.3	7	25	28	100	21	16	27	7	26
	契約	909	15.0	59	279	131	89	79	72	67	44	89
月1回程度	措置	352	5.8	9	25	62	117	6	21	55	5	52
	契約	625	10.3	68	117	94	30	25	75	54	34	128
年1～2回	措置	896	14.8	56	67	207	189	15	68	102	23	169
	契約	961	15.9	86	94	281	18	52	61	66	42	261
帰省なし	措置	1,175	19.4	50	89	405	219	29	140	71	19	153
	契約	703	11.6	36	78	240	33	51	101	59	25	80
在籍児童の総数	人	6,042	-	386	766	1,418	763	256	578	552	280	1,043
	日	62,181	-	6,455	11,024	7,972	3,944	2,486	2,335	2,901	1,314	23,750

※ %は在籍数による。不明数は未記入

表39 帰省できない理由

		人数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
親がいない	人数	222	3.7	12	17	78	25	14	27	19	6	24
	事業所数	99	-	8	10	26	14	4	12	8	3	14
地理的条件	人数	22	0.4	4	4	5	1	0	2	0	1	5
	事業所数	18	-	3	3	3	1	0	2	0	1	5
本人の事情で帰らない	人数	248	4.1	26	14	73	21	9	50	17	6	32
	事業所数	65	-	5	5	18	7	3	10	6	1	10
家庭状況から帰せない	人数	920	15.2	65	83	364	165	24	110	63	32	14
	事業所数	145	-	7	21	33	20	7	15	12	7	23
その他	人数	14	0.2	1	2	3	0	2	0	3	1	2

表40 面会等の状況

	人数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
家族の訪問なし	910	15.1	47	47	328	101	26	102	63	30	166
月1～2回来園	1,469	24.3	50	227	313	233	128	185	109	56	168
学期に1回来園	1,057	17.5	43	128	217	143	21	125	89	30	261
年に1～2回来園	921	15.2	36	79	248	134	24	89	70	36	205
職員引率で家庭に	52	0.9	2	6	15	3	1	8	3	0	14
面会の制限が必要	141	2.3	4	21	55	24	1	14	8	0	14

(3) 保護者との連携

施設と保護者との連携では、家庭訪問の実施〔表41〕は「実施している」69施設（39.0%）で、訪問回数延べ503回と前年調査より71回増加している。

保護者会〔表43〕は、135施設で組織されているが19施設で組織されていない。施設と保護者との懇談の場〔表44〕を設けているのは157施設、回数は年2回が51施設（28.8%）と多く、年1回が37施設（20.9%）と、前年より年2回としている施設が増加している。年10回以上は16施設（9.0%）に止まっている。

保護者への記録類の開示〔表46〕は開示しているが140施設（79.1%）で、5.6ポイント増加している。家庭（家族）との再統合の課題や、子どもの育ちを施設と保護者が一体となって保障するという状況を作るためには更なる努力が必要といえるだろう。

表41 家庭訪問の実施

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
実施している	69	39.0	3	14	9	9	5	6	7	2	14
実施していない	93	52.5	8	9	23	10	7	8	9	6	13
無回答	15	8.5	0	1	5	1	0	2	1	2	3

表42 23年度 家庭訪問実績

	数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
訪問施設数	66	-	3	13	9	9	4	5	7	2	14
訪問延べ回数	503	-	13	55	37	133	32	42	79	19	93

表43 保護者会の状況

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
組織されている	135	76.3	10	20	26	13	12	11	15	8	20
ない	19	10.7	0	1	4	6	0	0	1	1	6
参加が少なく成立しない	20	11.3	1	2	7	1	0	5	0	1	3
無回答	3	1.7	0	1	0	0	0	0	1	0	1

表44 保護者との懇談の場

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
設けている	157	88.7	10	22	31	19	12	16	14	8	25
設けていない	16	9.0	1	2	5	1	0	0	3	1	3
今後実施予定	1	0.6	0	0	0	0	0	0	0	1	0
無回答	3	1.7	0	0	1	0	0	0	0	0	2

表45 懇談の回数

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
年1回	37	20.9	4	6	8	3	1	4	3	0	8
年2回	51	28.8	4	8	8	5	3	5	6	3	9
年3回	23	13.0	1	3	5	2	5	1	1	0	5
年4～9回	20	11.3	0	3	5	5	1	2	1	2	1
年10回以上	16	9.0	0	1	4	3	1	3	1	2	1
無回答	30	16.9	2	3	7	2	1	1	5	3	6

表46 生活記録の開示の状況

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
開示している	140	79.1	8	21	31	14	7	14	13	8	24
開示していない	26	14.7	3	2	5	5	5	2	1	2	1
今後実施予定	6	3.4	0	0	0	1	0	0	2	0	3
無回答	5	2.8	0	1	1	0	0	0	1	0	2

8. 就学の状況

(1) 就学の状況

就学形態〔表47〕では、地域の特別支援学校への通学が134施設で2,458人と一番多く、前回調査より366人増加し、年々増加している。地域の小・中学校の特別支援学級は425人で前回調査より58人減少している。施設隣接提携特別支援学校は39施設（22.0%）940人、訪問教育15施設15人、施設内分校・分教室は施設14施設233人である。また、小中学校の普通学級は13施設28人となっている。入所児の状況の多様化に伴い入所児童の通学やその手段も広がってきている。全体的には特別支援学校への通学が増えている。

就学前の対応は、園内訓練41施設128人、幼稚園への通園は、13施設19人、保育所への通所は2施設13人、通園施設等の療育機関9施設21人と、入所児童の状況に合わせ、社会資源活用が行われていることがわかる。

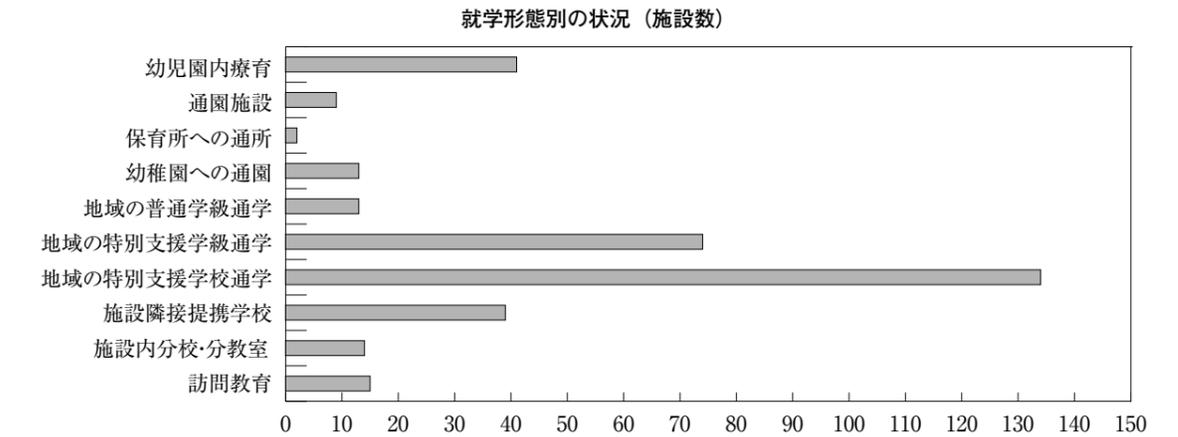


表47 就学形態別の就学状況

就学形態		計	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
				訪問教育	人数	15	0.4	0	2	7	0	4
	施設数	15	8.5	0	1	3	4	1	1	1	1	3
施設内分校・分教室	人数	233	5.4	60	10	31	131	1	0	0	0	0
	施設数	14	7.9	4	1	2	6	1	0	0	0	0
施設隣接提携特別支援学校	人数	940	22.0	20	163	160	170	91	40	115	75	106
	施設数	39	22.0	2	7	4	6	5	3	5	2	5
地域の特別支援学校通学	人数	2,458	57.4	80	319	663	236	40	257	254	74	535
	施設数	134	75.7	5	17	34	15	6	13	12	7	25
地域の小中学校の特別支援学級通学	人数	425	9.9	34	4	119	93	1	65	15	10	84
	施設数	74	41.8	5	2	16	12	1	11	4	4	19
地域の小中学校の普通学級通学	人数	28	0.7	2	0	16	3	0	2	0	0	5
	施設数	13	7.3	2	0	1	3	0	2	0	0	5
幼稚園への通園	人数	19	0.4	1	0	4	5	0	5	0	1	3
	施設数	13	7.3	1	0	2	3	0	4	0	1	2
保育所に通所	人数	13	0.3	0	12	0	0	0	0	1	0	0
	施設数	2	1.1	0	1	0	0	0	0	1	0	0
通園施設・児童デイ等療育機関	人数	21	0.5	0	5	1	8	0	0	2	4	1
	施設数	9	5.1	0	2	1	2	0	0	2	1	1
園内訓練	人数	128	3.0	4	7	33	23	1	18	6	6	30
	施設数	41	23.2	2	3	8	6	1	5	2	3	11
その他	人数	18	0.4	3	7	1	1	4	0	2	0	0
	施設数	8	4.5	2	1	1	1	1	0	2	0	0

通学する学校の状況〔表48〕は、小学校67施設で81校、中学校57施設で67校、特別支援学校172施設357校、普通高校9施設で10校である。

通学する学校の数〔表49〕は、もっとも多い「1校のみ」が80施設（45.2%）と前回調査より2.4ポイント増加、一方、「0校」が4施設と0.7ポイント減少、「5校以上」が18施設（10.2%）あり、児童の状況に合わせた多様な通学先の選択が増加している。

表48 通学する学校の状況

		%	地域									
			北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	
小学校	学校数	81	15.7	7	1	17	13	1	9	5	4	24
	施設数	67	37.9	5	1	15	11	1	8	4	4	18
中学校	学校数	67	13.0	7	2	19	8	0	9	3	1	18
	施設数	57	32.2	6	2	14	8	0	8	3	1	15
特別支援学校	学校数	357	69.3	18	28	60	67	13	25	49	13	84
	施設数	172	97.2	9	23	37	20	12	16	16	9	30
普通高校	学校数	10	1.9	2	0	1	2	0	2	0	0	3
	施設数	9	5.1	2	0	1	2	0	2	0	0	2
学校数		515	100	34	31	97	90	14	45	57	18	129
施設実数		177	100	11	24	37	20	12	16	17	10	30

表49 通学する学校の数

通学校の数	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
0校	4	2.3	1	1	0	0	0	0	1	1	0
1校	80	45.2	2	18	18	5	10	3	9	4	11
2校	29	16.4	2	3	4	5	2	4	3	3	3
3校	29	16.4	1	1	9	3	0	4	2	1	8
4校	17	9.6	3	1	3	4	0	4	1	0	1
5校以上	18	10.2	2	0	3	3	0	1	1	1	7
計	177	100	11	24	37	20	12	16	17	10	30

就学児童数〔表50〕は4,080人で、在籍数の就学率は67.5%で、前回調査から1.8ポイント増加している。これはここ数年増加傾向に転じた。

学年別では、小学生1,098人（26.9%）、中学生1,164人（28.5%）、高等部1,818人（44.6%）、となっており、前回調査と比べると高等部の人数が増加している。

通学方法〔表51〕によれば、スクールバス通学1,375人（34.0%）がもっとも多く、次いで1,187人（29.3%）の敷地内徒歩が続く。

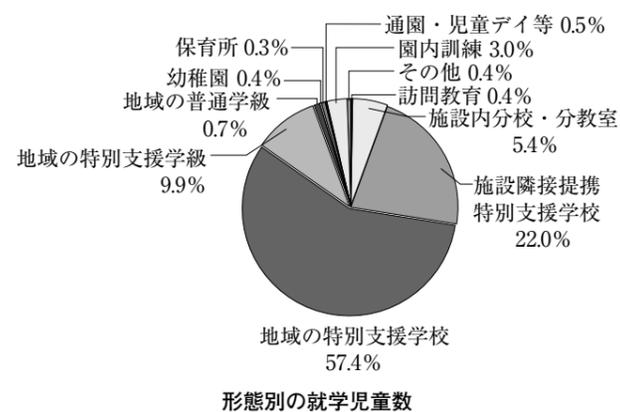


表50 学年別就学数

	人数	就学率	小 学						中 学			高 校		
			1	2	3	4	5	6	1	2	3	1	2	3
児童数	4,080	67.5	95	131	155	176	257	284	313	387	464	608	609	601
北海道	221	57.9	8	11	3	12	12	15	17	23	21	34	30	35
東北	481	65.6	6	11	13	12	20	26	39	37	43	84	89	101
関東	997	68.0	21	35	48	40	69	80	82	96	124	147	127	128
東海	636	76.9	14	21	36	33	46	55	51	67	84	81	83	65
北陸	137	59.6	6	4	2	5	13	11	12	8	15	21	14	26
近畿	362	51.4	8	11	12	11	24	17	30	30	52	55	55	57
中国	384	68.3	10	12	9	14	24	24	33	35	33	55	80	55
四国	160	152.4	3	7	2	13	11	11	10	21	15	25	25	17
九州	702	71.1	19	19	30	36	38	45	39	70	77	106	106	117

表51 通学方法

	人数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
スクールバス	1,375	34.0	47	55	420	121	11	188	163	15	355
徒歩（敷地外）	550	13.6	79	102	150	60	16	5	42	28	68
徒歩（敷地内）	1,187	29.3	16	219	296	146	64	120	65	83	178
施設車両送迎	744	18.4	72	120	81	250	46	13	95	0	67
交通機関利用	194	4.8	7	6	51	42	1	32	19	22	14
計	4,050	100	221	502	998	619	138	358	384	148	682

表51-2 通学引率回数

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
1回	15	24.2	0	1	4	1	0	2	1	1	5
2回	25	40.3	1	1	4	3	2	2	3	4	5
3回	8	12.9	0	1	5	0	0	1	0	1	0
4回	8	12.9	0	1	1	4	0	1	1	0	0
5回以上	6	9.7	0	2	1	0	1	1	0	0	1

(2) 学校との連携

学校との連携では、定期的な連絡会の開催〔表52〕は、144施設で開催しているとの回答であった。年12回以上（月1回以上）が44施設（30.6%）と最も多く、年3回が38施設（26.4%）と続き、年2回が23施設（16.0%）、年5～11回が17施設（11.8%）、年1回が14施設（9.7%）の順となっている。

個別ケースの協議〔表54〕は、定期・随時含めると163施設（92.1%）で行われている。全体的に見ると連絡会や個別ケースの協議は前回調査に比べて増加している結果となった。教育との連携の重要性が強く言われている背景が、形として連絡会の増加に表れている。

また、支援困難なケースでは、施設と学校が強く連携しなければ対処できないケースも増えていると思われ、今後更に支援計画の課題を含めて教育と施設の連携を強化する必要がある。

表52 連絡会の開催状況

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
開催している	144	81.4	8	22	29	18	11	10	13	5	28
していない	22	12.4	2	0	8	0	1	4	3	3	1
無回答	11	6.2	1	2	0	2	0	2	1	2	1

表53 連絡会の回数

年の回数	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
1回	14	9.7	0	0	7	3	2	0	1	0	1
2回	23	16.0	1	5	6	2	1	0	0	3	5
3回	38	26.4	3	3	8	3	3	4	6	0	8
4回	3	2.1	0	0	1	0	0	0	0	0	2
5～11回	17	11.8	2	0	3	3	0	2	2	1	4
12回以上	44	30.6	2	14	4	7	5	1	3	1	7
無回答	5	3.5	0	0	0	0	0	3	1	0	1

表54 個別ケース協議の実施

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
行っている	163	92.1	9	23	36	20	10	16	15	7	27
いない	6	3.4	0	0	1	0	2	0	1	1	1
無回答	8	4.5	2	1	0	0	0	0	1	2	2

表55 個別ケース協議の頻度

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
定期的に	67	39.9	4	10	13	8	5	3	7	6	11
年1回	2	3.0	0	0	1	0	1	0	0	0	0
2回	27	40.3	2	7	7	3	0	0	2	1	5
3回	13	19.4	0	1	3	2	1	2	2	1	1
4回以上	8	11.9	0	1	0	3	1	0	1	1	1
随時	126	75.0	8	19	27	15	9	13	12	4	19
無回答	17	10.1	2	1	2	0	2	1	2	3	4

9. 障害程度の状況

(1) 障害程度の状況

障害の程度別の状況〔表56〕は、最重度1,455人（24.1%）、重度1,733人（28.7%）で、重度児の割合は52.8%である。前回調査との比較では0.3ポイント減少し、ここ数年減少傾向し続けている。

一方、中軽度は2,648人（43.8%）で前年と比較して概ね変化はなく、過去の調査から中軽度が増え続けている傾向が見られたが、今年は横ばい状態になっている。

障害程度全体で比較すると、年齢が上がるほど増加傾向にあるが、内訳として18歳未満までで最も多いのは中軽度である。しかしながら、18歳以上になると重度児の数は中軽度の約4.9倍を占めている。

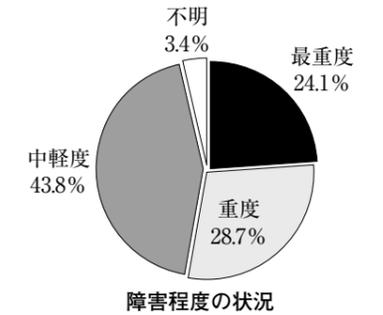


表56 程度別の状況

	計	%	最重度	重度	中軽度	不明
計	6,042	96.6	1,455	1,733	2,648	206
%	100		24.1	28.7	43.8	3.4
3才未満	3	0	0	0	3	
3～6才未満	123	2.0	12	31	80	
6～12才未満	1,001	16.6	133	282	586	
12～15才未満	1,075	17.8	185	295	595	
15～18才未満	1,841	30.5	292	467	1,082	
18才以上	1,793	29.7	833	658	302	

地区別での障害程度〔表57〕は、各地区で障害の程度の割合に差が見られ、北海道は、最重度>中軽度>重度の順で高く、東北・関東・東海・近畿・中国・四国では中軽度>重度>最重度、北陸は重度>最重度>中軽度、九州は中軽度>最重度>重度の順であった。

重度者率をみると昨年度は、北海道（72.1%）がもっとも高く、次いで北陸（71.7%）、近畿（66.0%）であったが、今年度は北陸（73.8%）が北海道を上回り、次いで北海道（66.6%）、四国（58.9%）であった。

表57 地区別程度別数

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
最重度	153	146	359	150	88	141	77	63	278	1,455
重度	104	262	382	210	101	191	182	102	199	1,733
中軽度	127	324	631	365	59	221	265	115	540	2,647
不明	2	34	46	38	8	25	28	0	26	207
計	386	766	1,418	763	256	578	552	280	1,043	6,042
重度率	66.6	53.3	52.3	47.2	73.8	57.4	46.9	58.9	45.7	52.8

(2) 重度認定の状況

24年度の重度認定数〔表58〕は、1,879人（31.1%）と前年度に比べて増加している。

内訳は、措置540人（措置児の8.9%）、契約1,339人（契約児の22.2%）となり、措置児童について1.1ポイントの増加が見られる。地区別に見ても、それぞれで重度児の数が異なるのに対し、加算を受けている県にも差が見られている。さらに、重度加算を受ける施設数も、前年度に比べて増加している。

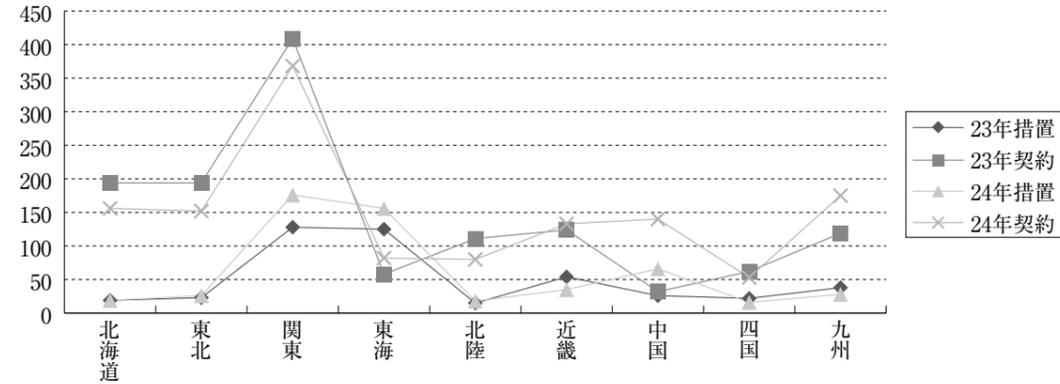


表58 重度認定数

10. 重複障害の状況

重複障害〔表59〕の状況において最も増加が見られたのは、てんかんと重複障害1,415人（23.4%）で前年度に比べて実数は減少しているが割合では1.2ポイント増加している。次に肢体不自由が536人（8.9%）で0.7ポイント増加、その他の精神障害が495人（8.2%）と0.4ポイント増加している。

表59 重複障害の状況

	施設数	人数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	
てんかん	165	1,415	23.4	107	175	336	163	93	111	136	74	220	
自閉症（傾向）	160	1,795	29.7	186	246	397	260	58	120	191	83	254	
その他の精神障害	99	495	8.2	49	82	82	65	15	22	38	22	120	
視覚障害	45	76	1.3	10	5	19	7	10	7	6	3	9	
聴覚障害	55	71	1.2	6	9	12	12	1	3	5	5	18	
肢体不自由	上肢	57	145	8.9	14	10	22	16	29	8	8	9	29
	下肢	71	185		20	21	21	16	49	4	7	14	33
	体幹	55	139		13	17	25	18	19	7	23	2	15
	運動機能	34	67		4	5	5	12	2	8	20	1	10
内部疾患	心臓	64	124	6.0	11	21	36	14	4	7	8	7	16
	腎臓	14	14		3	1	1	0	0	0	2	3	4
	喘息	51	113		11	14	37	7	3	5	10	4	22
	糖尿	9	11		1	1	4	2	0	0	0	0	3
	その他	39	102		13	24	8	4	3	5	12	7	26

（複数回答・%は在籍数による）

発達障害等の診断状況〔表60〕では、広汎性発達障害（PDD）が412人（6.8%）、アスペルガー症候群（AS）36人（0.6%）、注意欠陥多動性障害（ADHD）232人（3.8%）、学習障害（LD）11人（0.2%）であった。前年度と比較すると、ADHDにおいて約1ポイントの増加が見られ、ASとLDにおいてそれぞれ0.6ポイント、1.0ポイントの減少が見られた。

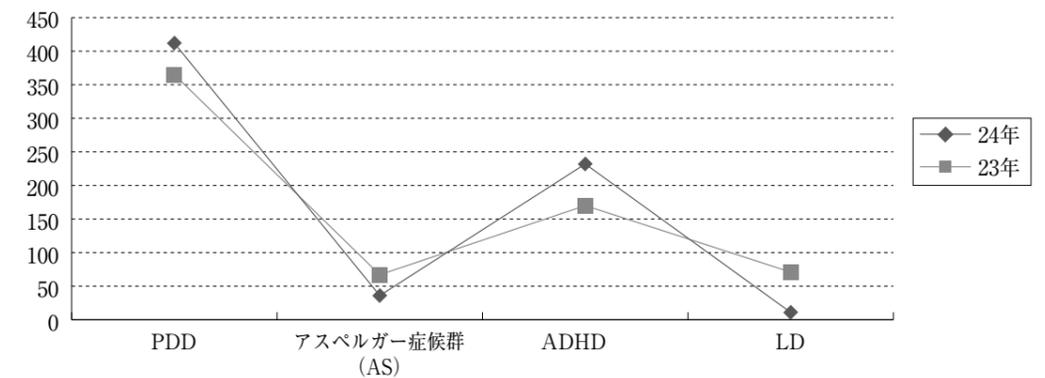


表60 発達障害等の診断状況

身体障害者手帳の所持〔表61〕は、128施設470人（7.8％）で、前回調査に比べて施設数は減少しているのに対して人数は1.1ポイント増加している。

表61 身体障害者手帳の所持状況

		施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	
所持	施設数	128	72.3	9	18	28	16	5	15	11	2	24	
	人数	470	7.8	41	50	81	54	62	32	54	23	73	
内訳	1級	施設数	64	36.2	6	8	12	9	4	9	5	1	10
		人数	163	2.7	10	20	15	16	47	10	19	7	19
	2級	施設数	79	44.6	5	10	17	12	3	8	6	1	17
		人数	144	2.4	17	17	18	20	11	10	15	7	29
	3級以上	施設数	80	45.2	8	9	17	12	0	11	8	2	13
		人数	151	2.5	14	14	39	19	4	12	20	8	21

重度重複加算〔表62〕は、240人（4.0％）の内、措置77人（1.3％）、契約163人（2.7％）で、前年度に比べてそれぞれ0.2ポイント、0.4ポイントと若干の増加が見られる。

表62 重度重複加算の状況

	施設数	人数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
23年10月1日認定数（措置）	24	64	1.1	3	10	31	4	0	4	8	2	2
23年10月1日認定数（契約）	48	134	2.3	21	28	12	2	2	23	13	6	27
24年10月1日認定数（措置）	22	77	1.3	3	16	10	17	9	2	1	5	14
24年10月1日認定数（契約）	40	163	2.7	7	60	9	12	13	17	3	22	20

11. 療育上の困難な課題の状況

療育上困難な課題を呈する行動〔表63〕を頻度別（複数回答）に調べ、人数は延べ数とした。その結果、月1回の頻度で多い行動は「他傷、他害」521人（8.6％）、「強いこだわり」332人（5.5％）、「器物破損等激しい破壊行為」313人（5.2％）であった。

週1回の頻度では、「強いこだわり」1,442人（23.9％）、「奇声」799人（13.2％）、「他傷、他害」732人（12.1％）という結果となった。

行動類型別にみるとグラフのように「強いこだわり」が1,774人となり、在籍数の29.4％、次いで「他傷・他害」1,253人（20.7％）となっている。療育をする上で課題となるのは、噛みつきや物損といった直接的他害や睡眠の乱れや同一性の保持といった間接的他害が挙げられている。

挙げられている行動課題について、月1回程度が延べ3,374人、週1回程度が延べ6,913人という結果が示され、昨年度に比べてそれぞれ減少している。

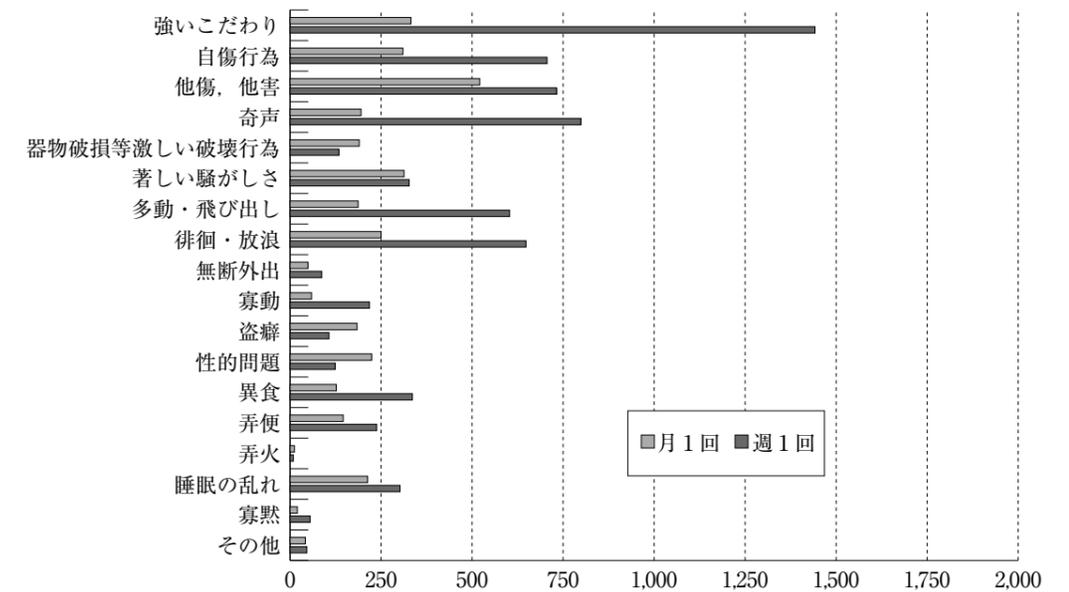


表63 療育上の行動課題

(複数回答)

	頻度	施設数	人数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
強いこだわり	月1回	78	332	5.5	55	18	90	38	7	47	15	25	37
	週1回	160	1,442	23.9	127	179	358	140	43	183	99	57	256
自傷行為	月1回	88	310	5.1	50	24	106	22	8	34	13	16	37
	週1回	141	706	11.7	104	65	193	92	28	60	36	18	110
他傷, 他害	月1回	107	521	8.6	69	58	136	36	23	69	40	26	64
	週1回	130	732	12.1	88	68	193	101	22	77	42	26	115
奇声	月1回	63	195	3.2	53	28	52	7	2	11	8	17	17
	週1回	153	799	13.2	88	106	195	96	28	66	37	27	156
無断外出	月1回	64	190	3.1	29	7	53	23	3	10	8	12	45
	週1回	37	134	2.2	37	6	37	16	1	3	8	0	26
器物破損等激しい破壊行為	月1回	106	313	5.2	27	28	89	37	11	25	23	20	53
	週1回	88	327	5.4	81	33	87	36	10	25	11	11	33
著しい騒がしさ	月1回	55	187	3.1	35	15	49	14	4	24	8	12	26
	週1回	118	603	10.0	84	65	149	58	24	56	41	12	114
多動・飛び出し	月1回	71	250	4.1	43	24	59	24	10	16	19	13	42
	週1回	121	648	10.7	56	89	167	73	26	62	57	16	102
寡動	月1回	20	49	0.8	7	3	12	1	0	14	1	8	3
	週1回	37	87	1.4	9	5	30	5	1	19	2	0	16
徘徊・放浪	月1回	24	59	1.0	10	5	11	5	3	7	0	9	9
	週1回	65	218	3.6	31	24	49	11	6	20	13	4	60
盗癖	月1回	86	184	3.0	17	14	59	15	2	10	12	13	42
	週1回	48	107	1.8	8	11	34	15	3	7	9	1	19
性的問題	月1回	77	224	3.7	10	7	76	42	6	15	11	9	48
	週1回	42	124	2.1	7	23	34	20	1	11	6	1	21
異食	月1回	49	127	2.1	2	38	26	4	4	10	10	7	26
	週1回	96	336	5.6	40	39	90	36	16	48	17	8	42
弄便	月1回	64	146	2.4	10	27	40	11	10	17	8	6	17
	週1回	78	238	3.9	31	26	71	17	6	27	14	7	39
弄火	月1回	9	12	0.2	1	0	5	1	0	1	3	1	0
	週1回	2	9	0.1	0	1	8	0	0	0	0	0	0
睡眠の乱れ	月1回	73	213	3.5	26	29	47	20	7	24	14	8	38
	週1回	101	302	5.0	55	43	88	23	11	24	14	10	34
寡黙	月1回	15	20	0.3	0	2	5	1	0	3	0	5	4
	週1回	33	55	0.9	0	7	14	3	0	8	9	2	12
その他	月1回	12	42	0.7	0	20	2	2	0	7	6	4	1
	週1回	21	46	0.8	2	4	11	5	3	8	7	0	6
計	月1回		3,374		444	347	917	303	100	344	199	211	509
	週1回		6,913		848	794	1,808	747	229	704	422	200	1,161

これらの行動に対する対応の状況〔表64〕について、常時見守りが必要な施設数157施設（88.7%）で児童数は1,770人（29.3%）となっている。

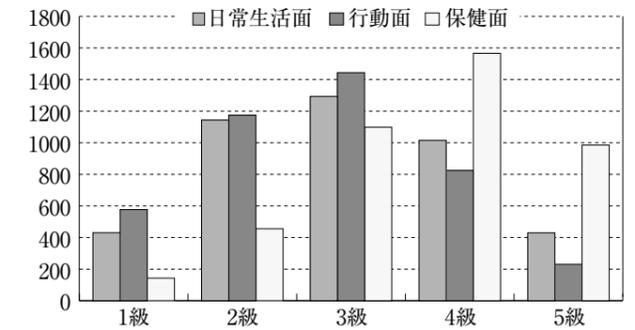
設備面等で安全対策は111施設（62.7%）で640人（10.6%）だった。児童施設全体としての行動面での対策は、支援の在り方の中心的なテーマとなろう。

表64 対応の状況

	施設	人数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
常時見守り	157	1,770	29.3	125	216	427	228	72	152	167	92	291
時々声がけ	152	2,278	37.7	138	163	644	265	87	247	238	92	404
設備面等安全対策	111	640	10.6	72	48	166	82	47	56	53	15	101

介護度の状況〔表65〕について、日常生活面・行動面・保健面について日本知的障害者福祉協会の指標で調査したが、「不明・無記入」が多くあったがそれを含めて判断した。

介護度の級は、日常生活面・行動面において最も高かったのは「3級」、保健面においては「4級」、常時すべての面で介護を要する「1級」は、行動面が一番多く、保健面はその4分の1である。



介護を必要とする面が多い場合は、日常生活や行動における介助が必要になってくるが、保健面は加齢に伴い体力が付き健康な体に育ち支援度が少なくなる成長過程の一般的な傾向である。反面、通院や服薬等の医療的ケアにかかる状況は、次項のように慢性疾患や障害に起因する疾患等の対応は、数値以上に施設としての負担度は高いといえる。

介護度の指標

1級	常時全ての面で介護が必要な状態
2級	常時多くの面で介護が必要な状態
3級	時々又は一時的にあるいは一部介護が必要な状態
4級	点検・注意又は配慮が必要な状態
5級	ほぼ自立

表65 介護度の状況

介護度	1級	2級	3級	4級	5級	不明	計
日常生活面	431	1,144	1,293	1,015	430	1,729	6,042
%	7.1	18.9	21.4	16.8	7.1	28.6	100
行動面	577	1,174	1,444	825	231	1,791	6,042
%	9.5	19.4	23.9	13.7	3.8	29.6	100
保健面	143	456	1,098	1,566	985	1,794	6,042
%	2.4	7.5	18.2	25.9	16.3	29.7%	100

12. 医療対応の状況

(1) 診療科目の受診・服薬の状況

受診科目別の状況〔表66〕では、小児科・内科は5,843人（96.7%）、精神科・脳神経外科3,884人（64.3%）、歯科3,695人（61.2%）、皮膚科2,669人（44.2%）と高く、昨年度と概ね変化はなかった。

年間の通院回数は延べ88,660回、施設あたり500.9回である。地区別の通院状況は〔表66-2〕を参照されたい。

表66 受診科目別の通院の状況

	施設数	実人数	在籍比	延べ回数	1施設平均	1人平均
精神科・脳神経外科	165	3,884	64.3	24,133	136.3	4.0
小児科・内科	170	5,843	96.7	25,972	146.7	4.3
外科・整形外科	161	1,434	23.7	4,235	23.9	0.7
耳鼻咽喉科	155	1,988	32.9	7,409	41.9	1.2
歯科	164	3,695	61.2	13,327	75.3	2.2
皮膚科	160	2,669	44.2	9,066	51.2	1.5
眼科	153	1,317	21.8	2,731	15.4	0.5
その他	125	793	13.1	1,787	10.1	0.3
計				88,660	500.9	14.7

表66-2 地区別の状況

			北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
精神科・脳神経外科	延べ回数	24,133	3,088	2,782	6,953	2,790	890	2,405	1,550	753	2,922
	実人数	3,884	180	290	915	358	116	496	502	374	653
小児科・内科	延べ回数	25,972	2,214	2,603	8,275	2,488	838	3,237	1,748	1,057	3,512
	実人数	5,843	328	525	1,404	691	186	783	528	369	1,029
外科・整形外科	延べ回数	4,235	314	218	1,329	483	88	428	435	182	758
	実人数	1,434	70	85	368	163	39	185	133	106	285
耳鼻咽喉科	延べ回数	7,409	370	754	2,160	814	108	1,222	521	127	1,333
	実人数	1,988	84	169	497	284	40	334	162	61	357
歯科	延べ回数	13,327	912	1,085	3,842	1,551	432	1,824	973	442	2,266
	実人数	3,695	194	278	957	471	112	426	399	233	625
皮膚科	延べ回数	9,066	1,255	882	2,404	990	159	964	712	223	1,477
	実人数	2,669	194	216	675	479	64	257	253	96	435
眼科	延べ回数	2,731	157	137	708	290	68	383	171	117	700
	実人数	1,317	57	76	341	146	48	165	112	72	300
その他	延べ回数	1,787	189	223	285	209	35	230	75	40	501
	実人数	793	186	69	195	66	22	77	43	27	108

(2) 服薬の内容

服薬の状況〔表67〕をみると、抗てんかん薬の処方1,673人（27.7%）と最も多く、次いで抗精神薬・抗不安薬1,850人（30.6%）、睡眠薬603人（10.0%）であった。

てんかん発作を有している児童が多いことがあらわれており、抗精神薬・抗不安薬についても障害児の情緒の安定に服薬治療を用いており、睡眠薬使用についても睡眠障害も併せているのではないかと推察される。

表67 服薬の状況

	施設数	人数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
抗てんかん薬	171	1,673	27.7	119	228	431	160	94	168	170	77	226
抗精神薬・抗不安薬	167	1,850	30.6	119	261	493	269	73	180	190	67	198
睡眠薬	139	603	10.0	49	105	138	107	26	61	28	22	67
心臓疾患	32	56	0.9	2	6	11	1	5	7	13	7	4
腎臓疾患	13	18	0.3	0	3	2	0	0	1	3	3	6
糖尿病	7	9	0.1	2	0	4	1	0	0	1	0	1
喘息	78	135	2.2	11	24	43	9	4	5	12	6	21
貧血	36	47	0.8	1	4	10	1	5	4	5	9	8
その他	83	447	7.4	53	90	97	20	20	26	49	29	63

(3) 入院の状況

平成23年度の入院の状況〔表68〕は、117施設（66.1%）で260人、9,684日であった。

付き添いについて〔表68-2〕は、「保護者で対応」が35.9%と最も高く、次いで「職員で対応」が26.5%、「職員・保護者で対応」が12.8%であった。

表68 23年度入院の状況

入院あり		%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
施設数	117	66.1	7	15	26	14	6	10	11	8	20
人数	260	4.3	16	28	52	36	8	16	25	21	58
日数	9,684		347	1,114	2,143	1,639	157	851	889	434	2,110

(%はそれぞれ施設数比、在籍数比)

表68-2 入院付き添いの状況

	施設数	%	人数	%
職員で対応	31	26.5	76	29.2
保護者で対応	42	35.9	125	48.1
職員・保護者で対応	15	12.8	22	8.5
第三者依頼	13	11.1	15	5.8

(4) 契約制度の影響

契約制度導入の問題として浮上した保険証の資格停止等による10割負担児童〔表69〕を見ると、9地域の内2カ所で10割負担児童が3名である。また、経済的負担を理由とした通院見合わせ〔表69-2〕は、19人で37回である。

医療費の支払いの滞納〔表70〕は、平成24年9月末現在、30人、総額854,990円で、特に九州地区では医療費支払いの滞納数が最も多い。

法改正5年経過してもこれらの問題が完全に解消していないことは問題であろう。

表69 保険証の資格停止等による10割負担児童

	人数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
23年度	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
24年度	3	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0

※24年度は24年10月1日現在まで

表69-2 経済的負担を理由とした通院見合わせ

23年度～24年10月1日まで

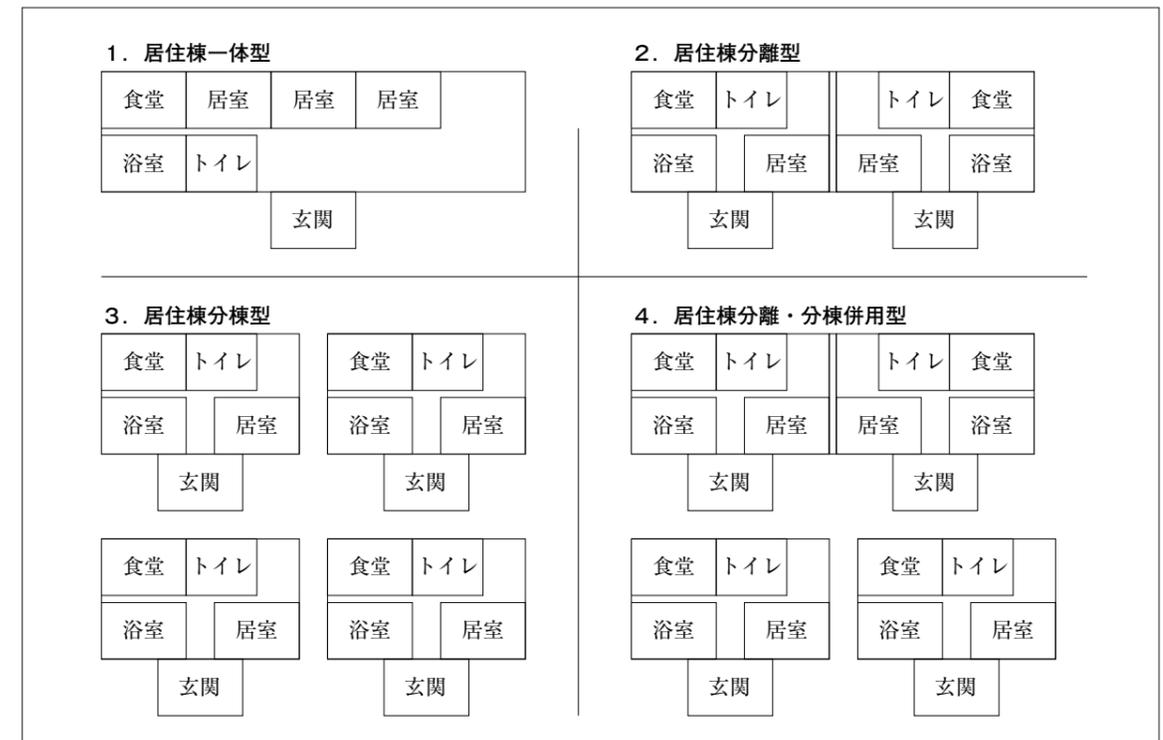
	人数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
ある人数	19	0.3	0	2	2	0	0	6	2	2	5
延べ回数	37	-	0	5	4	0	0	10	2	1	15

表70 医療費の支払いの滞納 24年9月末現在

	人数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
ある人数	30	0.5	0	4	1	0	1	2	2	0	20
延べ(円)	854,990	-	0	421,000	0	0	85,050	17,000	65,590	0	266,350

Ⅲ 施設の設備・環境と暮らしの状況

1. 施設建物の形態



形態分類

1. 居住棟一体型（多層構造や渡り廊下等で連なっている構造も含む）
2. 居住棟分離型（構造上は一体型であるが、出入口や仕切り等を設け、生活単位を分けて使用している構造）
3. 居住棟分棟型（生活単位がすべて敷地内に分散した形で設置されている構造）
4. 住棟分離・分棟併用型（敷地内に上記2、3を合わせて設けている構造）
5. 敷地外に生活の場を設けている

建物の形態〔表71〕は、質の高い暮らしを保障する環境を検討するため上記分類で調査を行い、居住棟一体型が88施設（49.7%）と最も多い。分離型は44施設（24.9%）、分棟型は9施設（5.1%）、分離・分棟併用型は8施設（4.5%）、敷地外に生活の場は1施設（0.6%）となっている。本来児童の生活の場は小規模が適切と考えるため、今後は生活環境の整備に課題が残っている。

また、敷地外に生活の場を設けている施設における食事の提供方法は、配食+自前調理併用型（1施設）である。

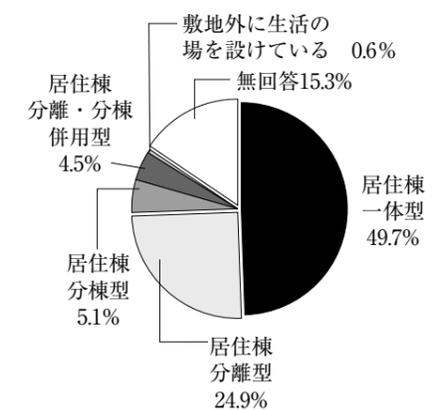


表71 施設の形態

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
居住棟一体型	88	49.7	4	15	22	5	6	11	7	5	13
居住棟分離型	44	24.9	2	4	7	7	3	2	6	2	11
居住棟分棟型	9	5.1	1	1	3	3	0	1	0	0	0
居住棟分離・分棟併用型	8	4.5	3	0	0	2	0	0	0	1	2
敷地外に生活の場を設けている	1	0.6	0	1	0	0	0	0	0	0	0
食事の提供方法	本体から配食	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自前調理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	配食+自前	1	0.6	0	1	0	0	0	0	0	0

敷地外の生活の場 1箇所-1施設 2箇所以上-0施設

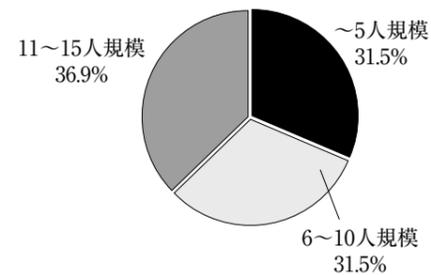
2. 居住スペースと生活支援スタッフの構成

生活単位とは入所見と固定されたスタッフを中心に、衣食住など基本的な生活が営まれる基礎グループであり、環境・構造的にも独立した形態をもつ単位。

(1) 生活単位の設置数

生活単位〔表72〕の設置数は、今回調査では16人以上の生活単位数は対象外とした。そのため15人以下の生活単位は177施設で444単位と前回調査（505単位）より単位数が減少している。また、1施設平均単位数も前回調査で3.0単位であったものが、今回は2.5単位と減少している。

規模別施設数では最も多かったのは、11～15人が70施設・164単位、5人以下が26施設・140単位、6～10人が53施設・140単位で前回と比べると、5人以下や6人～10人の小規模な生活単位が増加している。また5人以下の生活単位は1施設平均5.4単位、6人～10人が2.6単位となっている。一方、平成24年度に新設された小規模グループケア加算を受けている施設は12施設（6.7%）で25単位（5.6%）、153人であった。10人以下の生活単位が280あるが、そのうち加算対象の要件を満たしているのは25単位に止まっていることになる。



生活単位規模の状況

表72 生活単位の設置数

(複数回答)

	～5人規模	6～10人規模	11～15人規模	計
計	140	140	164	444
%	31.5	31.5	36.9	100
公立	91	21	56	168
民立	49	119	108	276
施設数	26	53	70	177
施設平均	5.4	2.6	2.3	2.5

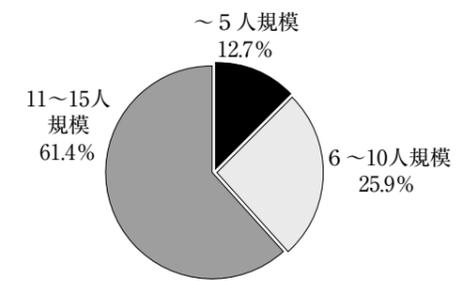
(2) 専任スタッフ数

前項の生活単位におけるスタッフ数〔表73〕は、444単位に対して1,507人配置され、1単位平均3.4人で、16人以上を対象外としたことで、前回の4.2人から0.8人減少している。

規模別で前年と比較すると、～5人規模が1.2→1.4人、6～10人規模 2.4→2.4人、11～15人規模4.8→5.6人となっている。

定員7,044人に対して3,362人のスタッフ（直接処遇職員）

〔表99〕で対応していることになり、児童2.0人に1名の職員配置となり、前年度3.2人に比して大幅に増加しているが、詳細についてはV章で触れたい。



規模別の専任職員の状況

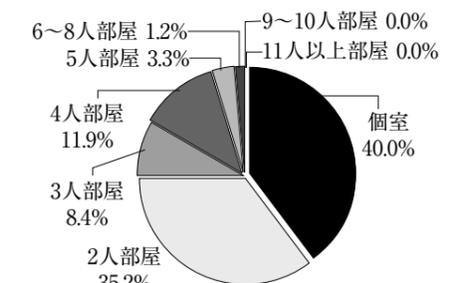
表73 専任スタッフ数

	～5人規模	6～10人規模	11～15人規模	計
計(人)	191	391	925	1,507
単位平均	1.4	2.4	5.6	3.4
公立	103	93	411	607
民立	88	298	514	900
施設数	28	52	65	177
平均	6.8	7.5	14.2	8.5

3. 居室の状況

居室の状況〔表74〕は、総居室数3,486室で、その内、個室は123施設（69.5%）で1,394室（40.0%）、2人部屋が137施設（77.4%）で1,228室（35.2%）を設置している。前回に比べ個室が2.0ポイント上がり、個室化が進んでいるといえよう。

一方、全体的に少人数化は進んでいるが、依然として4人部屋が414室11.9%、5人部屋以上の居室が156室（4.5%）あり、最低基準改定により居室面積が広がったが、すべての施設が基準を満たすのにはまだ時間を要すると思われる。今回初めて11人以上の居室がゼロとなり改築等により大部屋の解消が進んでいると思われる。

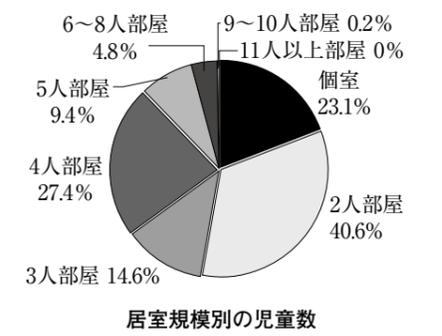


居室規模の状況

表74 居室の状況

		個室	2人部屋	3人部屋	4人部屋	5人部屋	6～8人	9～10人	11人以上	計
全 体	公立	438	481	105	172	78	0	0	0	1,274
	私立	956	747	189	242	36	41	1	0	2,212
	計	1,394	1,228	294	414	114	41	1	0	3,486
	%	40.0	35.2	8.4	11.9	3.3	1.2	0.02	0	100
	施設数	123	137	69	78	16	12	1	0	177
	%	69.5	77.4	39.0	44.1	9.0	6.8	0.6	0	100
北 海 道	公立	6	10	2	0	0	0	0	0	18
	私立	93	67	25	10	0	0	0	0	196
	計	99	77	27	10	0	1	0	0	214
	%	46.3	36.0	12.6	4.7	0	0.5	0	0	100
東 北	公立	35	113	19	50	11	0	0	0	228
	私立	126	87	23	14	1	4	0	0	255
	計	161	200	42	64	12	4	0	0	483
	%	33.3	41.4	8.7	13.3	2.5	0.8	0	0	100
関 東	公立	183	130	29	35	4	0	0	0	381
	私立	160	144	57	43	17	2	0	0	423
	計	343	274	86	78	21	2	0	0	804
	%	42.7	34.1	10.7	9.7	2.6	0.2	0	0	100
東 海	公立	9	82	14	19	62	0	0	0	186
	私立	225	71	9	6	7	17	0	0	335
	計	234	153	23	25	69	17	0	0	521
	%	44.9	29.4	4.4	4.8	13.2	3.3	0	0	100
北 陸	公立	60	25	2	19	0	0	0	0	106
	私立	16	8	4	5	0	0	0	0	33
	計	76	33	6	24	0	0	0	0	139
	%	54.7	23.7	4.3	17.3	0	0	0	0	100
近 畿	公立	10	19	0	2	0	0	0	0	31
	私立	122	89	9	28	8	10	1	0	267
	計	132	108	9	30	8	10	1	0	298
	%	44.3	36.2	3.0	10.1	2.7	3.4	0.3	0	100
中 国	公立	62	29	15	2	0	0	0	0	108
	私立	68	90	31	23	0	4	0	0	216
	計	130	119	46	25	0	4	0	0	324
	%	40.1	36.7	14.2	7.7	0	1.2	0	0	100
四 国	公立	30	21	6	25	0	0	0	0	82
	私立	36	50	6	0	1	2	0	0	95
	計	66	71	12	25	1	2	0	0	177
	%	37.3	40.1	6.8	14.1	0.6	1.1	0	0	100
九 州	公立	43	52	18	20	1	0	0	0	134
	私立	110	141	25	113	2	1	0	0	392
	計	153	193	43	133	3	1	0	0	526
	%	29.1	36.7	8.2	25.3	0.6	0.2	0	0	100

居室規模別の利用状況〔表75〕から、居室の規模に応じた児童数を推計すると、2人部屋で2,456人（40.6%）が暮らしている。次いで4人部屋が1,656（27.4%）、1人部屋（個室）が1,394人（23.1%）、3人部屋が882人（14.6%）となっており、少人数化が進み、個室で生活する児童も年々増加していることがみてとれる。



個々の発達の要求を満たせる居室の規模で暮らすことは、児童施設の基盤であり、児童の特性に対応し、社会性を育成するためにも、個室や2人部屋の整備が重要である。また、生活の機能や要素を各ユニットに完備した小規模な家庭的規模の生活、いわゆるユニットケア等についても、すでに先進的に取り組まれている施設等を参考に積極的に取り入れる等、児童本来の暮らし方を保障していかなければならない。

居室面積は3.3㎡から4.95㎡に改定されており、その基準を満たすためには、今後は定員を減らすか、または増改築をしなければならないが、いずれにしても関係機関との調整が必要であり、また、多額の費用がかかるため、すべての施設が基準を満たすことはすぐにはできないという状況がある。

表75 部屋規模別の利用状況

	施設数	%	部屋数	%	利用定数(推計)	% (在籍数比)
個室	123	69.5	1,394	40.0	1,394	23.1
2人部屋	137	77.4	1,228	35.2	2,456	40.6
3人部屋	69	39.0	294	8.4	882	14.6
4人部屋	78	44.1	414	11.9	1,656	27.4
5人部屋	16	9.0	114	3.3	570	9.4
6～8人部屋	12	6.8	41	1.2	287	4.8
9～10人部屋	1	0.6	1	0.02	10	0.2
11人以上部屋	0	0	0	0	0	0
計	177	100	3,486	100	7,255	-

※「利用定数（推計）」の「6～8人部屋」は7人換算で、「9～10人部屋」は10人換算で、「11人部屋」は11人換算で算出

※ 在籍数比は、今回調査在籍数6,042人で算出

4. 「自活訓練事業」の取り組み状況

施設機能強化推進事業の特別事業として制度化され継続している自活訓練事業の実施〔表76〕は、21施設（11.9%）で、設置主体別では公立が10施設（17.2%）、私立が11施設（9.2%）となっている。前回から公立は8施設から10施設、私立は逆に減って17施設から11施設となっている。

自活訓練事業を今後検討するとしている施設は、公立は7施設、私立は24施設である。児童施設で本事業の定着を図るならば、早急な条件整備の取り組みが必要とされている。

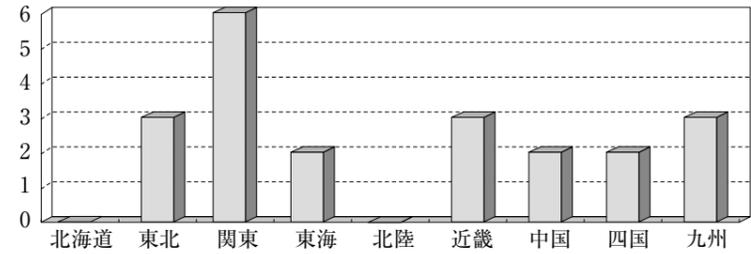


表76 自活訓練事業の実施

	計	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
実施施設数	21	11.9	0	3	6	2	0	3	2	2	3
公立	実施している	10	17.2	0	1	4	1	0	1	0	2
	加算（措置）人	21	-	0	0	19	0	0	1	0	0
	加算（契約）人	14	-	0	1	8	0	0	1	0	3
	対象外独自加算	7	-	0	0	0	2	0	5	0	0
	今後検討する	7	12.1	0	1	0	2	0	1	1	0
	不明・無回答	41	70.7	1	11	8	4	7	1	3	3
	計	58	100	1	13	12	7	7	3	4	5
民立	実施している	11	9.2	0	2	2	1	0	2	2	2
	加算（措置）人	19	-	0	2	3	2	0	2	4	0
	加算（契約）人	3	-	0	3	0	0	0	0	0	0
	対象外独自加算	5	-	0	4	0	0	0	0	0	1
	今後検討する	24	20.2	1	1	5	4	0	2	1	1
	不明・無回答	84	70.6	9	8	18	8	5	9	10	4
	計	119	100	10	11	25	13	5	13	13	5

5. 余暇等の状況

(1) クラブ活動の状況

クラブ活動の状況〔表77〕は、96施設（54.2%）があると回答している。実施内容は、「運動」が71施設（78.0%）と高く、次に「音楽」が63施設、「創作」が41施設となっている。

表77 クラブ活動

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
ある	96	54.2	5	10	19	9	7	11	12	4	19
音楽	63	69.2	4	4	14	4	7	7	7	3	13
創作	41	45.1	2	3	11	5	5	5	6	1	3
運動	71	78.0	4	9	15	6	5	6	9	2	15
ない	73	41.2	6	13	17	11	4	4	5	4	9
無回答	8	4.5	0	1	1	0	1	1	0	2	2

(2) 外出の状況

個人単位での外出〔表78, 78-2〕については、あると回答したのは147施設（83.1%）であった。月間の外出回数は「1回以下」が91施設（51.4%）、「2回」が16施設、「3回」が11施設と回答しており、集団での外出が中心であることがうかがえる。

宿泊を伴う外出行事〔表78-3〕を実施しているのは68施設（38.4%）、実施しないが101施設ではほぼ前回同様である。

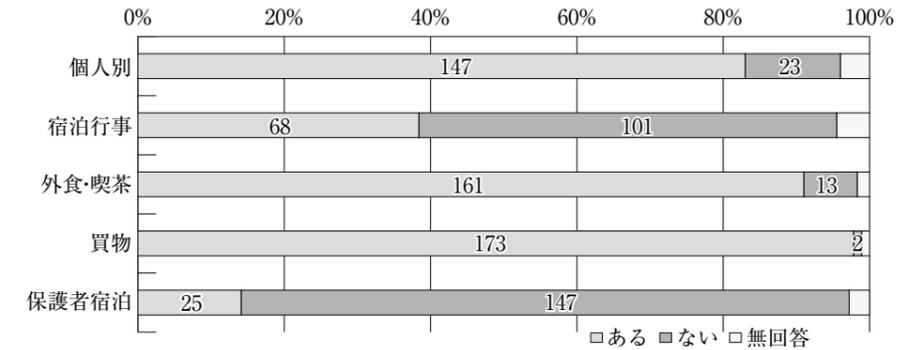


表78 個人単位の外出

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
ある	147	83.1	11	20	35	17	8	16	14	5	21
ない	23	12.9	0	3	2	2	2	0	3	3	8
無回答	7	4.0	0	1	0	1	2	0	0	2	1

表78-2 個人単位の月間の外出回数

回数	~1回	2回	3回	4回
施設数	91	16	11	3

表78-3 宿泊を伴う外出

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
ある	68	38.4	6	3	19	5	1	12	8	3	11
ない	101	57.1	5	20	17	14	9	3	9	6	18
無回答	8	4.5	0	1	1	1	2	1	0	1	1

回数 年間1回58施設 2回6施設 5回1施設 10回1施設 20回1施設

(3) 買物・外食の状況

外食・喫茶の機会〔表79〕では、外出の機会がある施設は161施設（91.0%）と、多くの施設で取り組んでいることがわかる。月間の回数は、「1回以下」が107施設と大部分を占めている。

買物の機会〔表79-3〕では、外出の機会がある施設は173施設（97.7%）、その頻度は「月1回程度」が最も多く100施設、学期に1回42施設で、週1回以上が16施設となっている。

表79 外食・喫茶の機会

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
ある	161	91.0	11	22	35	19	10	15	15	8	26
ない	13	7.3	0	2	2	1	1	1	2	0	4
無回答	3	1.7	0	0	0	0	1	0	0	2	0

表79-2 外食・喫茶の月間の回数

回数	～1回	2回	3回	4回
施設数	107	13	9	2

表79-3 買物の機会

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
ある	173	97.7	11	24	37	20	11	16	16	9	29
ない	2	1.1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
無回答	2	1.1	0	0	0	0	1	0	0	1	0

表79-4 買物の機会の頻度

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
週1回以上	16	9.0	1	1	6	1	0	2	1	0	4
月1回程度	100	56.5	9	15	21	12	5	10	5	8	15
学期に1回程度	42	23.7	0	7	8	6	6	3	5	1	6
無回答	19	10.7	1	1	2	1	1	1	6	1	5

(4) 保護者の行事参加の状況

保護者が参加する宿泊行事〔表80〕がある施設は25施設（14.1％）で前回とほぼ同じで、実ない施設は147施設（83.1％）であった。ひとり親世帯等の社会的養護世帯が確実に増えていること、契約制度等様々な理由があると考えられる。年間の回数は、年1回が基本となっている。

保護者が参加する園内行事〔表80-2〕がある施設は168施設（94.9％）で、年間1～4回が134施設で79.8％を占めているが、一方では、年間5回以上実施している施設が21施設ある。

表80 保護者が参加する宿泊行事

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
ある	25	14.1	3	5	4	0	3	2	3	0	5
ない	147	83.1	8	19	33	19	8	13	14	9	24
無回答	5	2.8	0	0	0	1	1	1	0	1	1

回数 1回19施設 2回1施設

表80-2 保護者が参加する園内行事

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
ある	168	94.9	10	22	34	20	11	16	17	8	30
ない	6	3.4	1	2	3	0	0	0	0	0	0
無回答	3	1.7	0	0	0	0	1	0	0	2	0

表80-3 保護者が参加する園内行事の回数

回数	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回以上
施設数	25	47	27	35	12	6	3

(5) 地域の行事への参加

地域の行事等への参加〔表81〕は、参加しているが152施設（85.9％）と前回とほぼ同じであった。年間の回数は1回が39施設と最も多く、次いで2回が38施設、3回が27施設と1～3回が多い。施設の所在地等の地域環境に左右されることもあるが積極的に進めている施設も数多くあることから、今後はどの児童施設においても地域との交流の機会を増やす努力が求められよう。

表81 地域の行事に参加

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
ある	152	85.9	9	21	30	17	9	14	16	7	29
ない	20	11.3	2	3	7	2	2	2	1	0	1
無回答	5	2.8	0	0	0	1	1	0	0	3	0

表81-2 地域の行事に参加する回数

回数	1回	2回	3回	4回	5回	6回以上
施設数	39	38	27	6	12	14

6. 苦情解決等の実施状況

苦情受付件数〔表82〕をみると、23年度に苦情が1件以上寄せられたと回答した施設が75施設（47.5％）、総件数は510件、1施設平均6.8件であった。これを件数別にみると、1～4件が58施設（32.8％）、5件～9件が10施設（5.6％）、10件以上は7施設であった。

苦情の内容〔表82-2〕は、「生活支援に関すること」が63施設・316件・1施設平均5.0件、「施設運営に関すること」21施設・25件、「その他」が39施設・192件で、日常生活に関する苦情が多くなっている。地域別では、今回も九州が238件と突出して多く、関東89件、中国67件であった。北海道、北陸、四国が少ない結果になっている。苦情受付総数は前回と同様であるが、施設運営や生活支援に対する苦情が潜在化しないためにも、日々の実践の中で見落としのないようにしていかなければならない。

第三者委員等の活動〔表82-3〕は、166施設が回答し、その活動頻度については最も多いのが「年に1回」64施設（36.2％）、次いで「学期に1回」32施設（18.1％）で、「月1回」は16施設（9.0％）と

前回同様、日常的な活動というより形式的なレベルに止まっている状況は変わらない。「相談の機会はない」との回答は54施設（30.5%）で前回より増加している。一方、今回の調査結果を見ると苦情件数の幅が地域により非常に大きいことがわかる。今後、第三者委員の活動を形式的なものに止めずに福祉サービスの質の向上が図られるような実質的な活動にしていくためには、積極的に取り組んでいる施設の活動等を参考にしていくことが必要であろう。

施設評価は、客観的で公正な立場で行われる必要があるため、専門的な外部機関による第三者評価が必要である。第三者認証機関による第三者評価の実施状況〔表82-4〕は、実施した施設が39施設（22.0%）、今後予定している施設が21施設（11.9%）と、評価受審に対する意識はまだ弱いといえよう。

表82 苦情受付件数

	施設数	%	件数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
総数	158	100	510	3	21	89	18	11	49	67	14	238
0件	83	46.9		7	10	22	11	5	4	6	5	13
1～4件	58	32.8		1	10	11	6	6	6	4	4	10
5～9件	10	5.6		0	1	1	1	0	1	3	0	2
10件～	7	4.0		0	1	2	1	0	0	1	0	2
無回答	19	10.7		3	2	1	1	1	5	3	1	2

表82-2 苦情の内容

	施設数	%	件数計	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
施設運営に関する	21	11.9	25	0	6	6	2	0	2	5	0	4
生活支援に関する	63	35.6	316	0	23	50	21	11	15	18	1	177
その他	39	22.0	192	1	82	5	6	0	4	18	3	73

※重複計上

表82-3 第三者委員等の活動

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
月1回	16	9.0	0	1	8	0	0	2	0	2	3
学期に1回	32	18.1	0	6	9	5	2	1	2	2	5
年に1回	64	36.2	4	8	11	8	7	4	9	2	11
相談の機会はない	54	30.5	6	7	9	7	1	6	5	4	9
無回答	11	6.2	1	2	0	0	2	3	1	0	2

表82-4 第三者認証機関による第三者評価の実施

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
実施した	39	22.0	1	5	13	2	2	4	3	2	7
していない	109	61.6	8	16	21	16	9	8	9	6	16
今後予定する	21	11.9	1	2	3	2	1	2	4	1	5
無回答	8	4.5	1	1	0	0	0	2	1	1	2

Ⅳ 在宅支援サービスの状況

1. 障害児等療育支援事業及び障害児相談事業等の実施状況

(1) 障害児等療育支援事業の実施状況

障害児等療育支援事業を実施している施設〔表83〕は36施設（20.3%）、法人内の他種別施設が既に実施している事業所が27施設（15.3%）、合わせて63施設（35.6%）が実施しており、前年調査（53施設32.0%）と比べ増えている。

事業内容は、訪問療育等指導事業（巡回相談・訪問による健康診査）が前年比1,361件の増、外来療育等相談事業が5,658件の増、施設支援事業が1,526件の増となっている。

地域別では、東北地区において全般的に実施件数の増加がみられる。外来療育等相談事業については東海地区を除きすべての地区で増加しており、特に北陸地区において著しい増加（前年比4,130件の増）がみられる。

表83 障害児等療育支援事業（都道府県の地域生活支援事業とした事業等）の実施数

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
実施している	36	20.3	0	7	3	6	4	2	6	2	6
法人内の他施設が既に実施	27	15.3	2	6	4	5	1	2	4	2	1
実施していない	96	54.2	6	11	23	8	6	10	7	5	20
無回答	18	10.2	3	0	7	1	1	2	0	1	3
計	177	100	11	24	37	20	12	16	17	10	30

表84 実施件数

	件数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
① 巡回相談	7,004	0	990	1,706	1,870	3	624	596	261	954
② 訪問による健康審査	379	0	183	0	0	4	85	0	102	5
③ 外来療育等相談事業	12,192	0	3,056	909	527	4,277	618	762	135	1,908
④ 施設支援事業	3,383	0	251	25	2,412	37	165	247	131	151
保育所	760	0	69	21	188	32	114	161	131	114
学 校	919	0	17	0	863	0	4	9	0	26
作業所	59	0	40	0	0	0	16	3	0	0
その他	1,645	0	89	4	1,431	5	31	74	0	11

(2) 障害児相談支援事業等の実施状況

障害児相談支援事業の事業者指定〔表85〕については、回答のあった177施設中、事業指定を受けて実施している施設が43施設（24.3%）、今後申請を予定している施設が14施設ある。また、障害者自立支援法における相談事業〔表85-2〕の指定特定相談事業を実施している施設は22施設、指定一般相談事業を実施している施設は8施設、両方を実施している施設は20施設となっている。

表85 障害児相談支援事業

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
事業者指定を受けている	43	24.3	2	8	5	6	3	3	4	4	8
今後申請する	14	7.9	0	1	5	0	2	1	1	0	4
実施していない	95	53.7	5	12	21	10	6	11	11	5	14
無回答	25	14.1	4	3	6	4	1	1	1	1	4
計	177	100	11	24	37	20	12	16	17	10	30

表85-2 障害者自立支援法の相談支援事業

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
指定特定相談事業を実施	22	12.4	0	4	3	2	3	0	3	3	4
指定一般相談事業を実施	8	4.5	0	0	2	2	0	0	2	0	2
両方実施している	20	11.3	2	4	3	5	0	2	1	1	2
無回答	127	71.8	9	16	29	11	9	14	11	6	22
計	177	100	11	24	37	20	12	16	17	10	30

2. 短期入所事業の実施状況

(1) 障害児短期入所事業の実施状況

短期入所事業の実施施設〔表86〕をみると、空床+併設型は140施設（前年度82施設）、専用居室があるものは90施設（363床で1施設平均4.0床）、単独事業所3施設（定員18人）となっている。

事業の主たる対象者では、障害児を対象としているのは87施設で、それ以外は知的障害者48施設、身体障害者4施設、精神障害2施設と、他の障害に対する受け入れを行っている。

表86 児童短期入所事業の実施状況

【短期入所事業定員・居室数】

	計	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
空所+併設型 施設数	140	7	21	30	17	10	13	12	5	25
専用居室 施設数	90	4	14	20	12	7	6	7	5	15
人数	363	10	55	89	59	25	18	34	18	55
単独事業所 施設数	3	0	0	1	0	0	0	0	0	2
定員	18	0	0	2	0	0	0	3	0	13

【短期入所事業実施の場合の主たる対象者】

※%は実施施設数比

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
障害児	87	60.8	7	11	16	12	5	10	7	2	17
知的障害者	48	33.5	3	8	11	5	3	6	3	1	8
身体障害者	4	2.7	0	0	0	1	1	0	1	0	1
精神障害者	2	1.3	0	0	0	0	1	0	0	0	1

(2) 利用状況 ー平成22年度および23年度の利用状況

短期入所（宿泊）利用の状況〔表87〕は、利用実人員では21年4,300人、22年5,373人、23年5,786人と増加している。延べ件数は18,487件で前年比533件の減である。延べ日数は61,835日で前年比1,359日の増となっている。実人員一人あたりの利用日数（平均10.7日）はやや減少した。1件あたりの利用日数（平均3.3日）については、ほぼ昨年並みである。

地区別では、北海道地区で実人員・延べ件数・延べ日数共に減少している。東北・関東・四国地区では、実人員の増加がみられる。

短期入所契約数〔表88〕は、132施設で3,893人、1施設平均29.5人となっている。

表87 短期入所の利用実績状況

	全利用者数			公立			私立		
	22年度	23年度	前年比	22年度	23年度	24年度 4～9月	22年度	23年度	24年度 4～9月
実人員（人）	5,373	5,786	413	1,427	1,883	1,100	3,946	3,903	2,102
延べ件数（件）	19,020	18,487	-533	5,523	5,691	3,018	13,497	12,796	6,958
延べ日数（日）	60,476	61,835	1,359	16,216	19,073	9,281	44,260	42,762	23,297

【地区別の利用状況】

23 年度			北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
	実人員（人）	5,786	120	667	1,537	1,048	145	700	338	228	1,003
	延べ件数（件）	18,487	279	1,678	3,807	4,544	796	2,076	1,126	1,505	2,676
	延べ日数（日）	61,835	1,989	4,965	14,994	9,393	1,446	10,855	3,416	2,098	12,679

表88 【短期入所の契約状況】

	計	施設数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
短期入所の契約人数	3,893	132	177	487	789	902	104	349	191	143	756

3. 日中一時支援事業の実施状況

(1) 日中一時支援事業の状況

障害者自立支援法の施行により、短期入所の日中利用は市町村が実施する地域生活支援事業に移行している。日中一時支援事業〔表89〕は145施設（前年143施設）81.2%が実施している。

(2) 日中一時支援事業の利用状況

23年度の利用状況は、全体的には4時間未満の延べ人員が最も多く62,677人、次いで4～8時間39,163人、8時間以上14,311人となっている。前年とほぼ同様の傾向であるが、東海地区では、4～8時間の利用が多い。

日中利用及び日中一時支援事業の実績〔表90〕は23年度延べ116,151人が利用している。24年度実績は9月までのものであるが、23年度実績の半数強の数字になっている。実施145施設で513市町村と契約していることから、1施設3.5の市町村が利用している。（地区別の状況は〔表91〕参照）

表89 日中一時支援事業の状況

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
実施している	145	81.9	8	21	28	17	12	15	12	7	25
実施していない	22	12.4	2	2	7	2	0	0	2	3	4
無回答	10	5.6	1	1	2	1	0	1	3	0	1
計	177	100	11	24	37	20	12	16	17	10	30

実施の市町村数	513	22	71	131	78	29	43	25	36	78
---------	-----	----	----	-----	----	----	----	----	----	----

表90 日中利用及び日中一時支援事業の実績

	4 H未満		4～8時間		8 H以上	
	実人数	延べ人員	実人員	延べ人員	実人員	延べ人員
23年4月～24年3月	5,070	62,677	5,680	39,163	2,383	14,311
24年4月～24年9月	2,903	30,973	3,456	20,106	1,437	7,785

表91 地区別の利用状況

	区分		計	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
				23年4月～24年3月	4 H未満	実人数	5,070	95	1,042	285	1,029	207
		延べ人数	62,677	1,841	13,860	3,828	8,856	2,760	2,388	8,495	3,244	17,405
	4～8時間	実人数	5,680	95	686	481	1,478	268	404	378	230	1,660
		延べ人数	39,163	837	4,635	3,685	10,300	2,145	2,595	3,850	2,467	8,649
	8 H以上	実人数	2,383	47	305	160	526	30	113	205	81	916
		延べ人数	14,311	477	1,605	1,305	2,776	202	609	2,423	472	4,442
	計	実人数	13,133	237	2,033	926	3,033	505	772	950	476	4,201
		延べ人数	116,151	3,155	20,100	8,818	21,932	5,107	5,592	14,768	6,183	30,496
24年4月～24年9月	4 H未満	実人数	2,903	56	572	147	683	148	126	222	164	785
		延べ人数	30,973	685	6,886	1,537	5,581	1,457	1,135	3,850	2,011	7,835
	4～8時間	実人数	3,456	48	495	274	928	187	173	265	187	899
		延べ人数	20,106	385	2,831	1,685	5,444	953	1,228	1,769	1,275	4,536
	8 H以上	実人数	1,437	24	190	124	364	15	67	132	70	469
		延べ人数	7,785	243	1,167	660	1,353	132	263	1,283	231	2,453
	計	実人数	7,796	128	1,257	545	1,957	350	366	619	421	2,153
		延べ人数	58,864	1,313	10,884	3,882	12,378	2,538	2,626	6,902	3,517	14,824

(3) 受け入れ体制の状況

日中一時支援施設の受け入れ態勢〔表92〕としては、回答のあった146施設のうち、入所児童と一体の同スペースで受け入れが116施設（67.1%）、専用スペースを用意している施設は26施設に止まっていることから、入所部門の「隙間」で実施している状況にあるといえよう。

表92 日中の受け入れ体制

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
入所児と一体、同スペースで受け入れ	116	67.1	6	18	26	13	9	13	9	5	17
入所児とは別の専用スペースで受け入れ	26	15.0	2	2	3	4	3	1	3	1	7
その他	4	2.3	0	2	0	0	0	1	1	0	0
無回答	31	17.5	3	2	8	3	0	1	4	4	6
計	177	100	11	24	37	20	12	16	17	10	30

4. 児童発達支援事業・放課後等デイサービスの実施状況

児童発達支援事業・放課後等デイサービスの実施状況〔表93〕は、回答のあった177施設のうち実施しているのが34施設（19.2%）で、今後検討するのは18施設であった。また、放課後等デイサービスの定員数は280人（前年235人）と増加している。

表93 児童発達支援事業、放課後等デイサービスの実施状況

	計	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	
			1. 実施している（施設数）	34	19.2	3	6	1	4	1	4	4
児童発達支援事業	定員	181	0	30	0	20	0	21	35	10	65	
	契約人数	213	28	20	0	45	0	16	33	0	71	
放課後等デイサービス	定員	280	20	80	10	20	0	25	10	20	95	
	契約人数	734	90	257	47	52	1	82	24	16	165	
2. 今後検討する	18	10.2	0	1	4	2	2	0	2	0	7	
公立	1 実施している	4	6.9	0	1	0	0	0	1	0	2	
	2 今後検討する	4	6.9	0	1	0	0	1	0	1	1	
	3 しない	49	84.5	1	11	12	7	6	3	2	5	
	無回答	1	1.7	0	0	0	0	0	0	0	1	
計	58	100	1	13	12	7	7	3	4	5	6	
民立	1 実施している	30	25.2	3	5	1	4	1	4	3	3	6
	2 今後検討する	14	11.8	0	0	4	2	1	0	1	0	6
	3 しない	69	58.0	6	6	18	7	3	9	7	2	11
	無回答	6	5.0	1	0	2	0	0	0	2	0	1
	計	119	100	10	11	25	13	5	13	13	5	24

5. 居宅介護事業（ホームヘルプ）の実施について

居宅介護事業〔表94〕については、実施しているのは8施設（4.5%）、実施していないのが159施設と、実施施設は依然として少ない。今後実施を予定しているのは1施設となっている。

表94 居宅介護事業の実施

	計	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
実施している	8	4.5	1	0	3	2	0	0	0	0	2
登録ヘルパー数(人)	9	-	0	0	6	0	0	0	0	0	3
公立	実施している	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	今後予定する	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	実施しない	55	94.8	1	12	12	7	7	3	3	5
	無回答	3	5.2	0	1	0	0	0	0	1	0
	計	58	100	1	13	12	7	7	3	4	5
私立	実施している	8	6.7	1	0	3	2	0	0	0	2
	今後予定する	1	0.8	0	0	0	0	1	0	0	0
	実施しない	104	87.4	8	11	20	10	4	13	12	5
	無回答	6	5.0	1	0	2	1	0	0	1	0
	計	119	100	10	11	25	13	5	13	13	5

6. グループホーム・ケアホームの実施状況

法人としてグループホーム等の実施状況〔表95〕について、98施設（55.4%、公18、民80）で、約5割の法人等が実施している。

平成23年度の施設からグループホーム等への移行者数〔表96〕は、全体で51施設（28.8%）、89名と前年度26名から大きく増加している。地区別でも四国地区を除く全地域で増加がみられる。児童福祉法の在所期間延長規定の廃止が影響しているものと思われる。

表95 グループホーム等（障害者自立支援法）の実施状況

	計	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
法人内で実施している	98	55.4	9	12	19	12	6	10	9	5	16
公立	法人内で実施している	18	31.0	0	6	4	3	1	1	1	1
	実施していない	35	60.3	1	6	7	3	6	1	3	4
	無回答	5	8.6	0	1	1	1	0	1	0	1
	計	58	100	1	13	12	7	7	3	4	5
私立	法人内で実施している	80	67.2	9	6	15	9	5	9	8	4
	実施していない	32	26.9	0	5	8	4	0	3	4	1
	無回答	7	5.9	1	0	2	0	0	1	1	0
計	119	100	10	11	25	13	5	13	13	5	

表96 平成23年度の施設からグループホーム等への移行者数

	計	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
全体	移行者数	89	8	7	21	14	7	14	4	0
	施設数	51	5	4	11	9	4	6	3	0
公立	移行者数	21	0	5	7	3	3	2	1	0
	施設数	12	0	3	2	3	2	1	1	0
私立	移行者数	68	8	2	14	11	4	12	3	0
	施設数	38	5	1	9	6	2	5	2	0

7. 福祉教育事業の実施状況

福祉教育事業の実施状況〔表97〕は、148施設（83.6%）で、昨年度より実施している施設が増加している。事業内容と受入れ状況は、各項目全体に実施施設、受入れ人数ともに増加している。特に、小中学生のボランティア交流2,550人（前年991人）、民間作業ボランティア10,437人（前年3,741人）は大幅に増加している。また、単位実習は保育士3,388人（前年2,407人）、社会福祉士・主事323人（前年206人）、教員免許修得に伴う受入れが471人（前年261人）と増加している。利用者への療育にとどまらず、障害児（者）理解への啓発および人材育成が社会的使命となっていると推察される。

表97 福祉教育事業の実施状況

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
実施している	148	83.6	7	20	31	18	10	16	14	6	26
公立	実施している	48	82.8	0	11	9	7	7	3	3	5
	今後実施予定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	実施していない	8	13.8	1	1	2	0	0	0	1	2
	無回答	2	3.4	0	1	1	0	0	0	0	0
	計	58	100	1	13	12	7	7	3	4	5
私立	実施している	100	84.0	7	9	22	11	3	13	11	3
	今後実施予定	1	0.8	0	1	0	0	0	0	0	0
	実施していない	15	12.6	3	1	3	2	2	0	1	1
	無回答	3	2.5	0	0	0	0	0	0	1	1
	計	119	100	10	11	25	13	5	13	13	5

【事業内容と受け入れ状況】

	総計		公立		私立	
	施設数	人数	施設数	人数	施設数	人数
小・中・高校生のボランティア	82	2,550	29	798	53	1,752
民間作業ボランティア	95	10,437	34	5,928	61	4,509
学校教員・教職免許の体験実習	76	471	28	178	48	293
単位実習〔保育士〕	135	3,388	44	1,046	91	2,342
単位実習〔社会福祉士・主事〕	79	323	26	102	53	221
施設職員の現任訓練	46	114	16	54	30	60
その他	35	789	10	291	25	498

8. 在宅支援サービスの実施状況

短期入所、居宅介護、児童デイサービス以外の在宅支援サービスの実施状況〔表98〕については、児童・生徒の福祉体験交流（21.5%）、親を対象とした懇談会・学習会（18.1%）、通院等に対する職員の派遣（14.7%）、送迎サービス（14.7%）等が比較的高い実施率を示している。

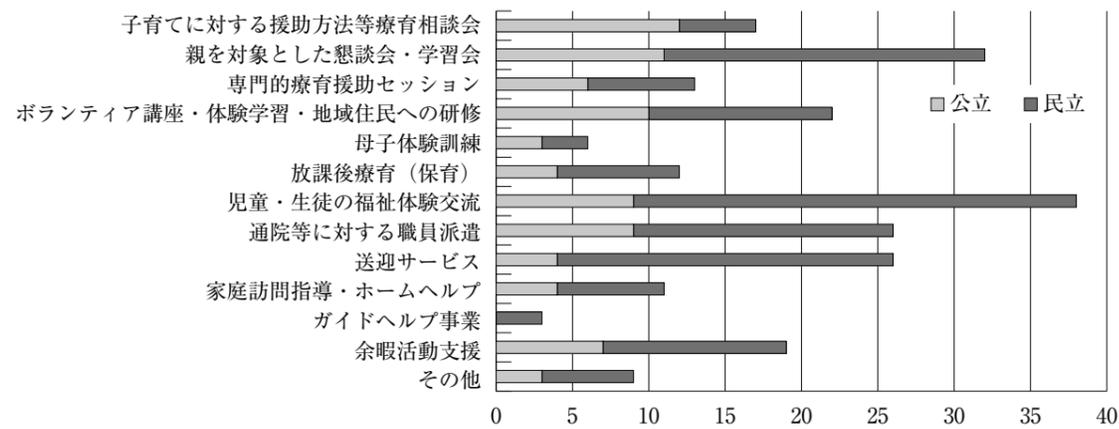


表98 在宅支援サービスの実施状況

サービス内容	施設数	%	公立	私立
子育てに対する援助方法等療育相談会	17	9.6	12	5
親を対象とした懇談会・学習会	32	18.1	11	21
専門的療育援助セッション	13	7.3	6	7
ボランティア講座・体験学習・地域住民への研修	22	12.4	10	12
母子体験訓練	6	3.4	3	3
放課後療育（保育）	12	6.8	4	8
児童・生徒の福祉体験交流	38	21.5	9	29
通院等に対する職員派遣	26	14.7	9	17
送迎サービス	26	14.7	4	22
家庭訪問指導・ホームヘルプ	11	6.2	4	7
ガイドヘルプ事業	3	1.7	0	3
余暇活動支援	19	10.7	7	12
その他	9	5.1	3	6

V 職員の状況

1. 職員の配置状況

知的障害児施設に従事する職員総数〔表99〕は、5,161人で1施設平均29.2人となっており、国の配置基準の1,604人と比較すると、短時間非常勤を含み3,557人上回っている。

正職員数は3,786人で全職員に占める割合は73.4%、常勤的臨時職員は825人で16.0%、短時間非常勤職員は550人で10.7%となっており、正職員の割合が昨年度に比べ増加し、常勤的臨時職員は減少している。直接処遇職員の総数は3,362人で全職員に占める割合は65.1%である。そのうち、正職員数は2,628人で直接処遇職員総数に占める割合は78.2%、常勤的臨時職員は532人で15.8%、短時間非常勤職員は202人で6.0%となっており、昨年度の調査と比較すると、正職員数の比率がやや増加し、臨時職員数比率が減少している。

看護師の配置は、112施設（63.3%）の施設で正規、短時間等により配置しており、昨年度調査と比較し10%近く増加している。

表99 職員の配置状況（平成24年10月1日現在）

職 種	国配置基準数		現 員						計	
			正職員数		常勤的臨時		短時間非常勤 (パート含む)			
	職員数	施設数	職員数	施設数	職員数	施設数	職員数	施設数		職員数
施設長	92	92	166	165	2	2	1	1	169	
事務員	82	80	264	155	33	25	29	21	326	
直接処遇職員	児童発達支援管理責任者	加算有り	153	143	1	1	0	0	154	
	児童指導員	896	87	1,240	170	345	86	104	41	1,689
	保育士（有資格）		974	161	159	52	68	29	1,201	
	職業指導員	加算有り	62	58	9	7	1	1	72	
	OT・PT等	0	0	6	2	0	0	8	4	14
	心理担当職員	加算有り	42	36	3	3	7	5	52	
	看護師・保健師	加算有り	151	85	15	14	14	13	180	
小計	896		2,628		532		202		3,362	
栄養士	61	61	122	118	19	18	3	3	144	
調理員	248	75	269	95	141	58	67	31	477	
介助員	53	53	55	41	64	35	62	25	181	
常勤医師	14	8	11	4					94	
嘱託医	158	86	223	106	2	1	81	33	223	
その他	-	-	48	24	32	19	105	47	185	
合 計	1,604	177	3,786 (73.4)	177	825 (16.0)	177	550 (10.7)	177	5,161 (100)	

2. 職員の勤務状況

職員の年間休日、超過勤務時間は、〔表100〕〔表100-2〕のとおりである。

〔表100〕休日日数は、80日未満が5施設（2.8%）、80～100日未満が19施設（10.7%）、100～120日未満が67施設（37.9%）、120日以上が49施設（27.7%）となっており、80日以上施設が減少し、80日未満が施設数としては少ないが増加している。

〔表100-2〕超過勤務については、全く行われていない施設が24施設（13.6%）で昨年に比し約2倍になっており、月平均1時間以下の施設が27施設（15.3%）で最も多い。ただし、39施設（22.0%）が回答を寄せていない。

表100 職員の年間休日日数

時間	施設数			%
	公立	私立	計	
80日未満	2	3	5	2.8
80～100日未満	1	18	19	10.7
100～120日未満	15	52	67	37.9
120日以上	33	16	49	27.7
無回答	7	30	37	20.9
計	58	119	177	100

表100-2 職員の超過勤務時間（月平均）

時間数	施設数	%	公立	私立
0時間	24	13.6	6	18
～1時間	27	15.3	5	22
～2時間	24	13.6	8	16
～3時間	13	7.3	3	10
～4時間	13	7.3	7	6
～5時間	8	4.5	3	5
～10時間	17	9.6	6	11
～20時間	9	5.1	5	4
20時間超	3	1.7	1	2
不明・無回答	39	22.0	14	25
計	177	100	58	119

3. 夜間勤務の状況

夜間勤務形態の状況〔表101〕は、宿直体制が66施設（37.3%）、夜勤体制が68施設（38.4%）、併用制が36施設（20.3%）となっている。昨年に比べ、宿直体制が減少し、夜勤体制及び夜勤と宿直の併用制が増加した。

一日の夜間勤務者数〔表101-2〕は2人が33施設（44.6%）と最も多く、次いで1人が23施設（31.1%）、3人が13施設（17.6%）となっている。

夜間勤務職員1名がみる児童数〔表101-5〕は11～15人及び16～20人の施設が共に32施設（18.1%）と同数で最も多く、次いで10人以下の施設が31施設（17.5%）と大幅に増加し、より目が行き届き易くなってきている。

夜間勤務の職員配置状況〔表101-6〕は、「すべての生活単位・寮舎ごとに配置」が64施設（36.2%）で昨年の67施設（40.4%）から減少し、「全体をカバーする形で配置」は昨年と殆ど変わらず「一部の生活単位・寮舎には単独配置」が20施設（11.3%）と増加している。

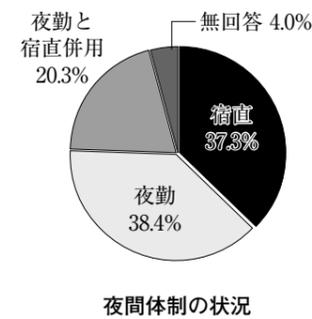


表101 夜間の勤務形態の状況

夜間勤務形態	人数と施設数		%	公立	私立
	人数	施設数			
宿直体制	159	66	37.3	49	110
				13	53
夜勤体制	227	68	38.4	144	83
				28	40
夜勤体制と宿直体制併用	86	36	20.3	37	49
				13	23
無回答		7	4.0	4	3

表101-2 一日の夜間勤務者数（宿直）

宿直	施設数	%	公立	私立
1人	23	31.1	5	18
2人	33	44.6	4	29
3人	13	17.6	5	8
4人	1	1.4	1	0
5人	2	2.7	0	2
6人～	2	2.7	2	0
計	74	100	17	57

表101-3 一日の夜間勤務者数（夜勤）

夜勤	施設数	%	公立	私立
1人	19	24.7	3	16
2人	35	45.5	13	22
3人	8	10.4	3	5
4人	8	10.4	6	2
5人	0	0	0	0
6人～	7	9.1	7	0
計	77	100	32	45

表101-4 一日の夜間勤務者数（夜勤と宿直）

夜勤と宿直	施設数	%	公立	私立
1人	2	6.9	0	2
2人	10	34.5	2	8
3人	9	31.0	4	5
4人	5	17.2	1	4
5人	1	3.4	1	0
6人～	2	6.9	2	0
計	29	100	10	19

表101-5 夜間1名の職員がみる児童数

	施設数	%	公立	私立
10人以下	31	17.5	16	15
11～15人	32	18.1	10	22
16～20人	32	18.1	9	23
21～25人	16	9.0	4	12
26人以上	18	10.2	1	17
無回答	48	27.1	18	30
計	177	100	58	119

表101-6 夜間勤務の職員の配置状況

	施設数	%	公立	私立
すべての生活単位・寮舎ごとに配置	64	36.2	27	37
一部の生活単位・寮舎には単独配置	20	11.3	5	15
全体をカバーする形で配置	73	41.2	18	55
無回答	20	11.3	8	12
計	177	100	58	119

4. 児童と直接支援職員の比率

〔表102〕は児童定員と直接支援職員数の比率である。定員比では、職員1人に対し児童2～2.5人が47施設（26.6%）と最も多く、職員1人に対し児童3人以下の合計が128施設（72.3%）となっており、昨年より減少している。設置主体別に見ると、職員1人に対し児童3人以下の施設が、公立48施設（82.8%）、民立80施設（67.2%）となっており、公民格差が依然として見られる。

在籍数と直接支援職員数の比率〔表103〕では職員1人に対して児童2～2.5人が45施設（25.4%）と最も多く、職員1人に対し児童3人以下の施設が合計153施設（86.4%）となっている。設置主体別では、職員1人に対し児童3人以下の施設が公立では合計52施設（89.7%）、民立では合計101施設（84.9%）となっている。

なお、在籍比で職員1人に対し児童2人以下の施設が71施設（40.1%）あり、昨年の62施設（37.3%）に比べ、2.8ポイント増加した。

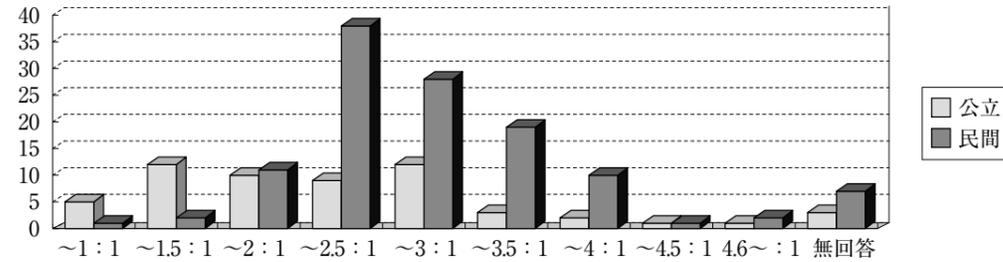


表102 定員：直接支援職員の比率（平成24年10月1日現在）

定員：職員	～1:1	～1.5:1	～2:1	～2.5:1	～3:1	～3.5:1	～4:1	～4.5:1	46～:1	無回答	計
施設数	6	14	21	47	40	22	12	2	3	10	177
%	3.4	7.9	11.9	26.6	22.6	12.4	6.8	1.1	1.7	5.6	100
公立	5	12	10	9	12	3	2	1	1	3	58
%	8.6	20.7	17.2	15.5	20.7	5.2	3.4	1.7	1.7	5.2	100
民立	1	2	11	38	28	19	10	1	2	7	119
%	0.8	1.7	9.2	31.9	23.5	16.0	8.4	0.8	1.7	5.9	100

表103 在籍数：直接支援職員の比率（平成24年10月1日現在）

在籍：職員	～1:1	～1.5:1	～2:1	～2.5:1	～3:1	～3.5:1	～4:1	～4.5:1	46～:1	無回答	計
施設数	16	22	33	45	37	9	4	2	1	8	177
%	9.0	12.4	18.6	25.4	20.9	5.1	2.3	1.1	0.6	4.5	100
公立	13	16	12	9	2	2	1	1	0	2	58
%	22.4	27.6	20.7	15.5	3.4	3.4	1.7	1.7	0	3.4	100
民立	3	6	21	36	35	7	3	1	1	6	119
%	2.5	5.0	17.6	30.3	29.4	5.9	2.5	0.8	0.8	5.0	100

VI 施設運営・経営の課題

1. 施設の運営費について

(1) 運営費収入の状況

施設の運営費は、年度の決算書から回答された数字の集計を〔表104〕に示した。22年度と23年度の比較も正確にはできないが、23年度は1年間の収入が1億円から2億円の施設が84施設（47.5%）となっている。

表104 施設の経常収入決算額の状況

	22年度				23年度			
	施設数	%	公立	民立	施設数	%	公立	民立
1億円未満	21	12.7	5	16	28	15.8	6	22
1億～1.5億円未満	39	23.5	8	31	39	22.0	6	33
1.5億～2億円未満	49	29.5	9	40	45	25.4	8	37
2億～2.5億円未満	13	7.8	4	9	15	8.5	6	9
2.5億～3億円未満	13	7.8	5	8	9	5.1	3	6
3億円以上	7	4.2	3	4	10	5.6	6	4
不明・無回答	24	14.5	18	6	31	17.5	23	8
計	166	100	52	114	177	100	58	119

総収入における措置費収入の割合〔表105〕では、22年度は措置費収入5,000万円未満に88施設（53.0%）が集中し、そのうち2,000万円未満が42施設（25.3%）を占めていた。23年度も同じように、5,000万円未満に88施設（49.7%）が集中し、そのうち2,000万円未満が45施設（25.4%）を占めている。

表105 総収入における措置費収入の割合（事務費・各種加算含む）

	22年度				23年度			
	施設数	%	公立	民立	施設数	%	公立	民立
～2,000万円未満	42	25.3	11	31	45	25.4	15	30
～3,000万円未満	10	6.0	2	8	18	10.2	3	15
～4,000万円未満	16	9.6	4	12	10	5.6	2	8
～5,000万円未満	20	12.0	0	20	15	8.5	1	14
～6,000万円未満	7	4.2	2	5	11	6.2	5	6
～7,000万円未満	9	5.4	0	9	11	6.2	1	10
～8,000万円未満	5	3.0	1	4	8	4.5	2	6
～9,000万円未満	3	1.8	0	3	3	1.7	0	3
～1億円未満	6	3.6	1	5	5	2.8	0	5
1億円以上	8	4.8	2	6	10	5.6	2	8
不明・無回答	40	24.1	29	11	41	23.2	27	14
計	166	100	52	114	177	100	58	119

総収入における措置費収入の割合(事業費)〔表105-2〕では、22年度は、1,000万円未満が59施設(35.5%)となっていて、3,000万円未満までを合わせると111施設(66.9%)になっていた。23年度も同様に、1,000万円未満が62施設(35.0%)、3,000万円未満までの施設が合わせて121施設(68.4%)を占めている。

表105-2 総収入における措置費収入の割合(事業費)

	22年度				23年度			
	施設数	%	公立	民立	施設数	%	公立	民立
～1,000万円未満	59	35.5	11	48	62	35.0	17	45
～2,000万円未満	35	21.1	6	29	37	20.9	6	31
～3,000万円未満	17	10.2	1	16	22	12.4	3	19
～4,000万円未満	6	3.6	2	4	6	3.4	1	5
～5,000万円未満	5	3.0	0	5	5	2.8	1	4
～6,000万円未満	0	0	0	0	2	1.1	1	1
6,000万円以上	0	0	0	0	0	0	0	0
不明・無回答	44	26.5	32	12	43	24.3	29	14
計	166	100	52	114	177	100	58	119

総収入における施設給付費収入の割合(基本・加算・補足給付含む)〔表105-3〕では、22年度と23年度を比較すると、6,000万円以上の施設が22年度では84施設(50.6%)に対して23年度は70施設(39.5%)と減少しているが、1億円以上は28施設(16.9%)から27施設(15.3%)と、ほぼ同じ状況である。

表105-3 総収入における施設給付費収入の割合(基本・加算・補足給付含む)

	22年度				23年度			
	施設数	%	公立	民立	施設数	%	公立	民立
～1,000万円未満	6	3.6	1	5	5	2.8	1	4
～2,000万円未満	12	7.2	4	8	9	5.1	1	8
～3,000万円未満	7	4.2	1	6	9	5.1	2	7
～4,000万円未満	11	6.6	1	10	24	13.6	2	22
～5,000万円未満	10	6.0	2	8	9	5.1	3	6
～6,000万円未満	12	7.2	1	11	17	9.6	3	14
～7,000万円未満	13	7.8	4	9	7	4.0	3	4
～8,000万円未満	13	7.8	3	10	18	10.2	8	10
～9,000万円未満	12	7.2	2	10	7	4.0	0	7
～1億円未満	18	10.8	5	13	11	6.2	4	7
1億円以上	28	16.9	8	20	27	15.3	6	21
不明・無回答	24	14.5	20	4	34	19.2	25	9
計	166	100	52	114	177	100	58	119

総収入における利用者負担収入の割合(1割分・食費・光熱水費)〔表105-4〕において、700万～800万円未満が22年度9施設(5.4%)から23年度では2施設(1.1%)に減少し、100万円未満が20施設(12.0%)から21施設(11.9%)に増加している。また1,000万円以上では22年度23施設(13.9%)から23年度は27施設(15.3%)と4施設増加した。

表105-4 総収入における利用者負担収入の割合(1割分・食費・光熱水費)

	22年度				23年度			
	施設数	%	公立	民立	施設数	%	公立	民立
～100万円未満	20	12.0	6	14	21	11.9	3	18
～200万円未満	15	9.0	1	14	26	14.7	8	18
～300万円未満	19	11.4	7	12	15	8.5	4	11
～400万円未満	19	11.4	6	13	19	10.7	6	13
～500万円未満	13	7.8	3	10	10	5.6	2	8
～600万円未満	12	7.2	3	9	8	4.5	2	6
～700万円未満	4	2.4	0	4	8	4.5	1	7
～800万円未満	9	5.4	2	7	2	1.1	0	2
～900万円未満	4	2.4	1	3	5	2.8	0	5
～1,000万円未満	6	3.6	1	5	3	1.7	2	1
1,000万円以上	23	13.9	5	18	27	15.3	7	20
不明・無回答	22	13.3	17	5	33	18.6	23	10
計	166	100	52	114	177	100	58	119

総収入における経常経理補助金・補助事業収入の割合〔表105-5〕では、22年度と23年度を比較した場合、100万円未満が10施設(6.0%)から15施設(8.5%)に、100万～300万円未満が12施設(7.2%)から14施設(7.9%)に増加している。また、300万～500万円未満でも24施設(14.5%)から28施設(15.8%)に、1,000万～2,000万円未満が20施設(12.0%)から21施設(11.9%)に増加している。23年度では300万～500万円未満が28施設(15.8%)で最も多く、次いで1,000万～2,000万円未満21施設(11.9%)の順になっている。

表105-5 総収入における経常経理補助金・補助事業収入の割合

	22年度				23年度			
	施設数	%	公立	民立	施設数	%	公立	民立
～100万円未満	10	6.0	0	10	15	8.5	4	11
～300万円未満	12	7.2	3	9	14	7.9	1	13
～500万円未満	24	14.5	2	22	28	15.8	3	25
～1,000万円未満	21	12.7	0	21	19	10.7	2	17
～2,000万円未満	20	12.0	4	16	21	11.9	3	18
～3,000万円未満	15	9.0	5	10	12	6.8	6	6
～5,000万円未満	13	7.8	2	11	17	9.6	0	17
～1億円未満	8	4.8	4	4	5	2.8	4	1
1億円以上	7	4.2	4	3	7	4.0	4	3
不明・無回答	36	21.7	28	8	39	22.0	31	8
計	166	100	52	114	177	100	58	119

総収入における寄付金・雑収入等その他の収入の割合〔表105-6〕では、22年度と23年度を比較した場合、100万円未満の施設が24施設（14.5%）から41施設（23.2%）に増加しているが、全体としては、22年度と23年度では大きな変化はない。

表105-6 総収入における寄付金・雑収入等その他の収入の割合

	22年度				23年度			
	施設数	%	公立	民立	施設数	%	公立	民立
～100万円未満	24	14.5	6	18	41	23.2	14	27
～300万円未満	53	31.9	12	41	35	19.8	8	27
～500万円未満	25	15.1	3	22	34	19.2	3	31
～1,000万円未満	22	13.3	1	21	23	13.0	3	20
～2,000万円未満	9	5.4	2	7	5	2.8	0	5
2,000万円以上	6	3.6	5	1	8	4.5	6	2
不明・無回答	27	16.3	23	4	31	17.5	24	7
計	166	100	52	114	177	100	58	119

総収入における会計単位・経理区分間繰入金等収入の割合〔表105-7〕では、23年度に100万円未満が65施設（36.7%）で一番多かった。また、不明・無回答が22年度の103施設（62.0%）から23年度は59施設（33.3%）に大幅に減少しており、より正確に現状を把握できるようになってきたといえる。

表105-7 総収入における会計単位・経理区分間繰入金等収入の割合

	22年度				23年度			
	施設数	%	公立	民立	施設数	%	公立	民立
～100万円未満	16	9.6	1	15	65	36.7	15	50
～300万円未満	14	8.4	1	13	14	7.9	1	13
～500万円未満	7	4.2	2	5	11	6.2	1	10
～1,000万円未満	9	5.4	2	7	11	6.2	1	10
～2,000万円未満	6	3.6	0	6	6	3.4	2	4
2,000万円以上	11	6.6	2	9	11	6.2	2	9
不明・無回答	103	62.0	44	59	59	33.3	36	23
計	166	100	52	114	177	100	58	119

経常活動による収支 経常支出決算額〔表105-8〕では、22年度は1億～2億円未満が74施設（44.6%）あり、23年度も70施設（39.5%）となっている。23年度では22年度から5,000万円未満、2億～3億円未満、3億円以上が増加し、5,000万～1億円、1億～2億円未満が減少している。

表105-8 経常活動による収支 経常支出決算額

	22年度				23年度			
	施設数	%	公立	民立	施設数	%	公立	民立
～5,000万円未満	15	9.0	3	12	17	9.6	1	16
～1億円未満	22	13.3	3	19	20	11.3	3	17
～2億円未満	74	44.6	14	60	70	39.5	12	58
～3億円未満	19	11.4	8	11	24	13.6	10	14
3億円以上	9	5.4	5	4	10	5.6	6	4
不明・無回答	27	16.3	19	8	36	20.3	26	10
計	166	100	52	114	177	100	58	119

当期資金収支差額〔表105-9〕では、収支差額がマイナスの部分では22年度、23年度とも同様の傾向を示しており、プラスの部分でも109施設（65.7%）から108施設（61.0%）と同様の傾向を示している。

表108-9 当期資金収支差額

	22年度				23年度			
	施設数	%	公立	民立	施設数	%	公立	民立
～△1,001万円未満	9	5.4	3	6	13	7.3	6	7
～△1,000万円未満	5	3.0	1	4	2	1.1	0	2
～△500万円未満	9	5.4	3	6	11	6.2	0	11
0	5	3.0	4	1	6	3.4	4	2
～500万円未満	53	31.9	8	45	39	22.0	3	36
～1,000万円未満	24	14.5	5	19	24	13.6	6	18
1,000万円以上	32	19.3	6	26	45	25.4	11	34
不明・無回答	29	17.5	22	7	37	20.9	28	9
計	166	100	52	114	177	100	58	119

(2) 短期入所事業の収入

短期入所事業の総収入〔表105-10〕では、22年度が100万～500万円が51施設（30.7%）で、23年度は100万円未満と100万～500万円未満が45施設（25.4%）と最も多くなっている。1名以上の職員を配置するには500万円以上が必要となるが、その実績があるのは23年度では41施設で、事業実施施設の23.2%となっている。

表105-10 短期入所事業の総収入

	22年度				23年度			
	施設数	%	公立	私立	施設数	%	公立	私立
～100万円未満	29	17.5	5	24	45	25.4	9	36
～500万円未満	51	30.7	15	36	45	25.4	12	33
～1,000万円未満	28	16.9	7	21	31	17.5	7	24
1,000万円以上	14	8.4	2	12	10	5.6	3	7
不明・無回答	44	26.5	23	21	46	26.0	27	19
計	166	100	52	114	177	100	58	119

(3) 加算の認定状況

平成21年度に新設された加算の24年度〔表106〕は、福祉専門職員配置等加算が149施設（84.2%）で最も多く、栄養士加算が133施設（75.1%）、看護師加算が82施設（46.3%）、心理士配置加算が14施設（7.9%）、栄養マネジメント加算が46施設（26.0%）であった。これを23年度と比較すると、看護師加算が66施設から82施設に、心理士配置加算が26施設から14施設に、栄養士加算が124施設から133施設に、福祉専門加算が129施設から149施設になるなど、大半の加算において施設数が増加している。

また、24年度改定等による新規加算である児童発達支援管理責任者は、120施設67.8%で残りの57施設は配置要件等を満たしていないため配置できていない。小規模グループケア加算は、当初、1施設2単位で1単位8人であったが制限がなくなった。加算は12施設（6.8%）で25単位、153人に止まっている。加算を受けるには設備等各環境要件のほかに職員の配置する必要があるため加算職員数の確保ができないことから見送った施設もあると推察される。

表106 平成24年度 各種加算の状況

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
看護師加算	82	46.3	4	10	15	9	7	7	9	7	14
心理士配置加算	14	7.9	1	2	4	2	0	1	2	0	2
栄養士加算（給付費のみ）	133	75.1	8	22	32	16	6	10	13	7	19
栄養マネジメント加算（〃）	46	26.0	2	7	8	7	1	4	8	2	7
福祉専門職員加算（Ⅰ・Ⅱ）	149	84.2	9	16	35	18	9	13	16	8	25
小規模ケア加算	12	6.8	1	1	3	3	0	1	1	0	2
箇所数	25	-	2	3	6	10	0	1	1	0	2
対象人数	153	-	18	21	43	42	0	5	4	0	20
児童発達支援管理責任者配置加算	120	67.8	7	15	26	13	6	12	12	8	21
心理担当職員配置加算	35	19.8	2	2	8	5	1	6	5	1	5
事業所数	177	100	11	24	37	20	12	16	17	10	30

(4) 自治体の補助の状況

自治体の加算措置〔表107〕における人件費等の事務費の補助は、「ある」が50施設（28.2%）、「ない」が100施設（56.5%）と、昨年調査と比べると「ある」が2施設増加し、「ない」が10施設増加している。事業費に対する加算〔表107-2〕は、「ある」が45施設（25.4%）、「ない」が95施設（53.7%）と、昨年調査と比べると「ある」が4施設増加し、「ない」も1施設増加している。

表107 自治体の加算措置 -職員配置等の事務費の補助-

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
ある	50	28.2	2	4	16	9	5	3	4	0	7
ない	100	56.5	7	17	18	8	4	9	9	10	18
不明・無回答	27	15.3	2	3	3	3	3	4	4	0	5
計	177	100	11	24	37	20	12	16	17	10	30

表107-2 自治体の加算措置 -事業費に対する加算措置-

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
ある	45	25.4	1	4	14	8	3	5	4	1	5
措置のみ	10	5.6	1	0	0	3	1	2	1	0	2
契約含む	9	5.1	0	1	2	1	1	2	1	1	0
無回答	26	14.7	0	3	12	4	1	1	2	0	3
ない	95	53.7	8	15	19	7	4	7	9	8	18
不明・無回答	37	20.9	2	5	4	5	5	4	4	1	7
計	177	100	11	24	37	20	12	16	17	10	30

2. 他種別施設の併設の状況

同一敷地内に障害者支援施設の併設〔表108〕では、併設をしている施設は79施設（44.6%）と昨年の73施設より6施設増加している。併設をしていない施設は84施設（47.5%）でこちらも5施設増加している。全体の回答数が11施設多いことが原因と思われ、全体の割合には変化がない。

同一敷地内の施設の共用〔表108-2〕は、事務所50施設（63.3%）、厨房52施設（65.8%）、食堂30施設（38.0%）、指導室14施設（17.7%）となっている。平成25年4月以降は、通知の廃止により新たに設備等の共用は平成11年型の通知で対応することになる。

表108 障害者支援施設の併設状況

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
併設している	79	44.6	3	7	17	8	8	5	8	8	15
公立	22	12.4	0	3	5	2	4	1	2	4	1
私立	57	32.2	3	4	12	6	4	4	6	4	14
併設していない	84	47.5	6	16	15	11	4	9	8	2	13
不明・無回答	14	7.9	2	1	5	1	0	2	1	0	2
計	177	100	11	24	37	20	12	16	17	10	30

表108-2 同一敷地内の併設施設の共用部分

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
事務所	50	63.3	2	3	10	6	4	3	5	4	13
厨房	52	65.8	3	3	10	6	4	4	5	4	13
食堂	30	38.0	2	0	7	1	4	1	1	4	10
指導室	14	17.7	1	0	0	2	2	3	1	2	3
その他	17	21.5	1	1	4	1	3	0	0	3	4

3. 今後の施設整備計画について

施設の築年数〔表109〕は、40年以上が昨年より5施設増加し、27施設（15.3%）となった。35～40年未満も12施設（6.8%）あり、30～35年未満も11施設（6.2%）、25～30年未満も9施設（5.1%）と合わせると築年数25年以上が59施設（33.3%）あり、3割超が老朽改築等を要する時期が来ている。一方、15年未満の71施設（40.1%）は、老朽改築が済んだ施設となる。

表109 施設の築年数

	施設数	%	公立	民立
5年未満	30	16.9	4	26
5～10年未満	18	10.2	5	13
10～15年未満	23	13.0	9	14
15～20年未満	19	10.7	11	8
20～25年未満	13	7.3	6	7
25～30年未満	9	5.1	6	3
30～35年未満	11	6.2	3	8
35～40年未満	12	6.8	0	12
40年以上	27	15.3	9	18
不明・無回答	15	8.5	5	10
計	177	100	58	119

老朽化等による改築・大規模修繕の計画〔表110〕では「24年度改築中」9施設（5.1%）、「具体的に計画・協議している」12施設（6.8%）、「検討している」35施設（19.8%）で、具体的に計画・協議しているうち、年度まで回答した施設は22年度11施設、23年度10施設となっている。

〔表110-3〕によれば、整備計画のない103施設では改築済みが45施設（43.7%）で、改築していないところが13施設（12.6%）である。2000年以降をみると、毎年1～6施設の改築がなされていて、23年度には6施設、24年度にも6施設が改築を行っている。

表110 老朽化等による改築・大規模修繕等の計画

	施設数	%	公立	民立
24年度改築中	9	5.1	3	6
具体的に計画・協議している	12	6.8	6	6
施設・法人で検討している	35	19.8	10	25
計画していない	103	58.2	34	69
不明・無回答	18	10.2	5	13
計	177	100	58	119

表110-3 整備計画のない施設の状況

	施設数	%	公立	民立
改築済み	45	43.7	8	37
改築していない	13	12.6	8	5
不明・無回答	45	43.7	18	27
計	103	100	34	69

表110-2 具体的に計画・協議している年度

	施設数	%	公立	民立
2013（平成25年度）	3	30.0	1	2
2014（平成26年度）	4	40.0	1	3
2015（平成27年度）	2	20.0	1	1
2020（平成28年度）	1	10.0	1	0
未定	0	0	0	0
不明・無回答	0	0	0	0
計	10	100	4	6

表110-4 改築済みの施設の実施年度

	施設数	%	公立	民立
～1990	4	8.9	0	4
1991～1999	5	11.1	3	2
2000（平成12年度）	1	2.2	0	1
2001（平成13年度）	2	4.4	1	1
2002（平成14年度）	1	2.2	0	1
2003（平成15年度）	6	13.3	1	5
2004（平成16年度）	0	0	0	0
2005（平成17年度）	1	2.2	0	1
2006（平成18年度）	1	2.2	0	1
2007（平成19年度）	0	0	0	0
2008（平成20年度）	5	11.1	1	4
2009（平成21年度）	4	8.9	1	3
2010（平成22年度）	3	6.7	0	3
2011（平成23年度）	6	13.3	0	6
2012（平成24年度）	6	13.3	1	5
無回答	0	0	0	0
計	45	100	8	37

4. 在所延長規定の廃止に伴う今後の計画について

(1) 障害者支援施設の指定状況

平成24年4月1日施行の改正児童福祉法により、従来あった在所延長規定が廃止されたが、現に在所している満18歳以上の入所者の在所継続のため障害者支援施設の指定〔表111〕の有無を調査したところ、「障害者支援施設の指定を受けている」が115施設（65.0%）、「受けていない」が51施設（28.8%）であり、全体の3分の2が指定を受けている。

表111 障害者支援施設の指定

				%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
受けている	115	公立	32	55.2	1	10	9	2	1	1	2	3	3
		私立	83	69.7	6	9	19	8	3	7	10	3	18
受けていない	51	公立	23	39.7	0	3	2	5	5	1	2	2	3
		私立	28	23.5	1	2	4	5	1	6	3	2	4
無回答	11	公立	3	5.2	0	0	1	0	1	1	0	0	0
		私立	8	6.7	3	0	2	0	1	0	0	0	2
計	177				11	24	37	20	12	16	17	10	30

(2) 今後の方針

改正児童福祉法の在所延長規定の廃止により、今後は児童施設として維持するのか障害者支援施設に転換するのか対応の方針を定めなければならないこととされたが、今後の方針〔表112〕を問うたところ、「児童施設として維持する」が125施設（70.6%）、「障害者支援施設を併設する」が33施設（18.6%）、「障害者支援施設に転換する」が10施設（5.6%）であり、全体の7割が児童施設として維持する方針であることがわかった。

表112 今後の方針

				%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
児童施設として維持する	125	公立	45	77.6	1	9	10	7	6	2	3	2	5
		私立	80	67.2	6	8	18	12	2	9	9	3	13
障害者支援施設を併設する	33	公立	6	10.3	0	2	1	0	1	0	1	0	1
		私立	27	22.7	1	2	2	1	3	4	2	2	10
障害者支援施設に転換する	10	公立	4	6.9	0	2	0	0	0	0	0	2	0
		私立	6	5.0	1	0	4	0	0	0	1	0	0
無回答	9	公立	3	5.2	0	0	1	0	0	1	0	1	0
		私立	6	5.0	2	1	1	0	0	0	1	0	1
計	177				11	24	37	20	12	16	17	10	30

(3) 児童施設の定員維持について

児童施設としての定員維持の方向性〔表113〕については、「児童施設の定員の変更なし」は、127施設（71.8%）、「児童施設の定員を削減する」が31施設（17.5%）で、削減予定数は600人となっている。内訳は、公立9施設220人、私立が22施設380人となっている。在所延長規定の廃止による満18歳以上の成人制度への移行、施設基準（居室面積等）の見直し等から児童の定員の見直しの検討が行われている状況を示している。

表113 児童施設としての定員維持の方向性について

				%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
児童の定員に変更なし	127	公立	42	72.4	1	8	11	6	5	2	4	2	3
		私立	85	71.4	4	9	22	10	3	10	9	4	14
児童の定員を削減する	31	公立	9	15.5	0	2	0	1	2	0	0	2	2
		私立	22	18.5	3	2	2	3	1	2	2	1	6
削減数（人）	600	公立	220		0	60	0	60	10	0	0	10	80
		私立	380		70	0	75	75	0	0	30	30	100
無回答	19	公立	7	12.1	0	3	1	0	0	1	0	1	1
		私立	12	10.1	3	0	1	0	1	1	2	0	4
計	177				11	24	37	20	12	16	17	10	30

5. 障害種別の一元化に向けた対応について

障害種別の一元化に向けて他の障害の受け入れに伴う設備・構造についてみると、身体障害の車椅子対応〔表114〕については、現状で受け入れ可能な施設が42施設（23.7%）、受け入れ困難な施設が75施設（42.4%）となっている。また、盲・ろうあ児の受け入れ〔表114-2〕については、現状で受け入れ可能とする施設が16施設（9.0%）、受け入れ困難な施設が104施設（58.8%）となっている。

いずれも前回調査より受け入れ可能と回答した施設が若干増加しているが、やはり障害種別の一元化に向けては、大半の施設において改築等の課題があることがうかがえる。

表114 身体障害の車椅子対応

	計	%	公	民	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
現状で可能	42	23.7	11	31	5	3	7	6	4	2	4	3	8
改築等が必要	52	29.4	17	35	2	10	9	8	3	4	4	4	8
受け入れ困難	75	42.4	27	48	3	9	20	6	4	10	8	3	12
無回答	8	4.5	3	5	1	2	1	0	1	0	1	0	2
計	166	100	42	131	12	21	37	16	12	17	14	9	28

表114-2 盲・ろうあ児の受け入れ

	計	%	公	民	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
現状で可能	16	9.0	3	13	3	1	1	2	3	1	0	1	4
改築等が必要	47	26.6	12	35	2	5	9	6	2	2	8	3	10
受け入れ困難	104	58.8	40	64	4	15	26	12	6	13	9	5	14
無回答	10	5.6	3	7	2	3	1	0	1	0	0	1	2
計	166	100	42	131	12	21	37	16	12	17	14	9	28

6. 在所延長の理由と対応について

(1) 満20歳以上が在籍している理由と人数

満20歳以上の方が在所延長して在籍する理由〔表115〕については、昨年度と同様「保護者が成人入所施設しか念頭になく入所が決まるまで待機」が79施設、634人と最も多く、次いで「保護者が慣れた施設を希望して成人施設への移行を望まない」が40施設、419人となっている。20年調査以降全体的に減少しているものの、児童期に施設入所した人が引き続き成人施設入所を希望し待機している傾向にあることがみてとれる。

児童施設の過剰問題を解決するためには、児童施設に障害者総合支援法上の新事業体系の併設や転換、また、既存の成人施設での新事業体系への受け入れ等、具体的な施策を実行することが必要である。

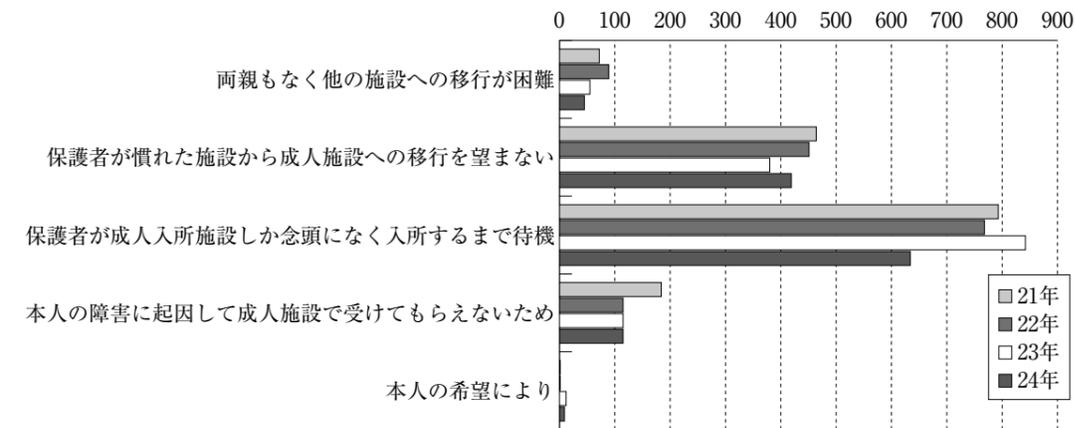


表115 満20歳以上の方が在籍している理由とその人数 (複数回答)

		%	公	民	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
両親もなく他の施設への移行が困難	施設数	25	3	22	3	3	5	3	0	3	2	1	5
	人数	45	3.3	41	3	3	18	3	0	4	4	3	7
保護者が慣れた施設を希望して成人施設への移行を望んでいない	施設数	40	14	26	2	5	9	2	1	6	5	3	7
	人数	419	31.2	293	11	47	65	4	59	52	63	57	61
保護者が成人入所施設しか念頭になく入所が決まるまで待機	施設数	79	22	57	4	11	18	8	3	8	10	3	14
	人数	634	47.1	449	58	131	117	35	59	60	42	25	107
本人の障害に起因して成人施設で受け取ってもらえないため	施設数	26	8	18	2	1	8	4	0	7	3	0	1
	人数	115	8.6	71	14	8	49	10	0	19	13	0	2
本人の希望により	施設数	7	2	5	1	0	0	1	0	1	0	0	4
	人数	9	0.7	7	1	0	0	1	0	3	0	0	4
その他	施設数	14	4	10	1	4	3	1	0	1	1	1	2
	人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(※該当数の比率は、満20歳以上在籍人数による。表18-1)

(2) 満18歳以上の在籍児童の今後の進路等の対応

満18歳以上の在籍児童の今後の退所先の進路に関する見通し〔表116〕は、施設入所支援対象が139施設(83.7%)1,158人、グループホーム・ケアホーム対象が82施設(49.4%)228人、家庭引き取りが35施設(21.1%)81人となっていて、施設入所支援対象者が圧倒的に多く見込まれているが、前回調査と比べるとグループホーム・ケアホーム対象と家庭引き取りが増加している。また、就労の見通しについては、36施設(21.7%)87人と、人数は増加している。

表116 満18歳以上の在籍児童の今後の進路とその人数 (複数回答)

		%	公	民	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
家庭引き取り	施設数	35	21.1	12	23	0	6	8	3	1	6	4	1
	人数	81	4.5	31	50	0	30	19	3	3	9	8	1
施設入所支援対象	施設数	139	83.7	47	92	9	17	34	13	10	18	14	3
	人数	1,158	64.0	314	844	161	123	276	59	65	143	107	63
グループホーム・ケアホーム対象	施設数	82	49.4	23	59	4	14	19	8	2	15	6	1
	人数	228	12.6	66	162	6	46	42	17	9	58	9	6
就労	施設数	36	21.7	9	27	1	6	5	7	0	6	3	0
	人数	87	4.8	14	73	1	30	5	8	1	18	7	0

(※該当数の比率は、満18歳以上在籍人数による。表18-1)

7. 児童相談所との関係について

(1) 施設入所に際しての対応について

平成18年10月の契約制度導入により施設入所に際しての事務等が変化してきており、その状況については継続して調査をしている。事務等の対応〔表117〕の変化は、契約児童の児童票等が送付されなくなった施設が85施設(48.0%)と多く、次いで児童相談所との連携の希薄化が56施設(31.6%)となっている。また、保護者からの直接の入所依頼も多くなっていると44施設(24.9%)が回答している。その状況からか、児童相談所からの保護者への相談が希薄になっていると50施設(28.2%)が回答し、前回調査より増加しており、施設から児童相談所への働きかけが必要になっている。

表117 施設入所に際しての事務等の対応 (複数回答)

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
契約児童の児童票等が送付されなくなった	85	48.0	7	17	15	6	5	8	6	4	17
保護者からの入所依頼が多くなった	44	24.9	0	9	12	3	3	3	4	2	8
児童相談所の相談等施設との連携が希薄になった	56	31.6	1	12	13	7	4	4	7	3	5
児童相談所の保護者への相談等が希薄になった	50	28.2	0	7	13	7	4	4	7	3	5
その他	13	7.3	1	1	4	0	2	1	2	0	2

(2) 措置後の児童福祉司等の施設訪問

児童相談所が入所措置を行った後の児童福祉司等の施設訪問〔表118〕については、定期的訪問があるのは143施設（80.8%）で、「訪問がない」が24施設（13.6%）となっている。訪問にくる児童相談所の箇所数としては、概ね1カ所から4カ所となっており〔表118-2〕、訪問回数は年1～2回の施設が多い〔表118-3〕。中には年に数回の訪問のある施設もあり、児童相談所の取り組みに温度差があることがうかがえる。

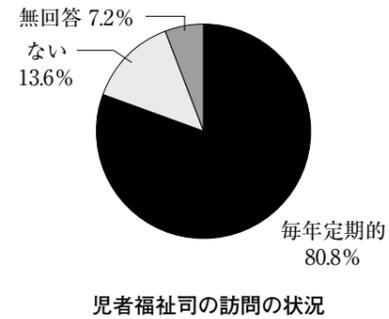


表118 措置後の児童福祉司等の訪問

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
定期的にある	143	80.8	7	20	34	18	10	12	14	7	21
ない	24	13.6	3	4	1	2	1	4	2	2	5
不明・無回答	10	5.6	1	0	2	0	1	0	1	1	4

表118-2 23年度訪問箇所数（児童相談所数）

23年度訪問箇所数	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
1カ所	27	18.9	1	5	2	2	2	1	4	2	8
2カ所	35	24.5	2	6	3	4	5	5	0	2	8
3カ所	26	18.2	0	4	7	1	2	2	5	3	2
4カ所	20	14.0	2	2	5	4	0	0	5	0	2
5カ所	9	6.3	0	1	2	5	0	1	0	0	0
6カ所	2	1.4	0	0	1	0	1	0	0	0	0
7カ所	9	6.3	1	0	6	1	0	1	0	0	0
8カ所	1	0.7	0	0	0	1	0	0	0	0	0
9カ所	1	0.7	0	0	1	0	0	0	0	0	0
10カ所以上	3	2.1	0	0	3	0	0	0	0	0	0

表118-3 23年度訪問回数

23年度訪問回数	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
1回	34	23.8	1	7	7	1	1	1	5	4	7
2回	15	10.5	2	4	2	1	1	2	1	0	2
3回	9	6.3	0	1	3	0	4	0	1	0	0
4回	6	4.2	0	1	3	0	0	0	1	0	1
5回	9	6.3	1	2	1	0	1	0	0	1	3
6回	5	3.5	1	1	0	0	0	0	1	0	2
7回	5	3.5	1	0	3	0	0	1	0	0	0
8回	3	2.1	0	0	0	0	0	1	1	0	1
9回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10回以上	29	20.3	0	1	6	13	2	3	2	1	1

(3) 各種報告・届出書の提出

① 措置に係る経過報告等の状況

児童福祉法施行規則第27条には、措置後の児童育成の経過報告や児童に特別な変化があった時などは、報告をするよう定められている。

経過報告の提出（措置児童）〔表119〕については、「提出している」110施設（62.1%）、「提出していない」49施設（27.7%）となっている。提出頻度〔表119-3〕は、84施設（76.4%）が年に1回で、半年に1回の提出をしているところが11施設（10.0%）となっている。経過報告書の提出（契約児童）〔表119-2〕については、「措置児童と同様に提出している」57施設（32.2%）、「提出していない」93施設（52.5%）となっており、児童相談所との連携の希薄さがうかがえる。

表119 経過報告書の提出（措置児童）

措置児童	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
提出している	110	62.1	8	17	24	12	6	8	11	7	17
提出していない	49	27.7	1	5	10	7	3	5	6	3	9
無回答	18	10.2	2	2	3	1	3	3	0	0	4
計	177	100	11	24	37	20	12	16	17	10	30

表119-2 経過報告書の提出（契約児童）

契約児童	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
措置と同様に提出している	57	32.2	1	9	13	8	3	4	9	2	8
提出していない	93	52.5	6	14	17	7	8	9	8	6	18
無回答	27	15.3	4	1	7	5	1	3	0	2	4
計	177	100	11	24	37	20	12	16	17	10	30

表119-3 経過報告書の提出頻度（措置児童）

措置児童	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
年に1回	84	76.4	8	15	19	10	3	6	7	5	11
年に2回	11	10.0	0	1	2	2	2	0	2	0	2
年に3回	1	0.9	0	0	0	0	0	1	0	0	0
年に4回	1	0.9	0	0	0	0	0	0	0	0	1
年に5回	2	1.8	0	0	0	0	1	0	0	0	1
年に6回	1	0.9	0	0	0	0	0	0	0	0	1
年に10回	1	0.9	0	0	0	0	0	0	0	1	0
年に12回	7	6.4	0	1	3	0	0	0	1	1	1
無回答	2	1.8	0	0	0	0	0	1	1	0	0
計	110	100	8	17	24	12	6	8	11	7	17

(4) 満18歳時等の対応について

児童福祉法31条の措置延長の意見書の提出〔表120〕については、「提出している」87施設（49.2%）、「提出していない」73施設（41.2%）であった。

契約児童の満18歳以降の延長〔表120-2〕については、児童相談所から連絡・協議が「ある」が80施設（45.2%）、「市町村から連絡・協議がある」が40施設（22.6%）、「連絡もなく満18歳を超えた期間

の支給決定をしている」が34施設（19.2%）となっている。

また、新法63条の3の対応〔表121〕については、「具体的な対応はしていない」が84施設（47.5%）と最も多く、15歳で成人施設に移行するよりも特別支援学校高等部に進学し、その卒業後に成人施設等の進路を考えるケースが多いためと推察される。

表120 法31条の措置延長の意見書の提出

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
提出している	87	49.2	5	15	17	12	3	6	11	2	16
提出していない	73	41.2	4	9	17	5	7	8	5	8	10
無回答	17	9.6	2	0	3	3	2	2	1	0	4
計	177	100	11	24	37	20	12	16	17	10	30

表120-2 契約児童の満18歳以降の延長

(複数回答)

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
児童相談所から連絡・協議がある	80	45.2	4	12	15	9	8	11	7	5	9
市町村から連絡・協議がある	40	22.6	1	8	8	3	0	2	5	3	10
連絡もなく満18歳を超えた期間の支給決定をしている	34	19.2	2	4	8	6	2	3	4	2	3
無回答	35	19.8	4	1	8	4	2	1	2	3	10
施設数	177	100	11	24	37	20	12	16	17	10	30

表121 満15歳以上への対応（新法63条の3）

(複数回答)

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
施設から児相に意見書を提出している	32	18.1	0	3	6	12	2	2	2	0	5
市町村の実施機関に連絡・意見書を提出している	13	7.3	0	1	3	7	2	0	0	0	0
保護者に援護の実施機関への訪問を促している	39	22.0	0	5	15	8	2	2	2	0	5
具体的な対応はしていない	84	47.5	7	16	18	6	7	13	13	8	14
施設数	177	76.8	11	24	37	20	12	16	17	10	30

(5) 児童相談所との連携

児童相談所との連携〔表122〕は、「県単位で児童相談所と施設の定期協議を行政主催で行っている」45施設（25.4%）、「協会部会活動の一環で児相と施設間の協議を実施している」17施設（9.6%）、「定期的に見相を訪問して協議している」39施設（22.0%）となっている。

契約制度の導入により両者の連携が希薄になっていることが施設現場から指摘されているが、定期的な協議の場を通じて児童相談所との関係を強化しなければ、複雑化している家庭環境や虐待に代表される児童福祉の危機に適切に対応していくことはできない。

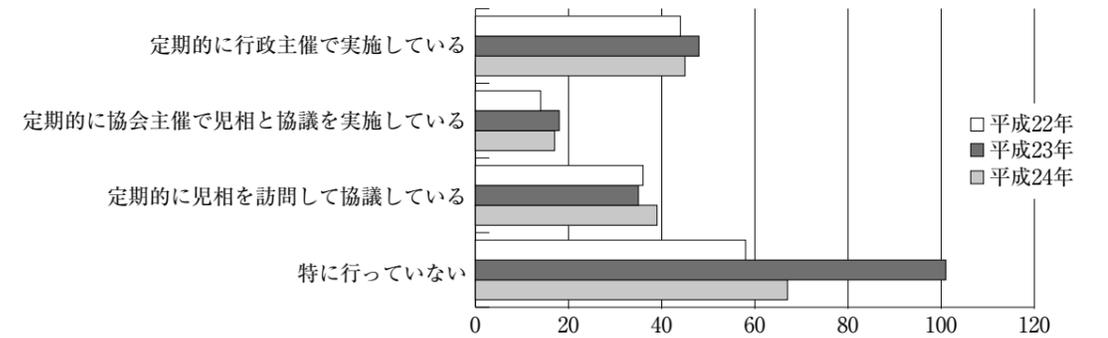


表122 児童相談所との連携

(複数回答)

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
県単位で児童相談所と施設の定期協議を行政主催で実施	45	25.4	4	5	11	3	5	2	7	2	6
協会部会活動の一環で見相と施設間の協議を実施している	17	9.6	1	4	6	2	0	3	1	0	0
定期的に見相を訪問して協議している	39	22.0	2	2	4	9	3	5	2	2	10
特にない	67	37.9	3	13	19	5	2	8	6	5	6
不明・無回答	19	10.7	1	1	2	3	2	0	1	1	8
施設数	177	100	11	24	37	20	12	16	17	10	30

8. 契約での利用に対する対応について

(1) 利用者負担金の未収状況

利用者負担の未収状況〔表123〕では、23年度の未収が103施設1,421人（うち22年度未収人数は261人）となっている。前年度調査では、97施設、未納者が1,418人（うち21年度未収人数は214人）であり、相変わらず未納者の人数が多いことが分かる。この状況は、施設だけの責任では済まされないため、何らかの措置を要望する必要があると思われる。

表123 利用者負担の未収状況

	計	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
23年度未収人数	1,421	134	251	314	81	15	100	174	62	290
施設数	103	8	14	22	7	4	11	10	5	22
23年度未収額	90,174	6,196	8,747	35,876	1,268	2,849	10,858	7,196	4,029	13,151
うち22年度未収人数	261	6	45	90	4	13	23	22	14	44
施設数	68	2	9	17	3	3	7	8	4	15
うち22年度未収額	39,639	1,069	7,437	5,016	173	2,152	9,830	3,350	2,609	8,000

(未収額：単位千円)

(2) 契約利用児の生活への影響について

契約利用児の生活への影響〔表124〕では、「衣類の準備に支障をきたしている」が36施設53人、「外出等余暇の活動を控えている」が31施設46人、「利用料滞納等で親の来園が少なくなった」が28施設43人で、前回調査結果よりもかなり減少している。

表124 契約利用児の生活への影響（学校・医療関係を除く）

			%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
衣服等の準備に支障をきたしている	施設数	36	21.7	2	5	14	0	0	3	5	1	6
	人数	53	1.5	2	12	15	0	0	6	8	2	8
外出等余暇の活動を控えている	施設数	31	18.7	3	3	9	1	0	4	5	0	6
	人数	46	1.3	4	6	9	1	0	10	8	0	8
利用料滞納等で親の来園が少なくなった	施設数	28	16.9	0	3	6	1	0	4	5	1	8
	人数	43	1.2	0	5	7	1	0	7	11	1	11

(※該当数の比率は、契約利用児童の在籍数3,592人による。)

(3) 利用者負担の助成制度

利用者負担が高くなったことによる自治体独自の軽減措置の実施状況についての設問である。

医療費に関する助成〔表125〕は都道府県が助成しているが80施設、そのうち重度のみを対象とした助成制度の都道府県が37施設であった。なお、出身市町村による助成制度は92施設であった。

利用者負担に関する助成〔表126〕については、都道府県で実施されているとの回答が42施設、出身市町村で実施されているとの回答が43施設となっている。

表125 医療費に関する助成制度

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
施設所在都道府県である	80	45.2	3	12	17	6	8	9	13	3	9
重度のみ	37		2	5	7	1	6	5	5	1	5
中軽度も対象	2		0	0	0	0	0	1	1	0	0
無回答	41		1	7	10	5	2	3	7	2	4
出身市町村である	92	52.0	5	12	18	12	7	5	9	6	18
市町村数	90		0	23	5	6	11	6	6	2	31
施設数	177	100	11	24	37	20	12	16	17	10	30

表126 利用者負担に関する助成制度

	施設数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
施設所在都道府県である	42	0	4	13	4	5	5	2	4	5
出身市町村である	43	0	5	10	2	3	5	4	2	12
市町村数	90	0	23	5	6	11	6	6	2	31
計	85	0	9	23	6	8	10	6	6	17

(4) 運営費の激変緩和措置

施設運営費の激変緩和措置の特別対策については、平成23年度激変緩和措置〔表127〕を「受けている」が80施設（45.2%）、「受けていない」が86施設（48.6%）、平成24年度激変緩和措置〔表127-2〕を「受けている」が71施設（40.1%）、「受けていない」が95施設（53.7%）となっている。25年度から緩和措置が廃止となるため、施設での財務状況が悪化しないことを願っている。

表127 施設運営費に関する対策（平成23年度激変緩和措置）

	施設数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
H23激減緩和措置を受けている	80	5	15	12	8	3	4	11	6	16
H23激減緩和措置を受けていない	86	5	7	22	12	7	12	5	3	13
無回答	11	1	2	3	0	2	0	1	1	1
計	177	11	24	37	20	12	16	17	10	30

表127-2 施設運営費に関する対策（平成24年度激変緩和措置）

	施設数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
H24激減緩和措置を受けている	71	3	13	11	7	3	3	11	6	14
H24激減緩和措置を受けていない	95	7	9	22	13	7	13	5	4	15
無回答	11	1	2	4	0	2	0	1	0	1
計	177	11	24	37	20	12	16	17	10	30

平成24年度 全国障害児入所施設実態調査票

(平成24年10月1日現在)

日本知的障害者福祉協会 児童発達支援部会

あ と が き

本実態調査は、児童発達支援部会（旧児童施設分科会）がこれからの児童施設のあり方を検討するための基礎的な資料として必要な項目を設定して毎年実施してきたものです。平成24年4月に児童福祉法改正が施行され、知的障害児施設は障害児入所施設となり、主として知的障害児を対象とする施設として様変わりしました。法改正施行の混乱を回避するために経過措置等で大きな混乱はないと予想しましたが、やはりさまざまな課題を抱えています。

この平成24年度の調査は、法改正等を受けて調査項目の見直しを一部行っています。そのため経年的な比較等ができない項目もあります。法改正年度でもあるため知的障害児施設として進めてきた調査内容を踏襲し、その集計コメントも知的障害児施設としての意味で整理しています。

新しい時代に向けて、知的障害児施設が今後どのように改革していくのか、自らに課せられている課題の重さと、地域に根ざして地域の療育資源として地域になくてはならない施設としての役割を果たすため、児童福祉法改正の理念等を吟味して施設の改革を進めて欲しいと願っています。

平成26年3月

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会
児童発達支援部会委員一同

※平成24年10月1日現在で記入してください。
※設問によっては、平成23年度 H23. 4. 1～H24. 3. 31 でご回答ください。
※該当する番号及び符号を○印で囲み、空欄部分をご記入ください。

記入者 氏名		職名	
-----------	--	----	--

なお、本調査票へのご回答は、朱記くださいますようお願いいたします。

I 施設の状況

① 施設名				TEL		
② 所在地	都道府県名	市区町村区分	政令市・中核市・区市・町・村			
所在地の人口	1. 1万未満、 2. 1～5万未満 3. 5～10万未満、 4. 10～30万未満 5. 30万以上					
③ 設置・経営主体	1. 公立公営（直営 事業団 事務組合） 2. 公立民営 3. 民立民営					
④ 設置年月日	明治・大正・昭和・平成（ ）年〔西暦（ ）年〕（ ）月（ ）日					
⑤ 11年児者併設型施設	無・有 → 採用____年度 本体施設〔児童・障害者支援施設〕 児童定員____名 成人定員____名 → 平成11年度の有効活用策による通知で認可をうけた施設が該当となります。					
⑥ 認可定員	名	⑦現員	名	内訳	措置	名
⑧ 23年度在籍数内訳	平成23年度1年間の総在籍数 4月～3月までの各月1日在籍の総数 _____名 内訳 1. 措置年間総在籍数 _____名 2. 契約年間総在籍数 _____名					
⑨ 法改正への対応	満20歳以上の在籍者がいることから 障害者支援施設の指定を 1. 受けた 2. 受けていない					
⑩ 在籍児の出身エリア	(1) 都道府県の数 () 都道府県		(2) 区市町村の数 () ヶ所			
	(3) 措置・契約支給決定している児童相談所の数 () ヶ所					

※③の公立公営施設で指定管理者制度の場合は、受託が民間法人の場合は公立民営とする。また、民間移管により社会福祉法人に運営主体が完全に移行したものは民立民営とする。

II 在籍児の状況

(1) 年齢別在籍児数（年齢は平成24年4月2日現在で記入願います。）※年齢別の人数をご記入ください。

年齢	5歳以下	6～11歳	12～14歳	15～17歳	小計（人）
現在員	男				
	女				
	計				
うち措置児					

年齢	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40歳～	小計（人）	合計（人）
現在員	男					
	女					
	計					
うち措置児						

平均年齢 男 _____ 歳 女 _____ 歳 全体 _____ 歳
 （「平均年齢」は、18.6歳と記す。小数第2位を四捨五入してください。）

(2) 在籍児(措置・契約)の入所時の状況

① 入所時の年齢（平成24年10月1日現在の在籍児） (人)

年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	計	
男																			
女																			
計																			

② 上記児童の在籍期間（平成24年10月1日現在の在籍期間） (人)

期間	3ヶ月未満	3～6ヶ月未満	～1年未満	1～2年未満	2～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10～15年未満	15～20年未満	20年以上	計
男											
女											
計											

(3) 平成23年度（23年4月1日～24年3月31日）の新規入所児童の状況

① 年齢別(年齢は入所時の年齢)

	5歳以下	6～11歳	12～14歳	15～17歳	計（人）
措置					
契約					

② 障害程度別

	㊤	A-1・2	B-1	B-2
措置				
契約				

③ 平成24年度前期（4月～9月）の入所数を記入下さい。

		5歳以下	6～11歳	12～14歳	15～17歳	計（人）
24年度入所者 4月～9月	措置					
	契約					

④ 平成23年度に入所した児童の入所前の主たる生活の場

家庭	人	乳児院	人	病院等医療機関	人
他の知的障害児施設	人	児童自立支援施設	人	その他	人
児童養護施設	人	学校寄宿舎	人	計	人

(4) 入所理由（平成24年10月1日現在の在籍児）

※1. 理由が重複する場合は、それぞれの欄に数値を計上してください。入所理由の判断は、児童相談所の児童票のほか家族との面談等により判断して主たる要因とそれに付随する要因に分けて記入してください。

※2. 23年度入所者の欄は、平成23年度（H23.4.1～H24.3.31）に入所してきた人についてのみ記入ください。

内 容	在籍者全員について				うち23年度入所者について			
	主たる要因		付随する要因		主たる要因		付随する要因	
	措置	契約	措置	契約	措置	契約	措置	契約
家族の状況等	親の離婚・死別	人	人	人	人	人	人	人
	家庭の経済的理由							
	保護者の疾病・出産等							
	保護者の養育力・障害理由							
	虐待・養育放棄							
	きょうだい等家族関係							
	若年親							
	地域でのトラブル							
	住宅事情・近隣の事情							
その他								
本人の状況等	ADL・生活習慣の確立							
	医療的ケア							
	行動上の課題改善							
	強度行動障害等							
	養育者への乱暴・暴力							
	多胎や兄弟とも障害							
	学校での不適応・不登校							
	学校就学・通学							
その他								

(5) 虐待による入所児の状況

① 平成23年度の入所児童のうち虐待による入所児童数(家庭での生活実態から判断する)

	児相判断	施設判断	計
男			人
女			人
計			人

①-2 虐待及びその恐れがあると判断される上記の入所児童のうち、契約で入所しているケース _____ 名

② 虐待の内容（※複数回答可）

		身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	その他※	計
平成23年度入所	男						人
	女						人
計		人	人	人	人	人	人

※その他についてご記入ください()

②-2 平成23年度 被虐待加算対象人数 _____ 名

②-3 平成24年10月1日現在 被虐待加算数 _____ 名

(6) 在籍児の就学・就園の状況

① 学齢期児童の通学先 (平成24年10月1日現在)

就学形態	人数
訪問教育	
施設内分校・分教室	
施設隣接提携特別支援学校	
地域の特別支援学校通学	
地域の小中学校の特別支援学級通学	
地域の小中学校の普通学級通学	
計	人

② 就学前児童の状況

活動形態	人数
幼稚園への通園	
保育所に通所	
通園施設・児童デイ等療育機関	
園内訓練	
その他	
計	人

③ 就学学年 (平成24年10月1日現在)

小1	2	3	4	5	6	中1	2	3	高1	2	3	計
												人

④ 通学している学校数

通学校数 小学 校 中学校 校 特別支援学校 校 普通高校 校 合計 校

⑤ 通学方法

1. スクールバス 人 2. 施設の車両で送迎 人 3. 徒歩 (敷地外 人 敷地内 人)
 4. バス等交通機関利用 人 5. 登下校に伴う引率は何班 (何回) に分けて対応しているか 班 (回)

⑥ 学校との連携 (平成23年度の実績)

1. 定期的に連絡会を開催 1. はい (年 回) 2. いいえ
 2. 個別ケースについての協議 1. 行っている (定期的に年 回、随時) 2. いいえ

(7) 家庭の状況 (平成24年10月1日在籍児童) ※人数は兄弟姉妹の場合も各々カウント

家庭の状況	人数	その内措置数
両親世帯		
母子世帯		
父子世帯		
兄弟のみ世帯		
親戚が保護者として対応の世帯		
未成年後見人が選任 (上記のうち)		
成年後見人が選任 (上記のうち)		
祖父母が保護者として対応の世帯		
その他		
計	人	人
兄弟姉妹で入所	世帯 人	世帯 人

(8) 帰省について (平成23年度実績) ※契約児童の帰省日数は帰省日・帰園日を除く給付費の減算日数を記入

	週末 (隔週) に帰省	月に1回程度	年に1~2回程度	帰省なし	契約児童の総帰省日数
措置	人	人	人	人	—
契約	人	人	人	人	人 日数

○ 帰宅なしの児童が帰省できない理由

1. 親がいない 人 2. 地理的条件で困難 人 3. 本人の事情で帰らない 人
 4. 家庭状況から返せない 人 5. その他 (理由)

(9) 家庭訪問について (平成23年度実績)

1. 実施していない 2. 実施している → 平成23年度の訪問数 実人数 人 延べ回数 回

(10) 面会等 訪問の状況 (平成23年度実績)

家族の訪問なし	人
月1・2回家族が来園	人
学期に1~2回程度家族が来園	人
年に1~2回程度家族が来園	人
職員が引率して家庭で面会	人
面会の制限が必要な子ども	人

(11) 保護者との連携

- ① 自主的な保護者会が組織されている 1いる 2 いない 3 参加が少なく保護者会が成り立たない
 ② 施設として保護者との懇談の場を設けている 1いる → 年 回 2 いない 3 今後実施予定
 ③ 子どもの生活記録等を保護者に開示している 1いる 2 いない 3 今後実施予定

(12) 退所児の状況

① 平成23年度の退所児数

	5歳以下	6~11歳	12~14歳	15~17歳	18~19歳	20~29歳	30~39歳	40歳以上	計
措置									
契約									

② 平成24年度上半期 (4月~9月) の退所数

	5歳以下	6~11歳	12~14歳	15~17歳	18~19歳	20~29歳	30~39歳	40歳以上	計
措置									
契約									

③ 契約児童で経済的負担を理由にした退所 平成23年度 人 平成24年度(9月末) 人

④ 契約児童で利用料等滞納のまま退所 平成23年度 人 平成24年度(9月末) 人

⑤ 平成23年度退所者の進路先

進路先	措置	契約	進路先	措置	契約
家庭から就学	人	人	グループホーム等から一般就労	人	人
家庭から保育所・幼稚園等へ			グループホーム等から福祉的就労		
家庭から一般就労			障害者支援施設に入所		
家庭から就労支援A・福祉的就労			成人援護施設以外の施設入所		
家庭から成人通所・生活介護等事業			他の知的障害児施設に変更		
宿泊型自立訓練から一般就労等			他の児童福祉施設に変更		
企業の寮等から一般就労			その他 (例・病院等)		

※ 新事業の場合、生活介護は通所更生、就労支援A・Bは福祉就労、入所施設支援は入所更生・入所授産に読み替え

⑥ 平成23年度に退所した児童の事後指導 1. 実施した 人 回 2. 実施していない

* 進路先への引継ぎ訪問、家庭訪問等を含む

(13) 障害の状況

① 年齢別障害程度の状況 ※平成24年10月1日現在の状況

	3歳未満	3～6歳未満	6～12歳未満	12～15歳未満	15～18歳未満	18歳以上	計
最重度							人
重 度							人
中軽度							人
合 計							人

② 平成24年度(10月1日現在) 国重度加算認定数 措置 _____ 名 契約 _____ 名

③ 強度行動障害加算認定数 平成24年度 措置 _____ 名 契約 _____ 名

④ 重複障害の状況 (平成24年10月1日現在 ※複数回答可) (延べ人)

診断名		人 数	診断名		人 数
てんかん		人	肢体不自由	体幹	人
自閉症 (その傾向も含む)		人		運動機能	人
その他の精神障害		人	内部疾患	心臓	人
視覚障害		人		腎臓	人
聴覚障害		人		喘息	人
肢体不自由	上肢	人		糖尿	人
	下肢	人		その他	人

⑤ 発達障害等の診断 PDD _____ 人 アスペルガー症候群 _____ 人 ADHD _____ 人 LD _____ 人

⑥ 身体障害者手帳所持者 _____ 人 → 程度 1級 _____ 人 2級 _____ 人 3級以上 _____ 人

⑦ 重度重複障害加算認定数 (平成24年10月1日現在) 措置 _____ 人 契約 _____ 人

⑧ 行動上の困難さの状況 (平成24年10月1日現在 ※複数回答可)

行動特性	月1回程度	週1回以上	行動特性	月1回程度	週1回以上
強いこだわり	人	人	徘徊・放浪	人	人
自傷行為	人	人	盗癖	人	人
他傷、他害	人	人	性的問題	人	人
奇声	人	人	異食	人	人
無断外出で搜索する	人	人	弄便	人	人
器物破損等激しい破壊行為	人	人	弄火	人	人
著しい騒がしさ	人	人	睡眠の乱れ	人	人
多動・飛び出し行為	人	人	寡黙	人	人
寡動	人	人	その他	人	人

⑨ 対応について

介護の程度	人数
常時見守りが必要	人
時々声をかけるなど対応が必要	人
設備面での安全対策を要する	人
計	人

⑩ 介護度(協会指針) ※全国調査の指標を参照し記入

介護度	1級	2級	3級	4級	5級	計
日常生活面						
行動面						
保健面						
計						

(14) 服薬の状況 (平成24年10月1日現在で服薬している数: 重複回答可)

① 服薬の内容

		人数		
向精神薬物	抗てんかん薬	人		
	抗精神薬・抗不安薬	人		
	睡眠導入薬	人		
慢性疾患 (1ヶ月以上服用している場合)	心臓疾患	人	喘息	人
	腎臓疾患	人	貧血	人
	糖尿病	人	その他	人

② 受診形態と受診科目の状況 (平成23年度実績) ※受診科目は平成23年度の実人員と延べ回数

受診科目	実人数	延べ回数
1. 精神科・脳神経外科	人	回
2. 小児科・内科	人	回
3. 外科・整形外科	人	回
4. 耳鼻咽喉科	人	回
5. 歯科	人	回
6. 皮膚科	人	回
7. 眼科	人	回
8. その他	人	回
合 計	人	回

(15) 入院の状況

① 平成23年度の入院

1. 入院あり _____ 人 延べ日数 _____ 日 2. ない

入院の場合の付き添い (23年度入院児実績) ※複数回答

→ 1. 職員 _____ 人 2. 保護者 _____ 人 3. 職員と保護者 _____ 人 4. 第三者に依頼 _____ 人

② 平成24年度前期 (4月～9月) の入院

1. 入院あり _____ 人 延べ日数 _____ 日 2. ない

③ 契約児童で健康保険証の資格停止事例 平成23年度 _____ 人 平成24年10月1日現在 _____ 人

④ 経済的負担で通院を見合わせた事例 平成23年度及び現在まで ある _____ 人 延べ _____ 回

⑤ 医療費の支払いの滞納事例 平成24年9月末現在 いる _____ 人 延べ _____ 円

Ⅲ 生活環境・暮らしの状況

(1) 施設建物の形態について (該当する番号に○)

※生活単位とは入所児と固定されたスタッフを中心に、衣食住など基本的な生活が営まれる基礎グループであり、環境・構造的にも独立した形態をもつ単位とします。

1. 居住棟一体型 (多層構造や渡り廊下等で連なっている構造も含みます) 2. 居住棟分離型 (構造上は一体型であるが、出入口や仕切り等を設け、生活単位を分けて使用している構造) 3. 居住棟分棟型 (生活単位がすべて敷地内に分散した形で設置されている構造) 4. 居住棟分離・分棟併用型 (敷地内に上記2, 3を合わせて設けている構造) 5. 敷地外に生活の場を設けている(自活訓練も含む) SQ ()箇所、その場合、食事は1. 本体施設から配食、2. 自前調理、3. 配食+自前調理

(2) 居住スペースと生活援助スタッフの構成について

① 生活単位の規模別の状況 下表に数値をご記入ください。なお、上記設問(1) 施設建物の形態について で「1. 居住棟一体型」を選択された施設は、独立した援助(活動)単位を生活単位に置き換えて回答してください。

生活単位規模	～5人規模	6～10人規模	11～15人規模
①生活単位の設置数			
②その専任スタッフ数(人)	人	人	人

※ 専任スタッフ数は、規模別に複数の単位がある場合はその合計数を記入する

(3) 居室の形態別の設置数について

居室形態	個室	2人部屋	3人部屋	4人部屋	5人部屋	6～8人	9～10人	11人以上	計
居室数									室

(4) 「自活訓練事業」及び準じた取り組み(24年10月1日)

- 実施している → 自活訓練加算 措置 _____ 人 契約 _____ 人 うち加算対象外(独自の事業) _____ 人
- 今後実施する予定

(5) 余暇・外出の機会 (平成23年度の実績)

- 個人単位の外出の機会
 - ある → 1人平均 月 _____ 回程度
 - ない
- 宿泊を伴う外出行事
 - ある → 年 _____ 回
 - ない
- 外食・喫茶の機会
 - ある → 月 _____ 回程度
 - ない
- 買い物の機会
 - ある → a. 週1回以上 b. 月1回 c. 学期に1回
 - ない
- クラブ活動の実施
 - ある → a. 音楽 b. 創作 c. 運動
 - ない
- 保護者が参加する宿泊行事
 - ある → 年 _____ 回
 - ない
- 保護者が参加する園内行事
 - ある → 年 _____ 回
 - ない
- 地域の行事等に交流参加
 - ある → 年 _____ 回
 - ない

(6) 平成23年度の苦情受付の件数 _____ 件

→ その内容 1 施設運営に関する _____ 件 2 生活支援に関する _____ 件 3 その他 _____ 件

(7) 第三者委員等との相談の頻度

- 月1回程度
- 学期に1回程度
- 年に1回程度
- 相談の機会はない

(8) 外部の第三者認証機関による第三者評価の実施

- 実施した
- 実施していない
- 今後予定する

Ⅳ 地域生活・在宅支援サービスの状況

(1) 障害児等療育支援事業(都道府県の地域生活支援事業とした事業等)や療育相談事業について

- 実施している
- 法人内の他施設が実施している
- 実施していない

→ SQ 実施している場合、事業内容別に平成23年度の実施件数等

事業内容		23年度の件数
① 訪問療育等指導事業	巡回相談	件
	訪問による健康診査	件
② 外来療育等相談事業		件
③ 施設支援事業	保育所・幼稚園	件
	学校	件
	作業所	件
	その他	件

(2) 相談支援事業について

- 障害児相談支援事業
 - 事業指定を受けて実施している
 - 今後申請する
 - 実施していない
- 障害者自立支援法の相談支援事業
 - 指定特定相談事業を実施している
 - 指定一般相談事業を実施している

(3) 短期入所事業について

① 短期入所事業の実施

- 障害者自立支援法の事業所指定を受けている
SQ ⇒ 1) a. 空床型 + b. 併設型 専用居室 _____ 名 2) c. 単独型事業所 → 定員 _____ 名
- 今後予定する

SQ ⇒ 短期入所事業実施の場合の主たる対象者(該当に○)

- 障害児のみ
- 知的障害者
- 身体障害者
- 精神障害者

② 障害児の短期入所事業の実績(実施している事業所のみ) ※平成23年度はH23.4.1～H24.3.31

	実人員(人)	延べ件数(件)	延べ日数(日)
平成23年4月～24年3月	人	件	日
平成24年4月～24年9月	人	件	日

③ 短期入所の契約 短期入所の利用契約を結んでいる人数 _____ 人

(4) 日中一時支援事業について

- 日中一時支援事業の実施
 - 実施している → 実施の市区町村数 _____
 - 実施していない

② 日中一時支援事業の実績(実施している事業所のみ)

時間	4H未満		4～8H		8H以上	
	実人員	延べ人数	実人員	延べ人数	実人員	延べ人数
平成23年4月～24年3月						
平成24年4月～24年9月						

③ 事業の体制

- 入所児童と同じスペースで受け入れ
- 入所児童とは別の専用スペースで受け入れ
- その他 ()

① 定員との比率
 定員 _____ ÷ 直接処遇職員数 _____ = _____ *小数点第一位まで

② 在籍児童数との比率
 在籍児童数 _____ ÷ 直接処遇職員数 _____ = _____ *小数点第一位まで

VI 施設運営・経営の課題

(1) 施設の運営費について

① 運営費の決算状況 ※平成23年度資金収支決算書から施設会計分経理区分から記入をお願いします。

		平成23年度
経常活動による収支 経常収入決算額		円
内 訳	措置費収入事務費・各種加算含む)	
	措置費収入事業費	
	施設給付費収入(基本・加算・補足給付含む)	
	利用者負担収入(1割分・食費、光熱水費等)	
	経常経費補助金・補助事業収入	
	寄付金・雑収入等その他の収入	
会計単位・経理区分間繰入金等収入		
経常活動による収支 経常支出決算額		
当期資金収支差額		
経理区分 短期入所事業の総収入		円

※ 当期資金収支差額は、23年度の資金収支差額を記入して下さい。年度末の当期末支払資金残高ではありません。

② 現行の加算について受けているものに○印を付けてください

- | | | |
|-----------------------|---------------------|--------------------|
| 1. 看護師加算 | 2. 心理士配置加算 | 3. 栄養士配置加算 (給付費のみ) |
| 4. 栄養マネジメント加算 (給付費のみ) | 5. 福祉専門職員配置等加算 I・II | |
| 6. 小規模ケア加算 (箇所 人) | 7. 児童発達支援管理責任者配置加算 | |
| 8. 心理担当職員配置加算 | | |

③ 自治体の加算措置について ※公立施設は、国措置費・給付費を超えた運営費の場合は「ある」として下さい。

- | | | |
|-----------------|---------------------------|-------|
| 1. 職員配置等の事務費の補助 | a. ある | b. ない |
| 2. 事業費に対する加算措置 | a. ある (その場合 措置のみ 契約も含めて) | b. ない |

(2) 他種別施設の併設の状況

a 有 b 無

⇒「有」の場合 同一敷地内に昭和36年併設運用タイプの知的障害者更生施設の併設している場合でその併設施設との共用部分は(複数回答可) → 1 事務所 2 厨房 3 食堂 4 指導室 5 その他

(3) 今後の施設整備計画について

① 現在の建物の築何年数 築 _____ 年

② 老朽化等による改築・大規模修繕等の計画

- 平成24年度改築中
- 具体的に都道府県と協議している → _____ 年頃に改築等予定
- 施設・法人で検討している
- 計画していない → a. 改築済み(実施年 _____ 年) b. 改築していない

(4) 在所延長規定の廃止に伴う今後の児童施設としての計画について

① 障害者支援施設の指定について 1. 受けている 2. 受けていない

② 今後の対応の方針について

- 児童施設として維持する
- 障害者支援施設を併設する
- 障害者支援施設に転換する

③ 児童施設の定員の維持について

- 現行定員を維持する
- 定員を削減する ⇒ 削減数 _____ 名

④ 障害種別の一元化に向けて他の障害の受入れに伴う設備・構造について

- | | | | | |
|---------------|---|----------|-----------|----------|
| 1. 身体障害の車椅子対応 | ⇒ | a. 現状で可能 | b. 改築等が必要 | c. 受入れ困難 |
| 2. 盲・ろうあ児の受入れ | ⇒ | a. 現状で可能 | b. 改築等が必要 | c. 受入れ困難 |

(5) 児童施設における在所延長の理由等について

① 満20歳以上の方が在籍している理由とその数について (該当するものすべて)

- 両親もなく他の施設への移行が困難 _____ 人
- 保護者が慣れた施設を希望して成人施設への移行を望んでいない _____ 人
- 保護者が成人入所施設等しか念頭にないこともあり、入所が決まるまで待機している _____ 人
- 本人の障害により成人施設で受け入れを拒まれているため _____ 人
- 本人の希望により _____ 人
- その他(具体的な理由 _____)

② 満18歳以上の在籍児童の今後の見通し(本人の能力や自立支援法障害程度区分の見込み等からみて)

- 家庭引き取り _____ 人
- 施設入所支援対象 _____ 人
- グループホーム・ケアホーム対象 _____ 人
- 就労 _____ 人

(6) 児童相談所との関係

① 施設入所における対応について (複数回答)	1. 契約児童の児童票等が送付されなくなった 2. 保護者からの入所依頼が多くなった 3. 児童相談所からの相談等施設との連携が希薄になった 4. 児童相談所の保護者への相談が希薄になった 5. その他(_____)
② 児童福祉司等の訪問	1. 平成23年度の訪問がある 児童相談所数 _____ カ所 _____ 回 2. ない
③ 児童相談所への経過報告の提出	a. 措置 1. 年 _____ 回提出している 2. 提出していない b. 契約 1. 措置と同様に提出している 2. 提出していない
④ 児童相談所との連携	1. 県単位で児童相談所と施設の定期協議を行政主催で行っている 2. 協会児童施設分科会の活動の一環で児相と施設間の協議を実施している 3. 定期的に児童相談所を訪問して協議している 4. 特に行っていない
⑤ 31条の措置延長の意見書を提出	1. いる 2. いない
⑥ 契約児童の満18歳以降の延長 (63条の3の2の適用)	1. 児童相談所から連絡・協議がある 2. 市町村から連絡・協議ある 3. 連絡もなく満18歳を超えた期間の支給決定をしている
⑦ 満15歳以上についての対応 (新法63条の3)	1. 施設から児相に意見を提出している 2. 市町村の実施機関に連絡・意見書を提出している。 3. 保護者に援護の実施機関に訪問を促している 4. 具体的な対応はしていない

(7) 利用者負担金の未収状況等

① 利用者負担の未収 平成23年度決算時に計上した未収は _____人 総額 _____円
内 平成22年度以前の未収がありますか _____人 総額 _____円

② 未収による契約利用の児童の生活への影響（学校・医療関係を除く）

- a. 衣服等の準備に支障をきたしている児童 1. いる _____人 2. いない
b. 外出等余暇の活動を控えている児童 1. いる _____人 2. いない
c. 利用料滞納等で親の来園が少なくなった児童 1. いる _____人 2. いない
d. その他 (_____)

(8) 助成制度

- ① 医療費に対する助成制度が
a. 施設所在地の都道府県で 1. ある（重度・中経度） 2. ない
b. 出身市町村で 1. ある（その市町村数 _____） 2. ない
② 利用者負担の何らかの助成制度
a. 施設所在地の都道府県で 1. ある 2. ない
b. 出身市町村で 1. ある（その市町村数 _____） 2. ない

(9) 施設運営費

- ① 23年度は激変緩和措置を 1. 受けた 2. 受けていない
② 24年度は激変緩和措置を 1. 受けている 2. 受けていない

ご協力ありがとうございました。